

服部連の墓

元和年間玄正檀家の協力を得て之を再建せり。境内は參百九拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏を存す。

服部連の墓は字塚脇にあり、もと上宮神社ありしが、明治四十一年十一月七日服部神社に合祀せられて今はなし。即ち此の地は連の墳墓地にして、其の墓上に祠を建て、其の靈を祀りしものなりといふ。廣さは壹反五畝九歩にして老樹蒼鬱せり。又其の側に一塚あり、御女ヶ塚と呼び。服部連の妻を葬りし所なりと。尙攝津志には本地に安國寺家ありと記せるも、今其の所在定かならず。

服部砦の址

服部砦の址は西南字大藏司にあり、三好長慶の支城を郡家に築くに當り、水利其の宜しきを得ざるを以て、水道を設けて服部の河水を郡家に引き、城の成るや此の地は其の水源なるを以て、砦を築いて兵士をして守らしめたる所なりといふ。今其の址は明に認め難けれども、郡家井戸といへる小池を存せり。

本地は元和八年より徳川氏代官の支配となり、寛永十年永井日向守直清の領地に移り、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、明暦二年牧野佐渡守の領地に換り、寛文八年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年永井伊賀守尙庸の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區十番組に入り、同八年四月三十日第九大區一

小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字原

本地は古來島上郡に屬し、苅原の里と呼びしが、天喜年中より大原の莊といひ、後單に原村と稱す。姓氏錄攝津國諸蕃に「原首、直神宿禰同祖、禰王之後也」と見ゆる原氏の居りし所ならん。字地に城山・原下條・原上町・原東町・原西條・原中村といへるあり、攝津志村里の條に「原屬邑六」と見ゆるは此の字地を指せるものなるべし。四面山を繞らし、神峰山は東北に聳え、南方漸く低下し、芥川は中央を流れ、丹州街道通せるも溪澗の部落なり。然れども元明天皇の和銅四年正月、初めて都亭驛を置かれて大原驛と稱せし所なれば、當時にありては交通上要樞の地たりしものならん。

續日本紀 元明天皇和銅四年春正月丁未、始置都亭驛山背國相樂郡岡田驛・綴喜郡山本驛・河内國交野郡楠葉驛・攝津島上郡大原驛・島下郡頓村驛・伊賀國阿閉郡新家驛、

原ヶ池は西北に當れる阿路ヶ谷の山頂にあり、山は復た謂ゆる原山ならん。山・池ともに古詠に上れる勝地 して、池は周圍壹町に跨れども、今は蘆葦叢生せり。

原山

名 寄 原山のさゝやの床のかりふしに鳥の音きこゆ明ぬ此夜は

藤原爲家

原ヶ池

御 集 原の池の岸へに立てる藤はかま色の千くさの涙もかくなり

順徳院

六 帖 原の池に生ふる玉藻の假初に君をわか戀ふ物ならなくに

紀貫之

夫 木 原の池の玉藻に花を咲きにけるみきはの萩の影を宿して

源仲正

同 うへしこそ水とちけれ霜かれの冬野につく原のいけ水

藤原信實

同 知るや君つらも隙なき原の池にかいらぬ鶯の夜半の浮れを

讀人しらす

後拾遺 うは玉の夜をへて氷る原の池は春と共にや波も立つへき

藤原孝善

堀川次百 冬さむみ鳴鳥すたぐ原の池もよにむすほうる氷なりけり

藤原仲實

新 六 原の池の水鏝ましりの浮ぬなげ我にもあらず世に紛れつゝ

藤原爲家

散木奇歌 原の池のあし間にやとる月影はわかれし秋の形見なりけり

源俊賴

千 首 花を摘む袖かと思ればむらさきの藤咲きかゝる原のいけ水

藤原爲尹

城山

城山は西南大字服部の字塚脇との間にあり、山容城の形に似て樹木茂生せり。攝陽群談に帶仕古城といへるものは是れならんか。天文年中三好長慶の據りし所にして、其の牙城といへる所に小祠(佛手神社)を祀り、裡に物を藏め、長慶の位牌なりと傳ふるも、古記の徵すべきものなし。

八坂神社

八坂神社は字西市の上にあり、素盞鳴命を祀れり。社記に依れば、清和天皇の御宇諸國疫疾流行し、當村も亦之に傳染して死者多かりしかば、祭神を迎へ祀りしもの當社の起原なり。後當社の乾なる阿路ヶ谷といへる溪谷に池ありて大蛇之に潜伏し、時々出で、村民を惱ませり。依て村民は當社に祈願し、弓矢を以て之を退治しければ、後其の故事に象り、毎年二月八日綱引と稱して祭禮せりと。明治五年村社に列し、大正三年六月二十日字城山の無格社勝手神社(受髮命)を合祀せらる。境内は五百九坪を有し、本殿・拜殿・神饌所・社務所・土藏等を存す。末社に事乎神社・多賀神社・春日神社・稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は四月八日なり。

神峯山寺

神峯山寺は神峯山の麓にあり、根本山と號し、天台宗延曆寺末にして毘沙門天を本尊とし、脇壇に禪膩子童子・吉祥天女を安置せり。優婆塞役小角の草創にして、開成皇子の開基なり。初め小角の葛城峯にあるや、四方の峯嶺を望見するに、北方に高山ありて金光燦爛たりしかば、朱鳥十一年夏六月錫を飛ばして金光の所に來る、是れ日域七高山(拾芥抄七高山にいほく、比叡山・比良嶽・伊駒山・愛宕山・金峯山・葛城山・神峯山)の一たる當神峯山なり。峻嶺四に繞りて蘿葛繞繚、幽溪中に通じて流泉涼々、天地世塵を絶ち、誠に靈應の勝區なりければ、小角踟躕しつゝありしに、藏王の三尊紫雲の裡に現じ、成童忽然として出で、曰く、われ其の名を金毘羅童子といひ、もと豊葦原開闢以來此の山の守護神たりしが、所願ありて和光同塵假に金毘羅童子と化現せるものなりとて、小角に従ひしかば、小角は直に山を闕き伽藍を草創せり。後童子

小角に謂て曰く、巽位に明王嶽あり、頂に靈木を存し、藍婆・毘藍婆の二神之れを守護せり、願はくば獲て毘沙門天の像を刻し本尊となさんと。依りて小角嶽に登り二神に乞ひしに、二神靈木を與へ、且以來當山の守護神たらんと誓ひ給へり。童子は靈木を獲て尊像四體を作りければ、小角乃ち末代佛法不絶の地に安せんと祈念せしに、初の一體毫も動かずして、他の三尊は悉く三方に飛びて、一は鞍馬山に至り、一は信貴山に止まり、他の一は北山に行けり。而して此の山は其の第一像の止まれる所なるを以て、根本山と名稱せり。後寶龜五年六月開成皇子彌勒寺(山勝尾)より當山に入り給ひしに、二白鳥あり、皇子を導きて九頭龍瀧の邊に到り、影向の松に停まれり、謂ゆる手引鳥是れにして、今に山中二鳥のみなりといふ。依て皇子は大に僧房を起して中興の祖となり、坊數二十一・寺領壹千參百石を有し給ひしと。大治年中當山の麓なる大原の莊に橘輔元なるものあり、曾て惡疫を患ひ、當山の毘沙門天に祈願して九頭龍の瀧に浴せしに、病苦頓に癒えしかば、感喜の餘僧となり、良忍上人を師とし、良恵と稱して當山に住し、大に土木を起して伽藍を建營せり。降て明和二年劫火に罹り、安永六年十一月僧某更に之を再興せり。然れども古の二十一坊は漸次轉退し、明治維新の初め最も衰頽を極め、寶塔院(本)・寂定院・龍光院の三院となる。神峯山寺は一山の總名にして住職なかりしが、明治七年教部省第三號布達に依りて住職を命せらる。古來皇室の歸依甚だ厚く、元正天皇は養老五年五月御不豫のとき、本尊毘沙門天に祈禱を爲さしめ給ひ、聖武天皇は天平九年三月大般若經六百卷を書寫せしめ

て、玉體の安全と國家災厄の除却とを祈らせ給ひ、同二十年勅して荏原の里にて莊田八百畝を賜ひ、光仁天皇は寶龜年中勅して寶祚長久を祈り、官租を捨して開山堂を建て、又如法執行の爲め谷川(川久保)の田參百畝を賜ひ、桓武天皇は延暦十年十月大原の莊田參百歩を下賜して、大般若經を讀誦せしめられ、文德天皇は天安元年五月勅して山林を寄附し給ひ、清和天皇は貞觀二年聖駕を枉げさせられ、陽成天皇は天慶八年勅して本院神峯山寺・奥院本山寺兩堂の佛舎・鎮守等悉く御造營あらせられ、且供養の導師として叡山座主安藏大和尚を請じ給ひ、醍醐天皇は延喜二年御不豫の節宣旨を賜ひ、嘗て小角の所持せし破五銛を寄附し、御平癒の後又宸翰を賜ひしといふ。皇族にては曼珠院宮は「根本山」の額字を賜ひ、伏見宮邦家親王は天保五年二月「日本最初毘沙門天王」の親筆を賜ひぬ。武門の崇敬も等しく厚く、足利義滿は天龍硯及び鯉魚盆を寄附し、松平彈正は屢登山し、牛の玉と稱するものを寄附し、淀君は圓鏡を寄附し、豊臣秀頼は慶長九年諸堂を造營せり。後高槻城主永井氏は慶安二年六月將軍家へ朱印の下付を上請し、且唐金燈籠及び花瓶を寄附し、同年八月に至りて三代將軍家より朱印地を下付せられしが、明治の初年に至りて上地せり。寺域は古は東西八町・南北貳拾五町に亘りしも、今は大に減じて貳千貳百四拾八坪となる。伽藍は崖に倚りて建ち、本地より入るを得べし。途に雙松あり、自ら門を爲して御幸門と稱し、寺の第一門たり。門に入る數十歩一石あり、葛城山遙拜所といふ。行くこと暫時にして一小石あり、笈懸石といひ、小角の笈を掛けしものと傳ふ。又一砥あり、不

老といひ、溪を侶律と稱す。之を過ぐれば直に總門あり、大治二年の建築にして、傳述慶作の二王天像を安置し、幾回の災厄を免れて現存せるものなり。傍に二王石あり、阿呼の石といひ、行者の藍婆・毘藍婆の爲めに建てし所なり。門内左に坊舎あり、右に溪流あり、坊舎に沿ひて歩すること僅にして影向松あり。石階を登れば當面に本堂あり、右に輪藏あり、左に觀音堂あり、像は大和の長谷寺觀音像と同木同作なりといふ。其の傍に光仁天皇の御分骨塔あり、十三重にして高さ九尺六寸、開成皇子の建設なりと。乾位に同皇子埋髮の塔あり、五重にして高さ四尺參寸なり。本堂の後方高所に開山堂ありて小角の像を置き、石礎は梯の如く起ちて碧空に聳ゆ。其の東に九頭龍の瀑布懸れり、幽邃靜寂の氣山に満ちて、實に千古の精舎なり。寺寶頗る多く、中に金岡筆着色絹本十六善神畫像壹幅・章安大師筆着色絹本天台大師畫像壹幅・惠心僧都筆着色如意輪觀音畫像壹幅・得道上人作十一面觀世音立像木造壹軀・惠心僧都筆着色絹本十三尊佛畫像壹幅・狩野元信筆着色絹本千手觀音畫像壹幅は明治二十四年七月三日、毘沙門天立像木造壹軀・達摩筆着色絹本三尊佛畫像壹幅は同二十六年五月二十八日、美術上參考たるの鑑査狀を附與せられ、絹本着色佛涅槃圖壹幅・木造阿彌陀如來座像壹軀・木造聖觀音立像貳軀は同四十五年二月八日國寶となる。

本山寺

本山寺は本山寺山の半腹にあり、北山と號し、靈雲院と稱し、天台宗延曆寺末にして毘沙門天を本尊とす。神峯山寺と同じく役小角の草創なり。小角の葛城山より神峯山に來り、明王嶽に登りて得た

る靈木を以て毘沙門天像を作りし時、其の第四像の飛行して止まりし所なり。像の此の地に止まるや、小角は堂宇を起して之を安置せり、故に或は當寺を神峯山寺の奥院といひ、靈像の應驗日に新にして、鞍馬・信貴と共に本邦三毘沙門の稱あり。寶龜五年六月開成皇子小角の德行を敬慕し來りて遺跡を弔ひ、堂宇を建て、以て祝國の道場とし、且大般若經を一字一石に書寫して此に納め給ひしより、鐘樓・經閣・鎮祠・香積等の諸宇初めて備はれり。後崇徳天皇の大治年中、本州の刺史に橘輔元といへる者あり、父子共に癩を病みて百藥も更に其の効あらざりしに、堂後の瀧に浴して忽ち平癒したりしかば、遂に僧となり、産を捨て、堂塔を修補し、其の子忍惠は近衛天皇の勅に依り、入りて當山第十八世となり、降て松永久秀は祈願して立身するを得たり。天正年中高山友祥の爲に劫火に罹り、一朝にして灰燼と化せしが、慶長八年豊臣秀頼之を再建し、其の後寶永元年桂昌院に修補せられて今日に至れり。疆域は城・丹二州と境を接する所にありて、貳萬六千七拾貳坪の廣さを有せり。登路二條あり、一は岩手村大字成合よりし、一は同村大字川久保よりす。後者は本道、前者は間道なり。兩者共に峻嶮なれども、登るに隨ひて願望の眼界愈濶く、三州の光景を眸裡に收め、景の已に盡くる所に至り、兩道合して一となれり。其の會合點に當りて一圓形を劃し、一石に「寶匿印塔」の四字を鐫せるものは、是れ陀羅尼經埋藏の所にして、之に面せる南方の小丘は輔元の庵址にして礎石今に存し、土地高く且眺矚の濶きを以て櫓塚の稱あり。櫓塚を抱ける兩坂は之を小豆坂と呼び、輔元の融通念佛の數取にせし小豆を

散せし所なりといふ。進みて賽路に入り、山門の址を過ぐれば、左側の石壁上に般若塚あり、開成皇子の一字一石の般若經を埋め給ひし所にして、五輪塔一基を置けり。兩側是より石壁となりて樹は愈茂り、一步は一步より幽邃を加へ、唯脚下遙に溪流の聲を聴くのみ。是れより參町の内方に總門あり、掲ぐるに廣澤筆「北山」の額を以てす。同門を入れれば右側の石壁は高さ七尺に餘り、上に福塚あり、昔山麓の一貧婦毘沙門天の靈によりて福を掘出せし所なりと。賽路は此より左折して、左側は修竹林を爲し、右側は石壁高さ貳丈に餘りて宛然城廓の如く、しかも磴道と共に紫苔厚く封じて千古の蒼色掬すべし。鐘樓は壁上にありて庫裏に對し、本堂は更に數十級の石磴上にありて南に向ひ、東方に開山堂を控へ、西方に首無地藏尊を置けり。地藏は曾て美女と化して久秀に首を斬られしものなりと傳へ、開山堂に安置せる小角の像は、寶龜五年開成皇子の親しく刻して安置し給ひしものなりといふ。本堂は桁行六間・梁間五間にして、本尊毘沙門天の像は小角の作、兩脇土吉祥天女・禪膩子童子は行基の作なりと傳へ、共に傑作にして其他大日如來座像・觀音立像・不動立像(傳智證天師作)及び宇賀神(尺五寸)等皆凡ならず。後方石壁を越えて右に開山墳あり、其の麓に二道あり、一は十數町にして丹攝の國境に至り、一は瀧に達す。瀧は數町の奥にありて道極めて峻なり。初め小角の來りて修補せし時、晨には白雲を帯びて青天に映じ、夕には斜日を含みて彩虹を吐き、水色變じて五となりしかば、五水の瀧の名あり。今は高さ五六間・幅貳參尺にして極めて小なれども、奇岩怪石兀として峙ち、其の下流の

邊疊むに石を以てし、人をして座に當年を偲ばしむるものあり。其の北方數町の奥に當りて一山更に雲表に聳え、數章の古松蒼鬱として蒼穹を摩する所に天狗岩あり、高さ壹丈に餘りて小松之れより生せるは奇觀なり。寺寶多し、中に木造毘沙門天立像壹軀・木造聖觀世音立像壹軀は、大正二年四月十四日國寶となる。

淨圓寺

淨圓寺は字岩井谷にあり、教向山と號し、淨土宗西山派禪林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。西谷淨音なるもの幽邃靜閑の地を好み、文永六年居を大原の莊に卜し、一字を創立したるもの即ち當寺なり。其の地は同庄の河原にして水災に罹れることありしを以て、元祿十六年當所に移り、文久二年俊應檀家の協力を得て之を再建せり。境内は參百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。

圓證寺

圓證寺は字上柳の手にあり、阿字山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜三年の創立・誓祐の開基なり。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和八年より徳川氏代官の支配となり、寛永十年永井日向守直清の領地に移り、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、明暦二年牧野佐渡守の領地に轉じ、寛文八年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年永井伊賀守尙庸の領地となり、村高八百貳拾貳石壹斗壹升貳合の内、六百六拾貳石壹斗八升七合は同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四

日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の拾六石五斗壹は慶安二年八月より神峰山寺領・九拾六石貳斗貳升四合は年曆不詳龍安寺領・四拾參石は同妙心寺領・四石貳斗は淨國寺領となりて各寺相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて加納藩の支配となり、同二年六月加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄に轉ず。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區十一番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區十一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 萩谷

本地は古來島上郡に屬し、萩谷村と稱す。大字原の西に接し、北は丹波國南桑田郡柏原村に界し、丹波街道は南方磐手村大字成合より來りて中央を貫き、北向して丹州に入れり。四面突凡たる山峯に圍繞せられて、地形は盆の如し。

諏訪神社は字明化坂にあり、武御名方神を祀れり。貞觀元年十一月十二日の勸請なりといふ。明治五年村社に列せらる。境内に壹百八拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。末社に二柱相殿社あり。

諏訪神社

氏地は本地一圓にして、祭日は十二月十二日なり。

西法寺は字明花にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明八年本願寺八世蓮如の創立なりといふ。天文二十三年火災に罹りて堂宇記録等悉く烏有となり、元龜二年末に至り淨寶之を中興し、享保二年四月檀家の協力を以て更に再建せり、現在の堂宇是れなり。境内は壹百七拾坪を有し、本堂・拜堂・庫裏・藥醫門を存す。

西法寺

長賢寺は字清瀧にあり、放光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。天正年中住職道意檀徒の協力を得て再興し、寛保三年十一月火災に罹りて燒失し、延寶三年今の堂宇を再建せり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を有す。

長賢寺

本地は元和八年より徳川氏代官の支配となり、寛永十年永井日向守直清の領地に移り、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、明暦二年牧野佐渡守の領地に換り、寛文八年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年永井伊賀守尙庸の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十五分畫に屬したるの外は、大字原に同じ。

大字 一 舊 石 高 明治九年改正 明治九年一月 町村制施行 町村制施行 大正元年五月 大正九年七月一日
有 町地反別 一日現在人口 當島の反別 當時の人口 未日現在人口 國勢調査の人口

眞上	六〇・五〇〇	七九・〇一七	三三	八七・〇五七	三六
服部	一・五二・九七九	一・三・五二九	一・〇一七	二二・一〇一	一・三
原	八二・一一〇	五二・〇一〇	一・三九七	七〇一・五〇八	一・〇九
萩谷	一八・四九〇	二〇・三二七	三五	二〇一・六二八	三五
計	一〇九・五一六	一三二・一〇七	一・三九七	一・一〇一・九二二	一・〇一〇

第六項 阿武野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、塚原村・土室村・宿名村・氷室村・奈佐原村・岡本村・宮田村・赤大路村・靈仙寺村の九ヶ村は、從來團結の習慣を存し、地形民情交通共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、阿武山の名を採りて阿武野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字塚原

本地は島上郡に屬し、もと兒屋郷の内にして四個莊に屬し、塚原村と稱す。舊郷名は和名抄に「島上郡兒屋郷」と見ゆるものはこれにして、村名は數十の墳塚累々として横はりしより起れるなるべし。

八十塚

八幡神社

經王寺

塚は阿武山麓にありて、八十塚といふ、蓋し其の数の多きをいへるならん。しかも其の何人の墳塚なるかは詳ならず。或はいふ、仁徳天皇御宇の公卿の墳墓を此に設けしものなりと。

八幡神社は字上宮にあり、天照皇大神・應神天皇・天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百六拾八坪を有し、本殿・拜殿・神具庫を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

經王寺は字地獄谷にあり、昌信山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。天正十九年日通の開創なり。享保七年檀家の喜捨財を以て日近之を再建せり。境内は四百坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。外に妙見堂・經王堂・鎮守堂あり。

本地は寛永年間より板倉周防守の領地たりしが、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區七番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十三分畫に屬し、同十三年七月二日宿名村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 土室

本地は古來島上郡に屬し、もと兒屋郷の内にして四個莊に屬し、はにいほ埴廬と呼びしが、後轉じて文字を改め土室村と稱す。埴廬は日本書紀欽明天皇二十三年冬十一月の條に、「新羅遣使獻並貢調賦、使人悉知國家憤新羅滅任那、不敢請罷、恐致刑戮不歸本土、例同百姓、今攝津國三島郡埴廬新羅人之先祖也」と見ゆるもの是れなり。埴廬の稱は蓋し使人等の其の國風に從ひ、粘土を以て其の居室を營みしより起りしものならん。攝陽群談には葉室の里なりとせり。

豐治百首

この山の麓に見る吳竹の葉室の里のさゝのおもかけ

藤原光俊

八幡神社

八幡神社は字奥の森にあり、天照皇大神・應神天皇・天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百拾壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

明覺寺

明覺寺は字宮の馬場にあり、阿武山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基教善は明應二年本願寺蓮如法主の直弟となりて當寺を創立し、寛永三年四月檀家の協力を以て再建せり。境内は貳百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日一村獨立したるの外は、大字塚原に同じ。

大字 宿名

本地は古來島上郡に屬し、宿名村と稱す。

本地は寛永年間より板倉周防守の領地たりしが、慶安二年永井日向守直清の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字塚原に同じ。

大字 氷室

本地は古來島上郡に屬し、もと四個莊の内にして氷室村と稱す。口碑に依れば、往時女瀬川の東部に女瀬村ありしといへども、今其の名を存せざるより見れば、本地に合併せられしものならんか。本地附近には古來鬪鷄野の稱あり、鬪鷄野は仁徳天皇六十二年に額田大中彥皇子の獵りし給ひし所にして、村名は其の氷室のありしより起れり。矢部郡に夢野村あり、同じく鬪鷄野の舊地なりと傳ふれども、産土神に鬪鷄の社名あり、祭神中には大中彥皇子を祀り、隣地なる大字岡本の前塚は同皇子の墳なりと傳へ、かつ氷室の舊蹟を存すれば、鬪鷄野は彼にあらずして本地附近ならん。而して氷室塚は總持

鬪鷄野

氷室の址

寺街道の西にあり、高さ參尺・周圍七拾間にして樹木繁茂せり。裡に二窟あり、方參間・深さ壹間、古の氷を藏めし址なりといふ。

日本書記 仁徳天皇六十二年の條 是歲額田大中彥皇子獵于鬮鷄、時皇子自山上望之、曠野中有物、其形如廬、仍遣使者令視、還來之曰、窟也、因喚鬮鷄稻置大山主、問之曰、有其野中者何爾矣、啓之曰、氷室也、皇子曰、其藏如何亦奚用焉、曰、湖土丈餘、以草蓋其上、數敷茅茨、取水以置其上、既經夏月而不泮、其用之即當懸月漬水酒以用也、皇子則將來其水獻于所 天皇歡之、自是以後每當冬季必藏氷 至春分始散氷也、

新名寄	鬮鷄の村に大山守が納めたる氷室は今も絶せきりけり		
續後撰	埋れてきえぬ氷室のためしにや世になからへばならんとすらん	俊	成
夫木	いにしへのつけの御符それよりや氷室のおもたてはしめけん	中務卿御子	
同	いろさむき氷室のためし見えそめてしらかされたるけふの衣手	爲	實
同	すへらきのみことすふし消せればけふも氷室のおもたつなり	俊	頼
堀川百首	六月の空のけしきもかはられとあたりす、しき氷室山かな	顯	仲

八幡大神宮は字鬮鷄山にあり、一に鬮鷄神社又は鬮鷄野神社とも呼び、天照大神・應神天皇・仲哀天皇・神后皇后・仁徳天皇・額田大中彥皇子・天兒屋根命を祀れり。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は四百拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

八幡大神宮

萬徳寺

萬徳寺は字中垣内にあり、氷室山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。鋭吟なるもの文明年間本願寺蓮如法主の直弟となり、永正五年九月十一日檀家の協力に依りて創立し、其の後本堂大破しければ、正徳二年四月二十三日之を再建せり。境内は四百拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・鼓樓・土藏・藥醫門を存す。

廣宣寺

廣宣寺は同字にあり、大法山と號し、日蓮宗本法寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長八年日通の創立なり。其の後無住たりしこと久しく、記録散佚して寺歴明ならず。享保十年日順之を再建し、字鬮鷄野九番屋敷にありしも、明治三十五年五月十四日當所に移轉せり。境内は貳百八拾五坪を有し、本堂・庫裏・表門を存す。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日一村獨立したるの外は、大字塚原に同じ。

大字岡本

本地は古來島上郡に屬し、もと四個莊の内にして岡本村と稱す。

白山神社は字東の山にあり。所傳に依れば、雄略天皇の二十三年伊勢齋宮皇女倭姫の命を奉して其の臣豊足彦は五柱の皇大神を奉祀すべき靈地を諸國に覓め、今の山田村大字山田小川に齋祀して本地

白山神社

を領し、其の裔の同豊足彦を祀りしもの即ち當社の初めにして、岡本神社と稱せしと。然れども今は社名も改まりて、伊邪那美命を祀れり。思ふに其の間に事情の存せしものなるべきも、沿革詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。本社に小島神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

法圓寺

法圓寺は字西の山にあり、岡本山と號し、黄檗宗萬福寺末にして釋迦如來を本尊とす。元祿十一年七月丈山の開基なり。もと西成郡中津町大字下三番字小田にありしが、大正元年十二月二十五日當所に移轉せり。境内は貳百六拾坪を有し、本堂・向拜・庫裏・表關・表門を存す。

前塚

前塚は東南耕地の中にあり、高四間半・東西貳拾間・南北拾八間・周圍壹町拾參間許、額田大中彦皇子の墳墓なりとの傳説あり。已に記せしが如く、同皇子は此の附近なる鬮野に狩し給ひしことあるのみならず、大字氷室の鬮野神社祭神中には同皇子を祀り、西國街道より北に額田街道の古名存すれば、蓋し縁由の存せるものならん。今を距ること數十年前、里人塚の邊を掘鋤せしに、曲玉・管玉・石鏡・劔等を得、深く鑿つに及び石棺現れければ、其の得し所のものを故の如くに收めしといふ。

車塚
岡本城址

攝津志には車塚ありと記すれども、今其の所在詳ならず。尙岡本の古城址ありと記すれども、是れ復た其の址定かならず。

本地は明暦年間より徳川氏代官の支配たりしが、萬治二年麾下小田切美作守の采地となり、同氏世

襲して同愛之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區八番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 奈佐原

本地は古來島上郡に屬し、もと四個莊の内にして奈佐原村と稱す。大字岡本及び同氷室の北にありて、東西北の三面に山を繞らし、阿武山は西北に聳え、山は蛇山ともいひ、全山樹木なく、躑躅のみを生じ、風景佳絶にして、美人山の稱あり。

阿武山

美人山

藤井竹外

萬葉山榴槤櫻芳 佳期底事也范々 美人山上背花立 却望美人天一方

美人見寄詩

同

終年謝客閉柴關 車馬絕蹤心身閑 只是無朝無暮望 西方恰有美人山
灑上 偶 詠

別却桃花減却春 仙郎憔悴水之濱 扁舟欲繫相思夢 恰好山名是美人

森 春 濤

稻荷神社

稻荷神社は字社の前にあり、宇賀御魂神を祀れり。創建の年月は詳ならず。社記に依れば、往時附近四ヶ村の共有に係れる神輿祭ありしが、當村の旱魃に苦みける時、一少女に憑りて神輿を阿武山の頂なる殿岡の峯に埋めなば、溪谷より出水せしめて永く乾涸の害なからしめんと神諭ありしかば、神慮に任せて其の神輿を埋めしに、果して爾後旱害を免れ、今も大旱の節に、近郷より山に登りて祈禱すれば、忽ち感應ありと。もと神領として數町の田園ありしも、變遷幾回して一步をも存せざるに至りしといふ。明治五年村社に列せらる。境内は參百六拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

八幡神社

八幡神社は字鍋谷にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は四百坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

大將軍神社

大將軍神社は字宮の前にあり、久那斗神・八衢比古神・八衢比賣神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は拾六坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

淨正寺

淨正寺は字北浦にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十四年祐

正なるもの檀家と協力して創立せし所なり。境内は參百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏・門を存す。

本地は寛永七年より板倉周防守の領地となり、明曆二年徳川氏代官の支配に移り、寛文六年米津出羽守の領地に轉じ、貞享元年松平縫殿頭の領地に換り、元祿七年内藤上總介の領地に屬し、同八年再び松平縫殿頭の領地に移り、正徳元年内藤式部少輔の領地に換り、同年再び徳川代官の支配に歸し、享保二十年太田備中守の領地に轉じ、元文五年三たび徳川代官の支配に歸し、寛保三年小堀縫殿頭の領地に屬し、文化六年永井遠江守の預所に換り、天保十四年四たび徳川代官の支配に歸し、弘化元年再び永井遠江守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區七番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字宮田

本地は古來島上郡に屬し、宮田村と稱す。傳説に依れば、本地は古の藍野の里にして、繼體天皇大和國磐余玉穗宮の御宇、此の里の少女辟され、後宮の嬪となりて寵幸を得けるに、一日天皇后宮に宴し、從容として諸國米穀の良否を侍座に問ひ給ひしかば、少女奏して曰く、妾が郷里に産出せるもの恐らくは天下の良品ならん、願はくば供御に召させられ給はんことをと。天皇有司をして之を搜らしめ給ひしに、果して良米なりしを以て、地を撰みて供御の田に充て給ひければ、里人は其の地を稱して宮田と呼び、星霜幾變遷して藍野の名を没し、宮田の稱は村名となれりと。其の果して然るや否は不明なれども、傳説或は眞ならんか。

春日神社

春日神社は字弓場の前にあり、武甕槌命・經津主命・天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならざれども、棟木に「仁和元年乙丑九月四日奉勸請」と記載あれば、同年の勸請ならん。明治五年村社に列せらる。境内は七百拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に大將軍社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十四日なり。

淨流寺

淨流寺は字西史にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文三年十一月宗圓の檀家と協力して創立せし所なり。境内は貳百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和七年板倉周防守重宗の領地となり、明暦元年徳川氏代官の支配に歸し、寛文二年大坂城代青山因幡守宗俊の役地に轉じ、延寶・天和の頃不明、貞享元年土屋相模守正直の領地に移り、(同二年九月に至る二年一ヶ月間領主不詳なるも蓋し内藤大和守重頼ならん)同四年松平因幡守信興代りて領し、元祿元年徳川代官の支配となり、文化七年永井飛彈守直與の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區五番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字赤大路

本地は赤大路村と稱し、文祿の檢地帳に芥川郡赤大路村と見ゆれば、當時以前より已に島上郡所屬たりしも、往時にありては島下郡所屬たりしものなるべし。所在の位置を地圖に就て見るに、太田村(三島村大)と中城村(同河大)の間において、舊島下郡に突出し、假りに其の北方太田村の郡界より南方中

城村の郡界に亘りて一直線を畫するときは、本地は島下郡に入ることとなる、此の一線は即ち往時の境界線たりしものなるべし。單に是れのみならず、大阪府神社明細帳本地鳴神社の條に、本地は往古島下郡たりしことを記し、大阪府地誌には同社を延喜式内の大社なりしと載せ、同社の延喜式島下郡に載せられたる三島鳴神社なりといへることは一般に唱道する所なれば、もと本地は島下郡所屬たりしも、中古郡界の錯亂に依りて島上郡所屬となりしものと思はる。村名は子安神社の條に見ゆる傳説の如きもの、蓋し其の起因ならんか。

鳴神社

鳴神社は字鳴林にあり、大山積命を祀れり。舊記を傳へざるを以て由緒不明なれども、俗に五位の鳴社又は三島神と稱し、延喜式に載せられたる島下郡三島鳴神社なりと傳へ、其の之を記せるものを見るに、大阪府地誌にも延喜式内の大社なりしと明記し、大阪府神社明細帳にも、傳に依れば鎮座の地所はもと島下郡なりと稱し、村も往古は島下郡なりしも年曆不詳島上郡に入りし旨を記して式内社なることを暗示し、又一般にも式内島下郡三島鳴神社なりと唱道せらるゝは、古來より傳ふる印象の深きものあるに依れるなるべく、攝津志には、今の三箇牧村大字三島江の三島鳴神社を式内島下郡三島鳴神社なりと記せるも、同地は古來よりの島上郡にして、延喜式に記せる島下郡の明文に符合せざれば、同社を同式内社なりとせるは恐らくは非ならん。同社已に非なりとせば、當社は傳ふるが如く同式内社なるも、本地の島上郡所屬となり且社頭の衰微等に依りて、いつしか三島江の三島鳴神社を式内

社なりと稱するに至りしものなるべし。當社往時の神域は壹町五反歩餘の廣さを有せしが、中古五反歩餘に減じ、左右の山林壹町餘は除地たりしも、享保以來高入となり、社殿も應仁の頃兵燹に罹りて燒燼せしかば、其の後再建し、文祿年間再び造營せりといふ。明治五年村社に列せらる。今の境内は壹千九百七坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は舊二月二十五日なり。

子安神社

子安神社は字子安にあり、菅原道眞の側室・其の子及び道眞を祀れり。傳へいふ、醍醐天皇の延喜元年菅原道眞の太宰府に謫せらるゝに際し、側室孕んで臨月なりしが、別れを惜みて道眞の後を慕ひ來りて本地を過ぎけるに、俄に産氣を催して人家に避くるの邊なく輿中に産せしかば、侍者倉皇輿を昇ぎて民家に入りしも、淋漓たる流血は輿中より漏洩し道路亦く染まりければ、里人呼んで赤大路といひ、後遂に村名を爲せり。同側室の産するや、里人之を憫みて介抱せしも難産なりしが爲め、産後の經過悪しく遂に本地に於て死去しけるに、其の死期に臨み、里人の介抱せし厚意の尋常ならざりしを深く感謝し、死後は婦人安産の神たらんと誓はれしかば、里人社殿を作りて祀りしもの即ち當社にして、爾後村中難産する者なく、諸國よりも參詣するもの多しと。境内は貳百五拾四坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

本地は元和五年より京都所司代板倉周防守の役地たりしが、承應三年十一月より萬治元年に至るま

で領主不詳、萬治元年徳川氏代官の支配に歸し、同三年麾下松平下彦兵衛の采地となり、同氏世襲して同鎌太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字宮田に同じ。

大字 靈仙寺

本地は古來島上郡に屬し、靈仙寺村と稱す。村名は靈仙寺の名に因めり。

靈仙寺は字彌ヶ谷にあり、鶴林山と號し、眞言宗高野派南院末にして不動明王を本尊とす。寶龜九年開成皇子の開創にして靈山寺と稱せしが、後靈仙寺と改む。天正の頃までは萱の坊・東南坊・西の坊の三坊並立せしも、同年中高山友祥の劫火に罹り、堂宇悉く烏有となりて衆僧離散しけるに、萱の坊の住僧弘晴法印密に本尊を負ひて丹後に隠れ、世の鎮まるに及びて歸り、再建中興せしもの即ち今の堂宇是れなり。本尊は世に一言不動尊と稱し、一言祈れば願意充たざることなしといふ。境内は參千七百六拾六坪を有し、本堂・庫裏・臺所・土藏・鐘樓及び藥師堂を存す。藥師堂の傍に一井あり、甘井といひ、開成皇子の加持水にして諸病に靈驗ありと稱し、參詣者は筒に入れて歸るもの多し。又境内西

靈仙寺

白山神社

方に不動瀧あり、不動出現の所なりと傳へ、高さ貳丈餘に過ぎざれども、如是川の水源を爲せり。

白山神社は字狹間にあり、菊理姫命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圃にして、祭日は十月十九日なり。

本地は寶龜九年靈仙寺開創以來同寺領となり、織田氏に至りて一時上地し、復た同寺に寄せられしも、寛文元年山林を除くの外悉く上地しければ、翌二年より永井伊賀守の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區十一番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區十一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	石・高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
塚	原	九平・八四〇	四・八二七	一三三	四五・七四七	一四五		
土	室	三〇一・五九〇	四七・五三九	一七三	五六・〇三三	三三		
宿	名	五〇・〇四〇	一〇・六一五		一〇・九二四			

水	室	五八・七九〇	五八・五九	一七〇	六〇・五五八	四三三	一、五五二	一、五五五
岡	本	八九・七〇〇	二七・〇一四	八	二九・四八〇元	九四	一、五四二	
奈	佐	一八三・三三〇	四三・九一〇	一四六	二二・五六七	一六五		
宮	田	五五・八五〇	四〇・二五三	二五	四四・九七七	二五		
赤	大	二八・二二〇	二二・四三六	九〇	二六・一〇元	九八		
靈	仙	三二・七六〇	五・九七六	元	五〇・〇〇一	三		
計		二、〇五四・九六〇	二九三・二〇元	一、〇五八	五七・五六五	一、四四四	一、五四二	一、五五五

第七項 芥川村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、芥川村・郡家村の兩村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、芥川村は古來著名なるに依り、其の名を採りて芥川村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 芥川

本地は古來島上郡に屬し、阿久刀村と呼びしが、後轉じて芥川村と稱す。字地に清福寺・殿垣内とい

芥川驛

へるあり、攝津志村里の條に「芥川屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるものならん。姓氏錄攝津國神別に「阿刀連、神饒速日命之後味麻知命子味饒田命阿刀連祖也」と見え、また未定雜姓攝津國の部に「阿刀部、山都多祁流比女命四世孫毛能志乃和氣命之後也」と見ゆれば、阿刀氏の居りし所に於て、村名は是れより起りしものなるべし。北方に山を負ひ、東西南の三面は曠野にして、西國街道は東西に貫き、眞上街道は南北に通じ、且官設鐵道は西南より來りて北東に走り、更に芥川は中央を南北に流過せり。交通の便運輸の利共に備はり、往時より西國街道に當れる芥川驛のありし所なり。驛は伏見・郡山兩本驛の間に於ける謂ゆる間の宿にして、旅舎・茶店等多く存せしが、今も尙市街の形を爲して繁榮し、古來の名邑なり。

太平記 去る程に將軍は八十萬騎の兵を率し、正月七日(延寶)近江國伊岐洲の社に山法師成願坊が三餘騎にて橋籠りたりける城を一日一夜に攻落して、八日に八幡の山下に陣を取る、細川卿律師定禪は四國中國の勢を率して正月七日、播州の大藏谷に着きたりけるに、赤松信濃守龜資我國に下て旗を擧げん爲に京より運け下るに行達て互に悦思ふ事限なし、且は元弘の佳例なりとて信濃守を先陣にて其勢都合二萬三千餘騎、正月八日午の尅に芥川の宿に陣を取る、云々

芥川

芥川は阿久刀川の轉なり、源を丹波國南桑田郡外畑村の山中より發し、本郡清水村大字原の鬼ヶ谷を過ぎ、西ヶ峯及びツハイ谷の溪水を湊めて大川といひ、同村大字服部に至りて服部川と呼ばれ、浮島（註）の勝をなして流れ、本地に入りて芥川の名を爲し、如是村大字津之江・高槻町大字上田部の二村に入

り、如是村大字芝生・同庄所の間を通り、三箇牧村大字唐崎の東に沿ひて淀川に注げり。延長參里拾八町にして、細流涓々砂礫を摩し、古來有名なる歌枕の一なり。伊勢物語に見ゆる芥川も、或は是れならんかといふ。

金	葉	津の國のまろやば人を芥川君こそつらき瀬とは見えしか	讀人しらす
拾	遺	人をとく芥川てふ津の國のなにはたかはぬ物にそありける	承香殿中納言
夫	木	花もまた散りぬる果のあきた川歸らぬ浪に春そ暮れぬる	爲 顯
同		はつかにも君をみしまのあきた川あくとや人の音信もせぬ	伊 勢
名	寄	芥川みつくとなりし昔より流れもあへぬ物こそおもへ	源 俊 頼
新	葉	をしめた、散りなん後ば芥川それとも見えし花のしら浪	讀人しらす
桂園	一枝	津の國にありと聞きつゝ芥川まことは清き流れなりけり	香川 景樹

伊勢物語 昔男有けり、女のえうましかりけるを、年を経て呼ばひ渡りけるを、からうしてぬすみ出て、いと暗きにさけり、芥川といふ川をみていきければ、草の上に置きたりける露を、彼はなにそとなん男に問ひけり、行先をばく夜も更にければ、鬼ある所とも知らず、神さへいといみしう鳴り、雨もいたう降りければ、あはらなる倉に、女をば奥におし入れて、男は弓胡録を負ひて、戸口に居り、はつ夜も明けなと思ひつゝ居たりけるに、鬼はや一口に喰ひてけり、おなやと云ひければ、神のなるさばきにえさかさりけり、やうく夜も明け行くに見れば、わて來し女もなし、足すりをしなげともかひなし、

阿久刀神社

阿久刀神社は西北字大畑にあり、延喜式内の神社にして表筒男命・中筒男命・底筒男命を祀れり。

觀音寺

俗に住吉神と呼ぶ。創建の年月等は詳ならず。永祿年中三好・松永の兵變に罹りて烏有に歸し、其の後再建せしもの今の社殿是れなり。明治維新後の神社整理に際し、字前の内の五社神社(天照大神・火産靈・市杵島姫命・八幡大)・字殿の内の諏訪神社(健甕名神・菅原大神)・字西の内の小島神社(市杵島姫命)・字清福の内の五社神社(天照大神・天兒屋根・八幡・仁德天皇)・字柳原の大將軍社(武甕槌命)・字觀音寺の荒神社(奥津比賣命・鹽山見命)・字清福の内の大將軍社(武甕槌命)を境内に移轉し、同五年村社に列せらる。社地は芥川の溪流其の北を繞り、老楓枝を交へて風致に富めり。境内は文政十一年の寺社家靈寶什物並田畑書上帳に、往古より除地にして東西拾參間・南北九間・馬場筋貳間半・貳拾四間と記さる。今の廣さは四百六拾貳坪にして、本殿・拜殿・御供所を存す。氏地は本地一圃にして、祭日は四月十五日なり。

教宗寺

觀音寺は字清福の内にあり、慈眼山と號し、淨土宗西山派光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應元年等圓上人の開創なり。延寶年間水災に流失して舊記を失ひければ、寺歴詳ならず。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

教宗寺は字西の内北にあり、神惠山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。田淵八耶教宗見眞大師の直弟となりて、了專と法名し、弘安十年其の所有地に一寺を開創したるもの即ち當寺なり。後大破に及びしを以て、元祿五年檀家の協力に依りて再建せり。境内は四百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・鐘樓堂・客室・土藏・藥醫門を存す。外に市蛭子大神宮あり、俗に安産の宮と

呼べり。縁起に依れば、當寺田淵家の先代某、其の門前に市場を立て諸人群集しけるに、偶傳教大師行化し來りて同家に宿せられしかば、某は市場の繁榮を祈らんが爲め守護神を授けられんことを懇望せしに、同大師は一夜の中に蛭子・大黒の立像を彫刻して與へらる。依て某は之を喜び、自邸の傍に宮居を造りて市蛭子と崇めけるに、靈驗空しからずして市場は次第に繁榮して昔に十倍せり、物變り星移りて武家の世となるに及び、市場は退轉し、宮居も名のみ許りとなりけるに、田淵了專は親鸞上人に従ひて其の邸を寺院と爲し、同上人より其の俗名を採りて教宗寺の號を與へられ、宮居を境内の守護神と崇めけるに、何人の所爲なりけん神體盜み去られ、蛭子は數日を経ずして歸り給ひしも、大黒天は終に歸り給はざりしかば、神勅に依りて一石を納めて石大黒と崇め奉りしに、其の石は漸次分身して貞享の頃には二個となり、享保の頃には五個となり、現今にては七個となる、是れ安産の宮と呼べる所以なりと。寺寶に聖德太子の畫像壹幅・七高僧畫像壹幅・親鸞上人影像壹幅・蓮如上人畫像壹幅・良如上人畫像壹幅・親鸞上人繪傳四幅・同傳記貳卷あり。

寛文十一年に於ける仇討は、芥川驛の復讐と呼ばれて世に稱せらる。今其の概要を記すれば、萬治年間、石見國吉永城主加藤内藏助明友の家中に、早川八之丞及び大崎長三郎といへる兩人あり、同家中叡久太郎の男八助といへる美童に對する意地より軋轢を生じ、附近の山に登りて果し合をなし、長三郎は八之丞の爲めに殺さる。八之丞は長三郎を殺して日頃の怨恨を盡したるも、同僚を殺せし罪

の輕からざるを以て自殺せんとせしも、養父四郎兵衛の爲めに制止せられて波根村の片山里に身を隠しけるに、殺されたる長三郎の姉は其夫なる松下源左衛門に縋りて加藤家に懇願し、八之丞の養父四郎兵衛に切腹を命せられしかば、八之丞は悲歎の涙に暮れしが、養父の切腹を命せられしは長三郎の姉の哀願に出でたるものなるを聞くに及びて激怒し、長三郎の姉即ち松下の妻は父の仇なるも、女に刃を加ふるは武士の所業にあらずとて、其の夫松下源左衛門を討ちて養父の靈を地下に慰めんと、ひたすらに松下を狙ひ、松下の所用ありて江戸赤坂田町の旅舎にありけるを嗅ぎつけ、寛文九年三月二十一日の夜に討ちて都に上り、虚無僧となりて諸國遍歴の途に就けり。然るに松下源左衛門の次男忠三郎は父の仇を報せんと欲し、中田平次右衛門・坂根八左衛門に養育せられ、劍客文原傳藏に就て劍道を學びけるに、兄三郎平も養父の厚意に依り實家に歸りて復讐に努力せしかば、兄弟は力を協せて八之丞の所在を搜索せんが爲め、先づ大坂に宿所を定めて之を狙ひける内、忠三郎の一行は寛文十一年九月八日當驛に於て主従四人の虚無僧に出會せり。其の中の一人に八之丞らしきものあるを認めて其の旅宿を窺へば、果して八之丞なりしかば、忠三郎は復讐の時至れりと喜び、兄三郎平に報じて共に之を討たんとしけるに、中田平次右衛門は忠三郎に對し、かくては時延びて折角の好機を逸するの虞ありとて諫めければ、其の言に従ひて準備を終へ、翌九日の黎明虚無僧一行の出づるを待ちたるに、虚無僧は四人共に出でしも、二人は左の道に去り、一人は右の道に別れて、八之丞のみ中間の道を取

りて歩を移せしかば、忠三郎等は天の助けと喜び勇み、平次右衛門先づ八之丞の前に立塞がり、八之丞の身構へせる所を忠三郎名乗を擧げて右の肩を斬り落し、平次右衛門すかさず左の手を打落し、襟をつかんで地上に引き出し、忠三郎止めの一刀を刺して亡父の仇を報じ、以て其の本懐を遂げたるは忠三郎十四歳の時なり。かくて芥川復讐の名は世に喧傳せられ、細川侯は大に忠三郎の剛勇に感じ、加藤家に懇望して熊本に引取られしが、兄三郎平は父の復讐に與からざりしを憾み、終に佛門に入りて照什と法名し、以て長く亡父の冥福を祈り、中田平次右衛門は武士を罷め、太田の町の三好屋五右衛門といへる商家の主人となり、以て其の一生を送りしといふ。

芥川城址

芥川城は正平年中芥川右馬允の初めて築きし所にして、同氏代々の居城たりしが、大永七年二月波多野備前守・柳本彈正忠の細川高國方なる山崎城を攻めて陥るゝや、高國方なりし當城は聞き落し明け退けり。天文十五年細川氏綱の細川晴元と争ふに際し氏綱方たりしかば、翌十六年五月細川晴元・細川讃岐守等に圍まれ、六月二十六日城主薬師寺與一郎は城を渡して明け退き、三好長慶の妹婿なる芥川孫十郎を其の本領なればとて當城に入れ置かれて三好方の城となる。同十八年五月三日長慶方なる三好日向守長縁は當城より出で、三宅城主香西越後守元成と惣持寺の西河原に戦ひて之を破り、同二十一年四月芥川孫十郎長慶に叛き、翌二十二年七月長慶當城に押寄せ、向ひ城を拵へて攻め、城中糧食盡きて八月九日開城せしかば、同月二十五日長慶は當城に入り、同月二十九日其の子慶興も細川聰

明丸(晴元の子)を伴ひて越水城より復た當城に入る。かくて長慶は當城に住し、千句の連歌を興行して心を慰の氣を養ひ、永祿元年二月三日には聰明丸に元服せしめて六郎殿と稱し、細川の屋形と仰ぎて君臣の禮儀形の如く行ひ、將軍義輝と和睦成り、公方家の權を執りて近國の政務を沙汰し、永祿三年二月四日諸侯の列に加へられ、慶興は將軍の片諱を受けて三好筑前守義長と改む。三好氏全盛の時代にして、當城は同族の中心たりしも、長慶は同年十一月十三日河内の飯盛城に移り、義長のみ當城に居りしが、同六年八月二十五日義長十八歳を以て逝きければ、長慶は愁傷其の度を失ひ、精神恍惚として自然政務に遠ざかり、執事松永久秀に萬事を任せければ、三好三人衆と松永の不和を來し、同九年二月三好三人衆の松永を討たんとて堺に寄するに際しては、松山彦十郎・同安藝守・中村新兵衛は竊に松永方に一味して當城にありしも、變心して三好三人衆の味方となりけるに、松山彦十郎のみは再び松永方に轉じて去りしは、心變りの早き者なりとて世人に指彈せられしといふ。然るに同十一年九月二十九日織田信長の足利義昭を扶け、大兵を率ゐて當國に來るや、聰明丸六郎及び三好日向守長縁入道北齋は當城にありしも、聰明丸六郎を殘して長縁は十月朔日夜に紛れて四國に去り(一に聰明丸六郎は退散、せりと記せるものあり)、翌二日義昭は小清水城に入り、信長は當城に陣取りて五畿内の仕置を爲せしは、左掲重篤應仁記に見ゆる所の如し。かくて當國は和田伊賀守惟政・池田筑後守勝政・伊丹兵庫頭親興に分たれ、當城は和田伊賀守惟政に與へらる。義昭の信長と不和を生じて信長追討の教書を諸國に下すに及び、惟政は河内

の若江城主三好義次と共に公方家の權を執り、當城には三州の浪人武者等を抱へけるに、元龜四年七月十七日義昭は眞木島城に敗れ、荒木村重信長の命を奉じて來り攻む。惟政之を迎へ四百餘の兵を以て糟塚に陣して戦ひ、村重の甥なる中川清兵衛清秀に首を取られて城も陥れり。村重は功に依り攝津守に任せられ、當國を與へられて領しければ、其の配下となりて天正七年の同氏没落に至りしが如くに思はるれども、在城者の何人なりしか、又其の廢城となりし年月等は、信憑すべき書類に接せざるを以て之を記するに由なし。今其の地は殿の内と呼ばれ、岸田常次郎氏邸の内外其れにして、同氏は芥川氏の裔なりといふ。

重藤應仁記 公方家南方御進發、同御退治御仕置事

時日を不移南方の凶徒退治有べしとて、同月廿八日信長東福寺の陣中より柴田修理進勝家・坂井右近政尙・森三左衛門可成・蜂屋兵庫助頼隆四將の人数を差遣し、先づ洛外西の岡青龍寺の城を攻しむ、城主岩成主税助左通城外へ出向て一戦に打負引て入る、寄手等首數五十餘級打取り、軍の試すまして四將東福寺へ歸陣す、翌廿九日御敵退治の爲に公方家京都を御進發有、信長諸將の司として惣軍五萬餘人直に西向え差向はる、岩成左通多勢に恐れ一戦に不及降参して青龍寺の城を差上る、翌晦日主税助左通を案内者として眞先に押立進んで攝州へ攻入る、是に先立て當國伊丹の住人伊丹大和守親興に、三好三人衆と不和にして兼而密通の使を差上げ公方家の味方な故、昨廿九日祝興伊丹の城より蜂起し、當國河邊郡・武庫郡を放火せしめ公方を待請奉る、公方家大御感有り、頼而信長の沙汰として親興を兵庫頭に被成下三萬貫の所領を賜る、三好家の者共公方家の御出陣信長の大军寄來るを大に驚き、周章して逃支度の外他事無し、因茲昨廿九日未だ敵の近着ぬ先にとて、三好下守入道約閑寄取物も不取

敢居城河内國飯粒を落去て四國へ遊行き、同山城守康長も居城高屋を落て是も四國へ没行す、翌晦日公方家御陣押の時藤の森に於て男山八幡宮を御遙拜有り、御心中に御祈願有と見えける處に、男山より山鳩數多飛來て御旗の上に立舞ふ、是當家の御吉例諸人奉信感、今夜山崎に御宿陣有り、今日信長は池田城を攻られしに、城主池田筑後守勝政能防戦て、寄手の榎川平左衛門以下十餘人討死し手百人に過たり、然れ共多勢入替三丸迄攻詰て扱を納加領を約す、頼而勝政降参して人質五人を差上げれば、信長即執奏して勝政を其ま、池田に安堵せしめ二千貫の加領を賜り、公方家の味方と成る、是を見聞て同國上郡高槻城主・茨木の城主等何れも城を差上げ各々降参しける程に、皆々御赦免有て本領に安堵せしむ、然れば攝津も又手回を不取一圓に御退治有て、次第に御勢押入り押詰、茨木・高槻・天神の馬場邊に寸土も不餘無逆同陣へ取て幾萬騎と云數を不知、于斯三好三人衆の年來主君と冊き申して一方の公方と稱しける征夷大將軍義榮は、攝州富田庄普門寺にましく、故細川持隆の子掃部助眞之管領の如くにして、故三好實休が子彦次郎長治等相繼奉りしに、此比此將軍家腫物御煩有り頼み寡く見え給ふが、終に養養盡果て同十月朔日普門寺に於て義榮御逝去ましく、或説に篠原右京進長房取計らひ奉て、義榮に御死去也と懇と世上へ披露して、今日朔日に御病體をいたはり申し、掃部助・彦次郎二人共に御供し、潜に四國へ落させ給ふ、され共御病氣を重り終に平癒ましまされば無幾程阿波の國にて義榮御逝去有共云り、何れの説にも三好家の逆徒無殘滅亡の時運到來せし者成べし、三好日向守入道北齋は芥川の城に籠り、細川聰明六郎を相伴たりけるが、是もたまり兼ねて聰明六郎を城に残し、其身は今朝日の夜亥刻ばかりに城を捨て、芥川より四國に落行く、篠原右京進長房は小清水城に居けるが、今は早將軍をば落参らせつ、思殘事無し、され共予一人此城に籠居て夫死すべきに非とて、其日に堪へ居、翌二日の早朝に小清水の居城と布引瀧山の城と兩城を開て長房も又淡州へ落行けり、然れば先月廿九日より今月二日の朝迄に攝・河兩國の敵徒無殘御退治有て、今月二日即公方家小清水城へ入御有ければ、信長は芥川の城に陣取る、近年内通の味方畠山尾張守高政・三好左京大夫義次・松永正忠久秀・同右衛門佐久道等、其外今度

降参の翌日々引も切らず小清水の御所へ参上して、城門市を爲が如く、公方家の御威光逐日天下遠近に隠れ無し、信長日々小清水へ出任執奏して畿内所々御仕置の御沙汰を始め、専ら廉直の御政道な執行ふ、先攝州を和伊賀守惟政・伊丹兵庫頭親興・池田筑後守勝政へ賜り、是を當國の三守護と定られ、中にも惟政には芥川城を賜る、叔河州は半國に若江城を安堵し、三好左京大夫義次に被下、利公方家の御妹婿に被成下、而殘半國に本領高屋城を相添畠山高政に賜る、是は先頃三好廉長高屋城を落去の後、即高政本領なれば安々と入り替て當城に居住せし故也、同猶子三郎に公方家御一字を賜て畠山左京大夫昭高と號し、是を高政家督に定めて信長の姪とす、松永彈正久秀和州志貴城に安堵し、同右衛門佐久道、同國多門城に安堵す、細川聰明六郎は芥川の城にて三好北齋に捨られ身の置所無りける故、降人と成けるを、是は管領の家嫡にて故晴元入道が子なればとて、是も公方家より御一字を賜り細川右京大夫昭元と名のらせ、信長憐愍を垂れて一所懸命の小知行を被宛行、此外降参の面々も其れに仕置有り、各々悦て味方に参る者多し、叔又畿内繁昌の地在々所々寺社等迄公方家再興の御軍用今度大切の御事なれば、各々金銀を差上げ可然由被相觸ける程に、皆人是を獻上す、中にも大坂本願寺は一向宗門の惣本寺大富祐なればとて五千貫を課られしに、住持光佐上人不及難澁五千貫を獻上す、信長此金銀を上納させて諸軍勢の兵糧軍用、且又公方家御在京御官位等の御入用に各是を被相行、寔に無餘義政道也、叔泉州の堺津は大富右の商家共集居たる所なれば、三萬貫を可差上事子細有らじと申付らる、然處堺の津は皆三好家の味方にて、庄官三十六人の長者共中々御請申事無く不同心の由を申す、然らば早速に堺津を攻破らんと有ければ、三十六人の者共彌以怒を含み、能登屋・臈脂屋兩庄官を大將とし、堺津一庄の諸人多勢一味し、溢れ者諸浪人等相集て、北口に菱を蒔き堀を深し櫓を揚げ、専ら合戦の用意して信長勢を防がんとす、信長是を聞て何とか思案を致されけん、今度公方家の御供して和泉・河内・摂津・山城四國小日に退治て京都へ凱旋有べき事、武功天下に耀れ無し、堺の庄の町人共をば只其まゝに差置べしとて、更取かけ攻伐事無く、和州は未だ歸服せず、松永父子に加勢して連々和州を退治すべしと權使沙汰せ

らる、松永久秀も和州退治を承る事身に取ての面目也と大に悦び、彌々信長の氣を攪り追従して、天下一振の名物吉光の小幡指と、又つとも髪と名付ける名物の茶入を奉て日々信長に媚諂ふ、角て攝州に公方家十餘日御勅座御仕置相濟ける程に、信長御供申上げ、公方家御威勢夥數同月十四日御歸京有り、頓而故細川氏綱の舊宅をしつらひ假御所に構へ御住居有、信長本陣は東山清水寺に旅宿しぬ、

江源武鑑 永祿十一年朔日卯尅に攝津國退治として、江陽・泉陽の兩將京を立玉ふに、芥川城にたて籠りたる三好日向守・同下野守・細川六郎丸叶はじとや思て、今日城を開き退て四國へ落行のよし注進あり、二日兩將御評議有て小清水城にたて籠りたる篠原右京進・同小市郎・澤田右近太夫を攻めらるべきに定るに、是も今朝辰尅に城を開退て四國へ落行のよしを先陣の面々より注進す、中々攻る事なく、江陽・尾陽の勢手を打計なり、山崎源太左衛門尉秀家一首の狂歌をつらぬ、

落去て何くにちりの芥川更にうき名を流す細川
平井加賀守是を聞て又一首、

落て行すへは三好と思へともあめか下にはかたうともなし
宗長宇津山記 正月十五日永祿十一年正月十五日過きて有間の湯に下る、芥川の城にして能勢因幡守(備前)興行に、

うち靡きいつこが殘る春もなし
夢庵(杜井佐)老人出で給ひ、玄清・宗頌くだりてよにめづらしくおもしろくこそ侍りつれ、又千句あり、

發句 櫻さく春風かなる柳かな

一里塚は部落の東入口より四町許り西方なる西國街道の南北にあり、高さ壹間半・周圍拾間の塚にして、兩塚とも上に各一株の榎の老木ありて、高さ貳間位の大幹なり。其の一は樹齡已に盡きたるも

のか殆ど涸枯し、其の一のみ獨り勢を得て繁茂せり。江源武鑑に、天文十九年十二月五日將軍家(義輝)より諸國の守護に命じ、四十町を一里と定め、其の驗に大塚を築かしむとあり。一里塚の残れるもの漸次少くなれる折柄、當塚の如きも物珍しくなりぬ。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區一番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 郡家

本地は古來島上郡に屬し、郡家村と稱す。寛永九年南方四町餘の所に里民分居して新町と呼べり、攝津志村里の條に「郡家屬邑一」と見ゆるは、此の地を指せるものならん。

素盞烏尊神社

一位神社

八幡神社

村岡神社

久安寺

妙圓寺

素盞烏尊神社は字坪石にあり、速素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は六百六拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月五日なり。

一位神社は字西上野にあり、祭神由緒共に詳ならず。境内は壹百五拾坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。神域に一井家あり、清水湧出せり。

八幡神社は字東垣内にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は參拾壹坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

村岡神社は字高關にあり、源滿仲を祀れり。由緒は詳ならず。境内は參拾四坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

久安寺は字東垣内にあり、白華山と號し、黄檗宗萬福寺末にして正觀音を本尊とす。創立の年月は詳ならず。年久しく荒廢せしを、寛文四年富田村慶瑞寺の開山龍溪和尚之を再興せり、故に同和尚を以て開基とす。境内は壹百六拾貳坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

妙圓寺は同字にあり、蘆名山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基圓立は文明元年八月本願寺蓮如法主の弟子となりて當寺を創立せり、七世映隆までは本願寺末たりしが、八世溫隆に至りて寛延元年閏十月二十七日佛光寺末となる。境内は五百五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

金城塚は西南にあり、其の名は塚に據りて城の設けられたることあるより起れり。即ち城は天文年中原村に本城を置ける三好長慶の支城にして、謂ゆる郡家城なり。永祿年間に至りて廢絶せしも、今の井手溝は在城當時原村の本城より飲用水を引きし水道の残れるものにて里民に飲用せられ、里民は毎年原村の城址に上り、水恩を謝して三好氏を弔祭せり。是れ塚名のなれる由來なれども、攝陽群談には「此の山の廻り美者差者と稱する田圃あり、陵を誤れるか」と記し、攝津志には「金城陵在郡家村」と載せ、其の他にも荒陵なりと説けるものあり。塚形は前方後圓にして松樹鬱葱せるも、地形に鑿掘の痕跡あるは築城當時に鍬入せしもの、周圍を繞れる狭長の水田は濠池の埋立てられたるもの、其の間なる二三の池は用水として濠池一部の殘されしものと領かる。されば其の築城又は埋立に依りて形の損せられざる以前にありては、儼然たる陵形にして、且其の濠池には碧水を湛へしものならん。明治の初年土人之を穿ちたるに石棺出で、勾玉・古劍等を得たりといふ。是に依りて見れば、正しくは荒陵なるべし。而して其の之を荒陵なりと説けるものは、何れも繼體天皇の三島藍野御陵なりとし、同御陵は三島村大字太田に定められあるも、同天皇の御陵は彼にあらずして此なりとせり。大阪府史蹟調査委員たる府立茨木中學校教諭天坊幸彦氏復た之に就きて研究せられし所あり、しかも其の説く所頗る詳細を極む、故に今同氏に乞ひ、其所説を左に掲記して研究家の參考に資せり。

金城塚と藍野陵（未完）

天坊 幸彦

金城塚と藍野陵とにつきて余は次の如く考ふるのである。即ち金城塚・藍野陵にして現藍野陵は元化日子媛の陵であると思ふのである。このに點につき同一の意見を有せらるゝ人には、木村一郎・谷井清一・梅原末治の諸氏がある。元來藍野陵は延喜式によれば「磐余玉穗宮御宇繼體天皇在攝津國島上郡、兆城東四三町南北三町守戸五畑」とあれば、木村氏は之に據りて立論し、谷井・梅原兩氏は更に之に實測的研究を加へられたるのである。即ち「扶桑略記には高三丈方三町と見ゆ、陵が方三町の兆城より成りし點よりいへば兩者相伯仲の間にあるも、濠を除けば茶臼山の方少しく小なり、高に至りては金城塚の方扶桑略記の記事に近く、之に反し、茶臼山は四段に築かれ殆んど二倍の高さを有するは如何かと思はる」と述べて、金城塚の研究に一步を進められたるも、未だ其證據の薄弱なるを惜まればならぬ。何となれば陵の高さが略記の大きより増加せりとのことは、後世修築の際に盛上げたる封土によりて當然あり得べきことなるのみならず、略記の陵高が現在の陵高に比して殆んど二倍の差を有する類例か他にないから。

本居氏は藍野陵につき「島上は島下の寫 誤なるか、但し武威は上下兩郡の境甚近ければ、此御陵は古は上郡なりしにや、今は下郡なり」といはる。されど正治年間註記の諸陵雜事註文には、明に「攝津國島上郡（後）繼體天皇」とありて、其島上郡に屬せしものなること全無疑ないのである。前早廟陵記は「今在島上島下郡堺大田町、俗云池上陵亦茶臼山」といふ極めて巧妙なる記述なれど、既に記録正確に島上郡たる以上は、第一に郡の境界に異動の有るや否やを明にせねばならぬ。されば郡の境界は如何といふに、舊島上島下兩郡の境界線は北方塚原村の山麓に沿ひて南に下り、三島村の東邊を限とるものにして、此境界線は古來甚しき變動なきものと信ぜられる。檢地帳其他に依れば島上島下二郡は文祿前後に於て芥川郡太田郡の名を用ひたるも、其境界には變動なく、寛永末に至りて再び舊の呼稱に復したるもの、僅かある。此境界に變動なかりし事は別にまた郡の條里の遺制の上より十分證することが出来る（條里に關す）。唯赤大路といふ村が文祿檢地帳にも芥川郡とあるを以て、舊島上郡に屬する筈ながら、

地圖を披きて北より自然のまゝ一直線を三島村の東邊に沿ふて畫するときば、此村は島上郡に屬せずして島下郡に屬すること、なる。之れ寧ろ當然のことにして村内に鴨林といふ森あり。森の中に鴨神社といふ神社ありて、これぞ式内三島鴨神社であらねばならぬ。何となれば現在の所謂三島鴨神社は、舊島上郡三ヶ牧村なる淀川沿岸低濕の地にして、而も式の明文なる島下郡三島鴨神社に一致しないからである。神社明細帳にも「先前より申傳祭神大山積命鎮座地所は故島下郡と稱し、或は古は島下郡なり、鴨川氏の代島上郡へ歸入の由傳」と書てある。

且島下郡接近藍野陵あり凡四町異方に有之、三島鴨神とも俗に五位の鴨社とも又三島神とも申傳候」と書てある。
播磨風土記揖保郡太田の條に「所以稱太田者、昔吳勝從韓國度來始到於紀伊國名草郡太田村、其後分來移於攝津國三島賀美郡太田村、其又遷來於揖保郡太田村、是本紀伊國太田以爲名也」とあれば、之は太田の島上郡にあることを意味するものなれども、之を以て直に島上郡か當時太田村に喰込みたりしとは出来ない。何となれば式に太田神社を島下郡に載せたるに、而も現太田神社は藍野陵に殆んど相接して存在するからである。かゝればどうしても藍野陵に現陵より東方に求めねばならぬ。梅原氏は巨細に今城塚を測量して「此塚大鵬形墳にして、西西北面し、墳丘の前後の長さ約三町、前方の幅約八十間、後圓の徑一町半あるべく、其高四十尺内外あるべく、濠を繞りて幅十數間の中堤あり、更に其外側に幅二十間位の濠存す、即二重濠の制なり、又墳の後圓には今命埴輪圓筒の繞れるを認むべく、塚の正面には偉大なる陪塚氷室塚あり」といへり。記述詳細其實際を明にし得るも、以上の外此墳に接して陪塚の址ならんと思はるゝもの、墳の後方に塚の名を存し、稍離れて東北に狐塚と稱する地がある。以て其規模の宏大にして尋常人の墳墓でないことがわかる、更に後方掛塚の邊にミシヤザキと稱する地名のあるをや。

已上今城塚 藍野陵に擬するとき、現藍野陵は何人のものなるやといふに對し、余は之を繼體天皇元妃目子媛の陵なりと曰んとするのである。現藍野陵の南方に稍離れて女九神社といふがある。兆域は凡二反歩あり、以前は巨大なる松樹枝を交へたりしが、明治八年鐵道線路の用材として採伐し、今舊形を残さずといふも、猶鬱々たる林叢をなす。俗に之をメク神社といふ。而して其祭神は攝津名所圖會に「繼體天皇崩じ給ふ時、十二の妃の中九人殉死せられしを陵の傍に葬り、之に祭るとぞ、其禮不詳」とあつて、素より取るに足らざる俗説なれども、繼體天皇の後妃に關する點は最も注意に値すべく、更にメクと目子と語音の相似たるものあるをや。大分府誌に女九等といふものを擧げたるも、これは實則三子山と稱して女九等といはない。

繼體天皇崩後僅かに五年にして崩ぜられし安閑天皇の陵は、日本紀に「葬天皇河内舊市高屋丘陵、以皇后春日田田皇女及天皇妹神前皇女合葬于是陵」と記し。其後五年にして崩ぜられし宣化天皇の陵も、日本紀に「葬天子大倭國身狹桃花島坂上陵、以皇后橋皇女及孺子合葬于是陵」とあれば、當時合葬の風行はれたものであつて、繼體天皇紀引用の百濟本紀に「日本天皇及太子皇子俱崩葬」とある文は、安閑宣化紀の文と對照して頗る研究の必要あるものではあるまいか。而して合葬といふも陵殿に同うせらるゝにあらずして二陵相接して造られたるものによ。延喜式には古市高屋丘陵在河内國古市郡高屋丘古市郡高屋丘在河内國古市郡高屋丘と出である。之から推して繼體天皇の陵に接して目子媛の陵のあるは、決して怪しむに足らぬのである。但し天皇には皇后手日香皇女があるが、之は式に「衾田墓手日香皇女在大和國山湯郡云々」と出である。そこで何故に皇后陵を大和に造り目子媛の陵を天皇陵と並置したるやといふに、天皇には一后八妃ありて、皇后は欽明天皇を生み給ひ、元妃目子媛は安閑・宣化二天皇を生み給ふ、併し皇后は天皇即位の年に立てられたるものなれば、目子媛の入内は遙かに以前であらねばならぬ。何となれば安閑天皇は御年七十歳にして崩ぜられしかば、其御出生は當に雄略天皇の十年なるべく、宣化天皇は御年七十三にして崩ぜられしかば、其御出生は同じく十一年である。故に繼體天皇の崩年八十二歳より推すときは、安閑天皇は十七歳のとき、宣化天皇は翌十八歳の時の皇子である。目子媛の御年は不明なるも、假りに安閑天皇御出生を其十五歳の時とするも、天皇に比して僅か二歳の相違なれば、兩者御年齢に於て殆んど御同年に近い。然るに皇后の方は御子欽明天皇が御年六十三歳を以て崩ぜられしより推す時は、其御出生は繼體天皇の即位三年即ち天皇の御年六十歳の時の皇子であつて、當時皇后は御年齢目子媛に比して甚だ若かりしは疑

ない所である。従く目子緩の崩御は天皇の崩御と前後したものであつたからであらう。而も安閑宣化の御生母たる關係上、當時の風に従ひ二陵相並て造作せられ、而も其規模の宏大なる所以ではなからうか。

一本松塚

攝津志及び攝津名所圖會には、本地の市野に一本松塚あり、冢上に大樹一本ありと記すれども、今其の所在定かならず。

本地は元和元年板倉周防守の領地となり、明暦元年徳川氏代官の支配に歸し、萬治元年村高八百四拾八石貳斗四升の内、參百石は麾下本間五郎左衛門の采地となり、殘高五百四拾八石貳斗四升は翌二年麾下小田切美作守の采地となり、兩氏共に世襲して本間彈正及び小田切愛之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第一區八番組に入り、同八年四月三十日第九大區一小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區一小區となり、同十二年二月島上郡役所部内となり、同月二十一日第十四分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改定	明治九年一月一日現在人口	町村制施行時人口	大正元年五月一日現在人口	大正九年十月一日調査人口
芥川	一、六六〇・二〇〇	有地	一、三三五	一、三三五	一、三三五	一、三三五
郡家	八、六六・三〇〇	別	三、七二六	二、七〇九	二、七〇九	二、七〇九
計	一〇、三二〇・五〇〇		一、六六四	一、六六四	一、六六四	一、六六四

第八項 高槻町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、高槻村・上田部村の兩村は、土壤相接し人家檐を連ね、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、高槻村は名邑にして且大村なるを以て、其の名を採りて高槻村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同三十一年十月十四日高槻町と改稱す。

大字 高槻

本地は古來島上郡に屬し、もと濃味郷の内にして高月村と呼びしが、後、文字を改めて高槻村と稱す。村名は舊記に依れば、神武天皇東征の際、道臣命・味摩治命をして軍に總督たらしめ、竟に長髓彦を誅し給ひしかば、天皇味摩治命の勳功を賞して入江三島を賜ひ、味摩治命は軍に臨むや、常に旗

に月象を印せられしを以て、本地に高月の稱起りけるに、應永年間一の大槻あり、高さ貳拾丈にして枝葉繁茂し、日光を遮りて白晝尙暗かりしかば、月の字を改めて國音の通せる槻の字を用ふるに至れり。又原翁隨筆には、「高槻者、古之神社之地而其神則月弓神與糸蓋鳴命也、古者稱天月弓社、又稱高月讀社、後世號高槻」と記せり。其の何れの真なるかは詳ならず。左に掲記する古歌に依れば、古は山城國なりしが如し、本地已に然りとせば、本地より以上山崎に至るの邊は、悉く同國に屬せしものならんも、尙考ふべし。南邊の小字に三の坪・四の坪・五の坪・六の坪・七の坪・八の坪・九の坪・十の坪・十五の坪・十六の坪・二十二の坪等の名を存す、往時に於ける條里制の遺稱ならん。地勢は四面廣潤にして道路四通し、官設鐵道は近く走り、交通運輸便ならざるなく、本町・川の町・田町・新川町・馬町・魚屋町・柴屋町・八幡町・紺屋町・新本町・土橋町・高西町・横町・伊賀町・大官町等の市坊を有し、往時高槻驛のありし所にして、復た高槻城下たりしかば、夙に繁榮し來りし所にして、明治後に至りても、同十二年二月十日島上郡役所は城内舊會議所の址に設けられ、同十四年一月六日茨木村の島下郡役所に合併せらるゝまで同郡衙の所在地たりしが、今は第四師團所屬工兵營の所在地となり、且銀行・會社等皆備はり、郡内の名邑なり。

萬葉

とくきてもみてましもを山背の高槻のむらちりにけるかも

高市連黒人

山城名勝志

高槻在山崎南二里許、水無瀬以下高槻村以上、攝津國島上郡也、然るに萬葉集・夫木集・三十八帖歌枕等に、山城國

高槻城址

に入れるあり、上古は山城の國のうちにもありけるか、其の實を知らず、

高槻城址は東南にあり、初め近藤連の築きし所なりといふ。後延元年中入江春則修補して、同氏代々の居城たりしが、大永七年二月細川高國に叛ける波多野備前守・柳本彈正忠の高國方なる山崎城を攻めて陥るゝや、同城に籠りし薬師寺備後守は落ちて當城入江氏の許に來る。天文十七年頃なる入江左近は三好長慶の味方なりしが、永祿十一年九月末織田信長の足利義昭を扶けて當國に入るや、入江左近將監は(三好方より松山新入松謀交子籠り居りたり)降参して城を差上げしかば、本領を與へて當城に安堵せしめられしも、後變心して三好下野守舍弟爲三入道・同兵庫助を引入れて、同十二年正月五日京都本國寺の變に赴援せる伊丹勢・池田勢を途中に討取らんとしければ、變後降人となりて出でしも信長に誅せられて、和田惟政に與へられたるも、元龜四年信長の將荒木村重に攻められて陥り、高山右近友祥城主となりて村重に屬す。高山は耶蘇宗の信者なりしかば、天正六年十一月信長の村重退治に際し、信長は伴天連を召出し、高山味方に参りなば、同門徒を立置くべきも、然らざれば同門徒を永く斷絶すべき旨を命ぜられ、伴天連は高山に説き、高山信長に味方しければ、厚く伴天連を賞し、高山には當國芥川郡を與へられ、信長に従ひて出征し、同十年六月十三日明智光秀征伐の山崎陣には高山其の先陣たり。然るに左近太夫長房の時に至り、慶長十九年三月七日耶蘇宗のことに座して除邑せらる。翌元和元年徳川氏は、普普奉行花房五郎左衛門をして本丸・二の丸を増築せしめ、同三年土岐山城守定義の居城と

なる。同五年松平紀伊守家信之に代り、寛永十三年六月二十三日更に岡部美濃守信勝代り、信勝は出丸を築けり。同十七年松平若狭守康信の居城となり、慶安二年永井日向守直清此に移封(三萬六千石)せられて、同氏世襲し、市正有時・近江守直種・日向守直達・備後守直英・飛彈守直期・近江守直行・飛彈守直珍・日向守直進・飛彈守直與・飛彈守直輝・飛彈守直矢を経て日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり。依て高槻藩廳舎となり、同四年七月十四日高槻縣に改まり、同年十一月二十日同縣廢せられて墟となり、明治四十一年四月工兵營を此に設けらる。址は東西五町拾間・南北五町四拾間にして、殆ど凸字形を爲し、石壁は今も尙所々に存し、濠渠の跡歴々看るべし。

野見神社は舊城内の字椋の木にあり、野見宿禰・素盞鳴命を祀れり。創建の年代は詳ならざれども、社傳に依れば、宇多天皇の御宇、當國に惡疫大に行はれ、人の死するもの甚だ多かりしに、祭神の託宣に依りて惡疫息みしかば、社殿を再營し且祭祀を慎み給ひしといふ。降て享祿・天文の頃、入江駿河守は六月十四日を以て例祭と定め、社領壹町貳反歩を寄進して其の資に充て、ついで和田伊賀守も深く崇敬し、後高山友祥の高槻城主となるや、耶蘇教を信じて神殿を破壊し、且社領を沒收せしが、元和五年に至りて城主松平紀伊守社殿を建營し、神領を寄附し、既廢の典禮を興して例年九月十四日を以て祭典を挙げ、慶安後永井氏城主となりて之を修築し、例祭には臣下をして警衛せしめ、明治四年高槻縣治のとき縣社に列し、越えて同五年十一月郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せ

野見神社

られ、同四十一年一月九日字厩曲輪の無格社小島神社(市許島姫命・大巳貴命・磐長姫命)・大正三年九月二十一日清水村大字眞上字山辻の同春日神社(天兒屋根命)を移轉合併せり。境内は八百五拾坪を有し、老樹鬱葱として天に參し、本殿・拜殿・神樂所・社務所・神器庫・繪馬舎等連り、本殿は寛永二十一年城主松平若狭守の再建なり。末社に稻荷神社・福神社・磐神社・祖靈神社あり。氏地は本地の一部及び大字上田部、例祭は明治後改められて十月十四日に行はる。而して末社祖靈神社には城主從五位日向守大江直清を祀り、寛政五年八月日向守直進の創建にして結構輪奐を極め、社側に碑を建て、左の銘を刻せり。

永井先公遺愛碑銘

明治二年己巳夏六月、列藩致封于朝廷、而其民思舊恩者、或建廟作祠以祀深祖云、攝津高槻舊藩主永井直諒君始祖曰宗明公、廟祀既已百年、邦内士民於是謀建遺愛碑于廟左、來乞余銘、按語、公諱直清、稱日向守、考直勝以勇顯、公其第二子、小字傳十郎、弱冠從軍于大坂、力闘有獲、初食城州勝龍寺二萬石、參與京坂政務、正保中大坂城代阿部正次卒、公承攝其職、其封高槻、實慶安二年也、地當東西之衝、且接京師、稱爲要鎮、故幕議移公于此、食三萬六千石云、承應中 皇宮火、及後光明帝崩、皆率兵入護、朝廷賜物賞之、寛文十一年正月九日卒、享年八十有一、葬城州泉涌寺增悲田院、法諡宗明院殿月峯空閑大居士、子孫襲封、至直諒君致封土、爲世十有三、爲歲二百二十有一、君賢士良、士民浴恩實渥、公天資忠直惠謙、勤恪克儉、其治邦也、民所疾苦皆必芟鋤除之、域内名跡皆必建碑表之、淀西諸村、水道不利、霖潦圯田、公憂之、大興役作大開疏濬于澗、其害始除、又與丈山、羅山諸儒交、談論論治、以裨于國者頗多、則遺愛在民、不獨以綱紀簡明治典周緘而已、恭惟今也士民浴聖化、報本追遠之教洽浹人心、此所以有斯舉、則此碑不獨表公之遺愛已、乃銘之曰、

尤文尤武 維明維賢 遠而愈顯 遺愛在民 一片青石 光照千年

明治二十一年歲在戊子秋九月 浪華藤澤 恒壽撰 水原豊書

藤井竹外の邸址

同社の北隣なる大阪區裁判所高槻出張所のある所は、藤井竹外翁の舊邸地なり。翁は名は啓・字は士開・竹外は其の號にして、雨香は其の別號なり。通稱を吉耶といひ、家は高槻藩の用人格にして、藤井澤右衛門の子なり、文化四年四月二十日を以て生る。人と爲り飄逸洒脫、詩に耽り酒に親みて狂名ありしも、銃を善くして百發百中の妙あり。常に人に語て曰く、われ君の祿を食みながら詩酒に耽り、人より見れば無用の長物の如くなれども、一旦緩急あらんか一挺の鐵炮以て百萬の敵に當るべしと。外出を厭ひ病と稱して家居せしも、時には醫を求むと稱して山水の間に遊び、風光佳絶の所に至れば樽を傾けて自ら酌み、自作の詩を高唱し、興至れば大聲して妙と呼び、起舞顛倒酣醉して路上に眠るに至る。人其の狂を笑へども顧みず、大和五條の森田節齋と友とし善く、互に親めり。節齋は文に耽り酒を好みて復た狂名あり、共に頼山陽の門人なり、故に莫逆の交ありしものならん。翁は詩を能くすれども、七言絶句の外は之を賦せず、専ら七絶の一體を攻む。人あり問ふて曰く、子は頼山陽先生の門に出でながら長篇大作を以てせずして、特り七絶のみを用ふるは何ぞやと。翁瞠目して曰く、師は不世出の才を以て、博覽強記、發して一代の大筆となる、若し其の才と學となくして妄りに擬せんか、是れ優孟の衣冠たるを免れず、徒に人の抱腹する所とならんのみ、予は則ち二十八字にして足れ

りと。翁の詩に於けるは節齋の文に於けると同じく、一篇を得れば反覆吟誦し、推敲數年を経るものあり、是れ其の一世に冠絶せし所以なり。山陽の歿後梁川星巖に學びけるに、其の作れる所の詩を送りて往來織るが如くなりしかば、星巖は頗る之を厭ひしも、節齋は獨り翁の詩と人と爲りを稱し、興動けば遠く駕を命じて來り、對飲夜を徹して二人の狂は益甚だしかりしが、翁は晩年老を告げ、洛の三本木町又は南禪寺の天龍庵に隠れけるに、詩名益高く、飲酒いよく甚だしく、耳熟し興至れば舌を鼓して大聲妙と呼び、遂に病を發して慶應二年七月二十一日を以て歿せり、春秋六十歳。遺骸を今の磐手村大字古曾部乾性寺の後山に葬り、其の遺髪と印章とを長樂寺山陽の墓側に埋む。遺著に竹外亭百絶一卷・竹外二十八字詩二卷あり、並に世に行はる。其の子貞臣は通稱を又市といひ、筑後柳川藩士大島流の槍術家に就て其の蘊奥を極め、天下無敵の稱ありしといふ。

芳野 藤井竹外

古陵松柏吼天颯 山寺翠春春寂寥 眉雪老僧時較帶 落花深處說南朝

風雨望寧樂 同

半空涌出兩浮圖 更有伽藍俯九衢 十二帝陵低不見 黑風白雨滿南都

花朝下澗江 同

桃花水暖送輕舟 背指孤鴻欲沒頭 雪白比真山一角 春風猶未到江州

鴨東秋夕

同

露滴垂楊垂柳枝 板橋一夜寶蟲時 繡簾半揭誰家女 月下低歌秋扇詞

歸家

同

重侍膝前如夢寐 秋堂風露早涼初 連宵情話交悲喜 未有工夫到讀書

八幡大神宮

八幡大神宮は字八幡町にあり、應神天皇・天兒屋根命・建御名方命を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳へいふ、上古五畿内洪水の際、應神天皇の尊像及び白羽矢流水に漂ひて此の地に着せしかば、之を祀りしもの其の起原にして、毎年八月十五日を以て神輿の渡御ありしも、元龜年中高槻城主高山右近の放火に依りて社殿は悉く回祿に罹り、古器什寶も亦焼失して祭祀斷絶せしに、其の後の城主崇敬ありて社殿を再興し、松平紀伊守は神徳に感じて元和五年社領の寄附あり、爾來代々城主の崇敬淺からざりしが、明治五年村社に列せらる。境内は參百四坪を有し、本殿・拜殿・神輿庫を存す。末社に月讀神社・稻荷神社あり。氏地は本地の一部・大冠村大字土橋にして、祭日は十月十六日なり。

理安寺

理安寺は字新川町にあり、起行山惣智院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。光譽大和尚の開山なり。往時は總安寺と號せしも、松平若狹守康信の父紀伊守家信の後室なる牧原氏之を再興せしを以て、其の法名總智院殿心譽理安妙惠大姉に因みて今の寺名に改む。明治四十二年五月五日芥川村大字芥川字殿の内の同宗萬福寺を合併し、其の本尊阿彌陀佛を當寺

久寶寺

久寶寺は字船形にあり、光明山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延徳元年蓮如法主の直弟慶尙の開創なり。天和三年二月再建せり。境内は壹百九拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

光松寺

光松寺は同字にあり、靈瑞山深入院と號し、淨土宗西山派光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時は高槻城内にありしが、領主土岐山城守の城廓造營の爲め、城外にて在來の通り東西貳拾四間・南北拾間半の替地を與へられて移轉したるもの即ち當所にして、今の境内は四百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

本行寺

本行寺は同字にあり、常智山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。慶長元年日重上人の創立なり。其の後星霜を経て大破に及び、明治十年五月檀中の喜捨財を以て修繕せり。境内は參百六拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・土藏・鐘樓を存す。外に妙見堂あり。

圓成寺

圓成寺は字飛飼田にあり、高月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明十四年西善なるもの本願寺蓮如法主の直弟となり、檀家の協力を以て創立せり。後正保二年に至りて之を再建す、現在の堂宇是れなり。境内は五百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・廊下・鐘樓堂・土藏を存す。

是三寺は字竹殿にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明五年三月諦了の開創なり。元祿十一年二月十四日火災に罹り、同十二年十一月再建せり。境内は貳百五坪を有し、本堂・庫裏・廊下・藥醫門を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に移り、同十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 上田部

本地は古來島上郡に屬し、もと濃味郷の内にして田部村と呼ばしが、後分れて上田部・中田部・下田部の三ヶ村となる、本地は其の一にして、貞和年間中田部村を本地に合併せり。然れども或はいふ、中田

部村は何れの時にか高槻町に入れり、今の同町字中田部是れなりと。字地に晝神といへるあり、攝津志村里の條に「晝神、田邊・古曾部二村出戸」と見ゆるものは是れにして、同志に田邊と記せるは田部の換用なるべし。舊郷名は和名抄に「島上郡濃美郷」と載せ、一に野見に作れるあり。姓氏錄攝津國神別に「土師連、天穗日命十二世孫飯入根命之後也」と見え、土師氏は野見宿禰の裔なれば、土師氏の居りし所にして、郷社野身神社も同氏の其の祖を祀りしものに係り、郷名も是れより起り、天平年中の東大寺奴婢籍帳に「島上郡野見里戸主輕部弓張」と見ゆる野見里も此の郷にして、村名田部は往時田部を置かれしより起れるならんか。田部は舊事紀に「景行天皇五十七年冬十月、勅而令諸國普與田部及屯倉矣」と見え、古事記同天皇の段に「此之御世定田部」と見ゆるものは是れなり。

野身神社は北方日神山にあり、一に上宮天神といひ、延喜式内の神社にして菅原道眞・野見宿禰・武日照命を祀れり。社傳に依れば、一條天皇の正曆四年五月、勅使菅原爲理太宰府に下向して菅原道眞の廟に正一位左大臣を贈り、靈代及び自筆の眞像を奉じて歸洛の途に就き、高月領主近藤連忠範の家に宿せしに神輿動かす、衆みな畏懼措く所を知らざりしに、爲理曰く是れ山上に祖廟のあるに依るならんと。是に於て直に山上に社殿を造りて之を祀り、後、後宇多天皇の御宇に至り、其の北野の社に先立てるを以て上宮天神の號を賜はれりと。想ふに一條天皇の御宇にありし此の野身神社は、野見宿禰の裔なる土師氏の其の祖を祀り始めしものならん。其の後社廟次第に頽廢に傾きしかば、豊臣氏

之を再營し、山林東西貳百四拾間、南北參百六拾間を寄附し、元和五年城主松平紀伊守も社領を寄附し、寛永十三年同岡部官勝復た社領五石を寄進し、同十七年同松平若狭守となるに至りても舊の如く、明暦二年九月城主永井直清拜殿を造營し、且巨大なる石華表を立て、ついで天台座主二品親王天松院宮は、親しく上宮天満宮の五字を書して額を賜へり、今の石華表に掲ぐるもの是れなり。明治十二年初めて野身神社を本殿に移し、併せて武日照命を祀り、同年五月郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社地は京街道に沿へる所にして、石礎數町の上にあるを以て攝・河の里落を呼應の裡に集め、貳千貳百拾六坪の境内を有し、本殿・拜殿・祓殿・社務所・繪馬堂・神輿庫等相並び、本殿は豊臣氏の再建せし所にして宏壯輪奐を極む。末社に野見宿禰社あり。氏地は本地及び大冠村大字下田部・清水村大字眞上・芥川村大字芥川の各一部にして、例祭は二月二十五日なり。而して社前の大路は天神馬場といひ、天正十年六月秀吉の山崎合戦に陣せし所なり。

船宮神社

船宮神社は字圓ヶ下にあり、船玉大神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は參拾六坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

道祖神社

道祖神社は字東垣内にあり、權の宮といひ、猿田彦命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は拾六坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

廣智寺

廣智寺は字日神にあり、曇華山と號し、黄檗宗萬福寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。聖德太子の

草創なりと傳へ、中世頗る隆盛を極めて殿堂の宏壯他に比類なかりしが、天正六年高山友祥の焼く所となりて悉く灰燼に歸し、後寛文元年に至り、富田慶瑞寺の開山龍溪和尚十方の施財を以て再興し、自ら開山となりて萬福寺の末となし、其の弟子獨量和尚相繼で佛殿を經營し、後樗隱禪師入山して方丈及び鐘樓を建て、更に其の規模を宏廓せり、故に同禪師を後の中祖とせり。境内は壹千八百四拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下・鐘樓・門を存す。外に行者堂あり。寺寶は多からざれども、住吉鶴州筆の觀音變像參拾八幅あり、極めて有名なり。

淨因寺

淨因寺は字堂の後にあり、永井山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十三年二月永井日向守直清の協力を得て、僧清運の開創なり。もと山城國乙訓郡神足村にありしが、慶安二年故ありて當所に移轉せり。境内は貳百貳拾九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光忠寺の址

光忠寺の址あり、寺は頗る巨刹にして、本地の大半は其の封境なりしといふ。然れども其の開創廢絶の年月等は詳ならず。堂の後・堂の前・堂の廻り等の字地を存し、光忠井を残せり。井は徑六尺、深さ壹丈餘にして、明治維新前は領主永井氏より厚く保護を加へられ、今も清水湧出して里民の飲料となる。

無名塚
車塚
鼓塚

野身神社の前に小丘あり、大石を以て築き、上に小祠を存す。里俗の口碑に野見宿禰の墓なりと傳ふれども詳ならず。他に二塚あり、一を車塚といひ、一を鼓塚といふ。車塚は野身神社の近くにあり

て、封土の高さ拾間・周圍六拾間、二株の老松其の上に盤舞して、道眞の神靈を太宰府より洛の北野に遷御のとき、車を留めし所なりと里傳し。鼓塚は東方にありて、封土の高さ參尺・周圍拾六尺、松永久秀の鼓を埋めし所なりと里傳せり。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に屬し、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配となり、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第九大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石	高	明治九年改正 有租地反別 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の人口	大正元年七月 末日現在人口	大正九年十月 一日 國勢調査の人口
高 槻	四三・九六〇	五五・八五八	三一六	六・八二二	二、六九	
上 田	七二・九四六	五二・八〇〇	一、〇一	七・五三四	九二	
計	一一五・九〇六	一〇七・六五八	四、一八九	一三・三五六	三、六一	三、八九七

第九項 如是村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、東五百住村・西五百住村・津之江村・芝生村・庄所村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地内を貫通する女瀬川には一に如是川の名あり、依て其の名を採りて如是村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 東五百住

本地は古來島上郡に屬し、もと濃味郷の内にして五位莊に屬し、東五百住村と稱す。本地の西に接して大字西五百住あり、もと同村たりしならんも、古記の徵すべきものなし。俗傳に依れば、左大臣源融京都六條河原院に千賀の鹽釜の景を作りて、難波の浦より潮水を運ばしめけると、本地より五百人大字西五百住より五百人出で、交代して其の夫役を勤めしより五百住の地名起れりといふ。然れども左に掲記せるが如く、安閑天皇の御宇に、大河内直味張が良田を惜みて獻せざりし罪を謝せんが爲め、河内より春秋各五百人の鑊丁を出して、三島縣主畷粒の獻じたる三島竹村の屯倉に出役せしめたるこ

と見ゆれば、蓋し地名は俗傳のいへる所と異にして、此の大河内直味張の派遣せし鑿丁五百人の住せしより起れるものならん。

日本書紀

安閑天皇元年秋七月辛巳朔詔曰、皇后雖體同天子、而内外之名殊隔、亦可以宛屯倉之地、式樹榭庭後代遺迹、遷委勅使簡擇良田、勅使奉勅宣於大河内直味張曰、今汝宜奉進膏腴雜田、味張忽然悟悟、欺誑勅使曰、此田者天旱難溉、水潦易浸、費功極多收穫甚少、勅使依言復命無隱、閏十二月己卯朔壬午、行幸於三島、大伴大連金村在焉、天皇使大伴大連問良田於縣主飯粒、縣主飯粒慶悅無隱、謹敬盡誠、仍奉獻上御野・下御野・上桑原・下桑原并竹村之地、元合肆拾町、大伴大連奉勅宣曰、(中略)今汝味張率土幽微百姓、忽爾奉借王地、輕背使乎宣旨、味張自今以後勿預郡司、於是縣主飯粒喜懼交懷、適以其子島爾獻大連爲備警焉、於是大河内直味張恐畏求悔、伏地汗流啓大連曰、愚蒙百姓罪當萬死、伏願每郡以鑿丁春時五百丁秋時五百丁奉獻天皇、子孫不絕、藉此祈生水爲鑿戒、別以狹井田六町路大伴大連、蓋三嶋竹村屯倉者、以河内縣部曲爲爲田部之元、

素盞烏尊神社

素盞烏尊神社は字西宮にあり、素盞烏尊を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は七百參拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は五月八日なり。八幡神社は字東善光寺にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は拾參坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

常見寺

常見寺は字松原にあり、利井山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人利井太郎隆房なるもの、高槻村天台宗南の坊願空の弟子となり、出家して淨空と法名し、文永六年改宗し

善照寺

て本願寺見眞大師の直弟となり、利井七郎隆廣の屋敷地に創立し、利井坊と號せしが、八世明覺の時に至り、天正十五年本願寺顯如法主より今の寺號を與へられ、元祿十四年に再建せり。境内は五百五拾壹坪を有し、本堂・庫裏・玄關・客室・土藏・太鼓樓・鐘樓堂・藥醫門を存す。善照寺は字垣内にあり、高谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明五年明善の開基なり。境内は貳百四拾七坪七合を有し、本堂・庫裏・客舎・土藏・藥醫門を存す。

明善寺

明善寺は字東善光寺にあり、光澤山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人義導なるもの本願寺寂如法主の直弟となり、延寶二年四月檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

松永久秀の字址

松永久秀の宅址と稱するは、中央女瀬川の北なる字城垣内にあり、久秀の生れたる所なりといふ。今は里民の宅地となる。久秀は弱冠にして家郷を出で、諸州を遍歴して三好長慶に仕へ、三好氏滅びて織田氏に従ひ、天正五年叛して志貴城に據りしも、信長に攻められて死せり。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に轉じ、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狹守康信の領地に轉じ、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに

及び、同五年五月島上郡第三區六番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字西五百住

本地は古來島上郡に屬し、もと濃味郷の内にして五位莊に屬し、西五百住村と稱す。

春日神社

春日神社は字宮西にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百參拾四坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圃にして、祭日は五月八日なり。

八幡神社

八幡神社は字西の口にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は四拾九坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

圓覺寺

圓覺寺は字垣内にあり、高龍山と號し、眞宗兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人智眼なるもの、永正十一年本願寺實如法主の弟子となり、有志の助力を得て創立せり。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・客室・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字東五百住に同じ。

大字津之江

本地は古來島上郡に屬し、津之江村と稱す。年紀不詳葦郷芝生を割きて一村を分置す、今の大字芝生是れなり。康正二年の造内裡記に「六百五拾文妙法院御領、攝州津江莊段錢」と見ゆる津江莊は、本地をいへるものか。淀川に沿ひし水驛筑紫津の舊地にして、姓氏錄攝津國諸蕃に「竺志史、上村主同祖、陳思王植之後也」と見ゆる竺志氏も、本地に因みあるものならん。

催馬樂

なむはのうみ、こまもてのほろ、こまほおほはね、つしつてに、いませこいのほれ、やまよきまてに、名無波乃字美、己支毛天乃保留、乎不禰於保不禰、川久之川萬天爾、以末須己伊乃保留、由萬左支滿天爾、

歩人山は西北にあり、東西五間・南北四拾五間にして樹木鬱葱し、一に「アチャリの森」、又は「アチャラの森」の稱あり。俗傳に依れば、京都六條河原院に於ける左大臣源融の鹽釜に、難波浦より潮水を運べる「かち人」の集りし所なるを以て、歩人山の名ありといふ。然れども大字東五百住の條に記せしが如く、三島竹村の屯倉に春秋五百人の鑿丁を大河内直味張の出せしこと見ゆれば、其の歩人山といへるは人夫の義にして、同鑿丁の三島に來れる毎に集りし所なるを以て此の名を爲せると共に、同鑿丁は大河内直味張の遣はせるものなるを以て、味張の森とも呼ばれ、「アチャリ」「アチャラ」と訛せしものならん。

歩人山

稻荷神社

山に稻荷神社あり、宇賀御魂神を祀れり。由緒は詳ならざれども、後西院天皇の勅額を所藏せるよ

り見れば、往時は大社たりしならんも、古記の徴すべきものなし。明治五年村社に列せらる。境内は貳百六拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に女大神社・宇賀神社あり。氏地は本地にして、祭日は四月初午なり。

筑紫津神社

筑紫津神社は字木戸にあり、速素盞鳥命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百四拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に早苗神社・伊弉册命神社・皇大神社・牛王神社あり。氏地は本地にして、祭日は十月十四日なり。

光専寺

光専寺は字北島にあり、無碍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基淨信は建長元年二月宗祖見眞大師の直弟となりて創立し、後寶曆三年八月之を再建せり。境内は參百貳拾壹坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・鐘樓堂・客室・長屋・土藏・藥醫門を存す。

西教寺

西教寺は字西島にあり、眞宗本願寺派西光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基漸空は本地に住し、延寶元年七月寂如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて創立せり。境内は壹百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同

四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區七番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

太字芝生

本地は古來島上郡に屬し、もと五位莊の内にして津之江村の枝郷たりしが、後同村より分れて芝生村と稱す。里人の口碑に依れば、古は萋然たる曠野にして、靈芝多く産せしより芝生と呼ばれ、遂に村名となれりと。

八幡神社

八幡神社は字天神山にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百六坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に天神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

光永寺

光永寺は字三反町にあり、瑞龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基道玄は文明十四年二月二十日本願寺蓮如法主の直弟となり、同年十月有志の協力に依りて創立せり。境内は

貳百四拾坪四合を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・鐘樓を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第二十分畫に屬したるの外は、大字津之江に同じ。

大字庄所

本地は古來島上郡に屬し、もと濃味郷の内にして庄所村と稱す。攝津志野身神社の條に「莊所村有地名上菅原」と見ゆれども、今其の地名なくして野見及び菅原といへる地名あり。

素盞烏命神社は字田中にあり、速素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百參拾參坪を有し、本殿・拜殿・祭器庫を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

願行寺は字野見にあり、光明山院と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿三年の創立、僧空勝の開基なり。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・廊下を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同

素盞烏命神社

願行寺

四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區七番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區二小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
東	五百住	六九・〇〇〇	六〇・九三三	四五・七二二	一六六	五三・七〇九	三二二	三二四	三二四
西	五百住	六四・七二〇	四三・七二二	三六・二六八	三三六	一〇四・五四六	三三九	三三九	三三九
津	之江	五九・七二〇	三六・二六八	五九・六二二	四三三	六九・九〇七	四七三	四七三	四七三
芝	生	六〇・九七五	五九・六二二	五九・六二二	四三三	六九・九〇七	四七三	四七三	四七三
庄	所	五九・六二二	五九・六二二	五九・六二二	四三三	六九・九〇七	四七三	四七三	四七三
計		三、〇五、七六〇	二、六八、八二五	一、五九、四	三、〇五、七六〇	一、五九、四	一、五九、四	一、五九、四	一、五九、四

第十項 富田村

本村は古來島上郡に屬し、古の三島藍野の地にして、後五位莊に屬し、一に富田莊の名あり、富田

村と稱す。明治四年八月北條村を本地に合併せらる、今の字新北町是れなり。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を設け、同二十九年四月一日三島郡に屬す。東南部は畦畔自ら整理制當時の遺稱ならん。筒池は部落の中央にありて廣さ參反四畝五歩、北西より西南に長くして瓢形を爲し、部落は其の四邊を繞り、市街の形を爲して東岡町・跡坂町・小坂町・新西口町・新中町・浦町・勘藏町・新家町・北口町・岡前町・柚木町・久保町・馬場岡町・市西口町・西富田町・西垣内町・市中町・東町・岡崎町・南岡町・横町・西町・新北町等の名を爲し、古くより繁榮せし所にして、富家多く、物さばきの年寄十人ありしも、徳川四代將軍の頃には、其の内の三四軒没落しけるに、其の後に至り紅粉屋・藏屋・菊屋・坪屋・丸屋・橋屋・藥屋・柏屋・龜屋・立野の十軒を十人衆と呼び、清酒は盛に造られて富田酒の名を爲し、其の糟を用ひて漬けられたるは、謂ゆる富田漬にして、世に賞せられ、其の風習は造酒と共に残りて今も本地の名物なり。攝津名所圖會に載せられたる清水氏は十人衆の隨一なる紅粉屋にして、同家は造酒を業とし、同家より毎年江戸の將軍家に富田漬を獻上せしといふ。同家の用水たりし清水は、滾々涌出して變りなきも、同家は已に退轉し、邸址は新家町にありて今は村役場の所在となり、其の前面なる筒池に紅粉屋池の別名を殘せり。(今の河内郡柏原町清水豊次郎氏は同家を繼げるなり)富家の多かりしに従ひ、文學書畫等の趣味も興りしものなりけん、學者に入江若水、書畫家に藤田友

閑の如きも出で、富家の一たる布屋(時川氏)の如きは、其の別邸に遊騎樓の名を附し、賴山陽は之が記を作れり。今の東岡町なる天坊幸彦氏の邸即ち是れにして、同氏は之を木額と爲して其の壁間に掲げらる。

遊騎樓記

攝富田有野田氏、築莊、名曰遊騎、而請記於余、余以其名爲不雅馴、久而不下筆也、今茲上巳、偶觀四亭帖、至遊騎樓、極視聽之娛、撫卷而嘆曰、莊之名、蓋取於此也、因憶莊主之說其勝概、曰、樓北負山、東南平郊、極目所望、山嶺白莢、鸞峰、蓮邇而南、爲生駒、爲葛城金剛、如三笠倉地、如高野金峰、亦依約可指、而其中則大瀆洋洋乎、兩部之人、舟船往來、常在几席、其岐流者、柳河至玉川之梁、白樺木之楓、亦以時吐芳、呈彩於世間、樓前又穿池、種藕興蘋、放魚麴芻、置酒前茗、日呼客焉、以樂太平、其言如此、嗚呼、余每讀右軍此文、以爲遊日騎樓、當在郊原之濶、山河之雄者、如彼山陰、雖有崇山峻嶺、蓋地、追覽、非視峰巒之全體、孰與此莊之盡地三州群山之翠、彼可玩者、茂林脩竹與激湍映帶左右而已、孰與此莊之瞰大瀆於幾郊備春秋并木之觀、蓋彼處偏安之江東、舉目有山河之異、曠得此等之境、神暢其情耳、我二百年海宇滌洽之時、天常期於彼、氛常清於彼、而占中原之中、舟車四達之衝、所謂仰視宇宙之大、俯察品類之盛者、不在彼而在此、此可謂之遊日騎樓已、其之所以名稱矣、吾可
以記矣、遂記、

皇天保二年歲在辛卯暮春之初

山陽外史類 襄撰并書

三輪神社は字馬場岡町にあり、大己貴命を主神として、相殿に味鋸高彦根命・田心姫命を祀れり。創建の年月日は詳ならず、唯大和三室山大神社と同神なりと傳ふるのみ。境内は壹千壹百五拾坪を

有し、外圍に障壁を繞らし、規模宏壯にして長松落々、本殿は彩色を施され、寶永年中龍溪禪師の再建なり。外に幣殿・拜殿・神樂所・繪馬所・社務所・土藏等相連り、末社に春日神社・殿島神社・金刀比羅神社・八阪神社・稻荷神社あり。本地の産土神にして普門寺の鎮守たりしことありといふ。もと三寶山福壽院といへる宮寺ありしが、明治維新の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は同五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定され、同四十一年二月十日字天神山の無格社菅原道真・字西富田町の同八幡神社應神天皇を境内に合祀せらる。祭日はもと四月八日・九月六日なりしも、明治四十三年十二月改定せられて五月六日と十月十二日例祭となる。社實に隱元和尚の横幅及び龍溪禪師の自筆奉加帳あり。

普門寺

普門寺は三輪神社に接して字市西之町にあり、慈雲山と號し、臨濟宗妙心寺派龍安寺末にして釋迦如来を本尊とす。明德元年八月僧說巖の草創にして鎌倉建長寺末たりしが、永祿年中細川晴元の本願に依りて堂宇を造營し、晴元は寺領壹百七拾四石を寄せ、織田氏よりも亦朱印を與へられ、慶長九年七世古月の遷化に際し、臨濟宗妙心寺派山城國龍安寺中の東樂院住職籌室に寺を譲りしより、龍安寺の末となる。徳川家康は龍安寺朱印の内に貳百石後檢地の爲り壹百九拾四石貳斗八升壹合となるを加へて當寺維持の資に充て法燈輝きけるに、正保年中龍溪禪師入りて住職となり、明暦元年九月七日隱元和尚は龍溪禪師に迎へられて當寺に錫を留め、諸堂再建せられしも、寛文元年黃檗山萬福寺成りしを以て、隱元和尚は同年八月同寺に

晋山し、龍溪禪師も同年十二月當寺を去りて慶瑞寺に入れり。龍溪禪師の隱元和尚を輔翼して黃檗の鴻基を達成せしめたるは、當寺在住中の活動にして、慶瑞寺の條に記せる所の如し。龍溪禪師の去りし後は別に住職を置かれずして、龍安寺の輪番所となり來りしが、明治維新後に至りて寺領を上地し、同六年境内も其の壹千四百八坪の内參百六拾四坪を上地しければ、是れより衰頽に傾きしも、尙本堂・方丈・庫裏・書院・客殿・土藏・鐘樓堂・行者堂・表門等を存し、本堂には唐作丈參尺五寸の釋迦如来の像を安置して、隱元和尚の筆に成れる獅林の額面を掲げ、庫裏は正保年中宗對馬守義成の妹徳松院の遺命に依りて建てられたるものにて、後水尾天皇の御尊牌及び聖觀世音像を安じ、建具には狩野安信の筆に成れる有名なる泊り鳥の圖ありて寺觀に缺くる所なく、同七年三月より住職を置かれしが、衰運に傾ける頽勢は之を維持するに由なかりけん、其の後建物の多くは取毀たれて、今は方丈に庫裏を切縮めて建添へられ、外に土藏・門及び行者堂のみを残し、境内も其の本堂のありし方面は、本材尋常高等小學校の敷地となりて益縮少し、前記本堂に安置せられし本尊及び隱元和尚の額面・庫裏に安置せられし聖觀音像及び泊り鳥の建具等は方丈に移され、庫裏に安置されし後水尾天皇の御尊牌及び毘沙門天の像は行者堂に轉置せられ、寺寶としては晴元の書簡横幅あるのみ。閻境荆棘に閉され、法燈影暗く、頽廢其の極に達して已に住僧なく、一人の留守居ありて僅に之を衛れり。而して行者堂に轉置せられし毘沙門天の像に就ては記すべきものあり、天正年中高山友祥の耶蘇教を信じて當國の社寺を

焼けるに際し、此の尊像は雲中に忿相を現し、且魔風を起し、颯然として其の陣を拂ひしかば、其の兵の敗走すること恰も蛛の子の散れるが如くにして、寺は竟に劫火を免るゝを得たりといふ、故を以て當山擁護の尊像として最も崇敬せらる。

其の願廢せるは前記の如くなれども、寺は足利十四代將軍義榮の滯留し、其の前には細川晴元の閑居せし所なれば、當時寺運の隆昌なりしと宏壯なる諸堂宇の具備せしは推想するに餘りあり。而して細川晴元の當寺に來りしは、三好長慶の計ひに依れるなり。即ち晴元は長慶と不和の間柄なりしが、永祿四年三月晦日將軍義輝より長慶に對し、晴元と和睦懇款すべき旨の上意あり、長慶之を諾して五月六日使者を遣はしけるに、晴元は單身三好方に來りしかば、長慶は晴元を當寺に入れ、富田莊を寄せければ、晴元は其れより當寺に閑居して日を送り、同六年三月朔日を以て逝き、龍昇院心月一清龍主と法諡せられ、遺骸は當寺に葬られしといふ。攝津志には當寺の下に「有右京大夫細川晴元石碑、傍書曰永祿六年三月朔日卒」と記すれども、今は草萊の内に梵字一を刻せる一個の五輪塔あるのみにて、同志に記せるが如きものなければ、其の碑は已に失はれしものならん。又足利義榮の當寺に來りしは同九年十二月なり。是れより先、義榮は三好家に憑りて四國に居り、阿波の御所といひ、一に四國の公方とも呼ばれしが、永祿八年五月十九日三好三人衆（三好日向守長祿・同下野守政康・岩成主税左地）・松永彈正少弼・同右衛門佐・松永安藝守・同新五郎等の、京都二條城を襲ひて將軍義輝を害したる後は、將軍に取立てんと三好家の

細川晴元の
閑居・足利
十四代將軍
滯留の所

もの相議しけるも、三人衆の松永久秀と確執を生じ、松永は畠山高政と一味して之と争ひしが爲め、其の企延引したるも、松永等毎戦利を失ひて路次安くなりければ、同九年六月中旬四國を立ちて淡路に至り、同八月攝州越水城を経て同十二月七日當寺に入り、同十年二月八日勅使參向ありて征夷大將軍に任せらる。然れども京師騒動の折柄なりしを以て、入洛を見合せて當寺にあり、細河掃部助眞之は管領の如くして仕へ、三好彦次郎長滋等も隨ひ、當寺は將軍府たるの觀ありしも、同十一年九月織田信長の足利義昭を擁し大軍を率ゐて當國に攻め入るに及び、防戦叶ふべくもあらずとて、篠原右京進の計ひにて一先づ四國に退くに決し、十月朔日細川掃部助・三好彦次郎に供奉せられて四國に落去し、間もなく阿波に於て逝去せり。然れども或はいふ、義榮は其のころ腫物を患ひけるに、療養つき果て十月朔日當寺に於て逝去せりと。

本照寺は字馬場岡町にあり、富山と號し、眞宗西本願寺に屬して其の別格別院なり。本尊は傳安阿彌作丈貳尺八寸の阿彌陀佛にして、左脇壇に眞向等身の宗祖の影像を置き、右脇壇に聖德太子及び七高僧其の他歴代法主の畫像を置き。開基は存如上人なり。もと高槻にありて光照寺と號せしが、高山右近の當宗寺院に對する壓迫止まざりければ、當所に移りて本照寺と改む。正保三年に至り、准如上人の連枝養壽院良教來住して御坊と呼ばれ、其の高槻なる舊寺は高槻支坊となりて今に存せり、即ち良教は當寺中興の開基なり。然るに寛政元年十二月舞馬の災に罹りて堂宇悉く灰燼に歸しければ、其

本照寺

の後十年を経て住職慧光院之を再建せり、現在の堂宇是れなり。慧光院は當時の大徳にして常宗の爲めに盡力せしは、寺庭に建てられたる左記の碑文に見ゆる所の如し。明治維新前までは十七ヶ國に亘りて二百三十六個の末寺を有せしも、今はなし。明治十五年四月本願寺の別格寺となり、其の後更に別格別院となる。境内は壹千九百六拾參坪にして、塼壁四方を圍み、東北の二方は筒池に臨めり。九間四面の本堂は隆然として聳え、庫裏・玄關・廣間・座敷・茶所・客室・經藏・土藏・鼓楼・鐘樓・門等の建物は軒楹相接して壯觀を極む。堂前に一老松あり、枝葉四方に延びて殆ど其の全庭を覆ひ、稱して富壽の松といふ。其の名は冷泉爲村の歌に因み、歌は左記の如くにして樹下の建石に刻せらる。寺寶は覺如上人作親鸞上人の木像・傳聖德太子作丈七寸の木佛を初めとして多數を所藏せり。

群鶴の富壽榮の松葉枝高く廣く茂れる幾千代の陰

冷泉爲村

慧光院法廣和尚碑

和尚諱闍幽、字法廣、龍谷第十七世法如宗主之第七子也、母曰某氏、小字多喜丸、幼而岐嶷、十歲落髮、宗主命攝之小濱壽攝寺、准連枝聽巡護、明和五年二月直叙法眼、七年宗主特命、與顯證寺開教・本德寺昭堯同列、天明七年九月本寺第六世法因寂無嗣、乃命和尚兼寺務、因賜 慧光院、寛政元年寺權回祿、和尚在小、聞馳至則堂宇悉灰燼矣、和尚悼憐之、於是以再建爲念、百方勸募、遂能以十年三月堂宇全成焉、和尚自書上棟文、并詠和歌誌喜、詞義可觀、和尚學問該博、尤精於宗義、歷事信慧・信入・信明三世、于置子俗無不通明焉、性忠純常在本山翊資法化、寛政之末、淨教寺知洞新爲講主、講異計、宗意紛亂、信入宗主有志回復、未果而寂、信明宗主奉遺命、銳意以匡濟爲任、時其徒久據學林、窺取教柄、內結托佛臣、外資 神門、凡可以扇持

上下籠絡内外者、無所不至、於是乎人心惶惑、廟宇在不測、獨和尚與、仲誠・池水三 立志堅確、終始不渝、門下正義之徒以爲重焉、享和三年秋奉、東行、申明宗義于寺社本行、疑獄立決、凶徒伏罪而宗礎因以鞏固、嗟乎當時明師在上、德象左右、非和尚・仲誠・三裕内外相合効其忠節、何由致此哉、蓋是佛祖善巧宜加正人、護正法于當日、垂其規于後代者歟、和尚以文政己卯三月十二日寂、距生寶曆九年五月五日享年六十有九、闍維之日緇素感悼、若喪父母云、和尚寂後若干年、現住澤依有建碑之志而未果、頃二三耆宿皆樂怒其事、聞之於宗主現下、現下深嘉之、特賜篆額、因爲銘、辭曰、

偉哉信明 值時之艱 勤勤撥亂 宗門以安 誰也股肱 宗室之具 匪躬蹇蹇 祖訓之商 方事之紛

危疑百出 衆皆彷徨 我心唯一 明師有輔 正人有賴 去彼奸頑 致我開泰 嗟若斯人 真是佛子

篆額光明 永時萬祀

明治二十六年九月立石

龍谷枝子本照住持澤依 謹撰
龍谷門人圓照幻住慈音 持書

憶念寺

憶念寺は同字にあり、東湖山と號し、眞宗本願寺派本照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿元年八月亥春の開創なり。中興了覺は正保年間本照寺の住職良教に師事し、貞享三年敷地を買添へて堂宇を營造し、同年六月二十六日本山寂如法主より佛像及び寺號を授けらる、境内は八拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・客舎・土藏・藥醫門を存す。

眞樂寺は同字にあり、彦興山と號し、眞宗本願寺派本照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人に長尾彦太夫元春なるものあり、祐願と法名し、應永三十四年三月本願寺存如法主の法弟となり、其の

眞樂寺

長福寺の址

四代祐傳に至り、本願寺住職良教の紹介によりて、自己所有の地に當寺を創立し、正徳二年七月二日本願寺寂如法主より今の寺號を授けらる。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂兼庫裏 門を存す。
長福寺の址は同字にあり、桂林山と號し、水月庵を以て稱せられ、黄檗宗に屬し、紅粉屋の菩提寺たりしが、明治後に廢絶して今は畑地となる。其の黄檗宗に屬したるが爲め、黄檗二世木庵和尚晋山式の日、同寺を去りて長崎に赴かんとしたる即非は、當寺に宿りしといふ。當時即非の賦したる詩あり。

宿水月庵作 (本堂小方等
本願寺所屬)

兩岸紅塵江隔斷 一灣流水繞孤庵 畫船泊盡僧初定 月上前峯茅幾潭

教行寺

教行寺は字横町にあり、安靜山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。蓮如上人の開基なり。初め本願寺の山門大衆に其の堂宇を破却せられしとき、足利氏の管領細川右京大夫勝元は蓮如上人と親善なりしを以て、勝元深く其の災厄を悼み、同上人に當村の地參萬貳千五百餘坪を寄せ、上人の一字を建立せられしもの即ち當寺にして、上人は此にありて宗祖親鸞上人の著せし教行信證を書寫せられしかば、教行寺の名を附せしものなりといふ。應仁の亂起りて兵塵の卷となり、享祿四年十二月細川勝元の兵に焼かれて廢頽し、後現在の所に再建したりしも、承應二年二月回祿の災に罹りて灰燼と化し、今の堂宇は其の後の建營なり。境内は九百參拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・

永照寺

座敷・居間・茶所・土藏・鐘樓・鼓樓・藥醫門を存す。

永照寺は字東岡町にあり、東岡山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明三年開基了は、檀家好田宗信の協力に依りて創立せり。境内は壹百六坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。境内に蓮如上人の腰掛石といへるあり、同上人の河州光善寺より來り腰を掛けて説教せられたる石なりと傳へ、當時藤の枝を以て書せられたる藤枝の名號等は今に残れり。

清蓮寺

清蓮寺は字新西口町にあり、池光山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。往時本地に念佛堂といへる開基不明の堂宇あり、天正十三年十月二十九日地震の爲めに破壊しけるに、紅粉屋清水利重法名休息、深く之を歎じて現在の所に再建し、良閑和尚を請じて開基たらしめしもの即ち當寺なり。境内は參百七拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・廊下・客殿・土藏・鐘樓・藥醫門及び地藏堂を存す。墓地に藤田友閑及び入江若水の墓あり。入江若水は屋號を龜屋といひ、名は兼通・字は子轍・若水は其の號なり、一に釣隱と號せり、少時俠を好みて家産を蕩盡しければ、發憤して書を讀み、詩を鳥山芝軒に學び、四方を遊歴し、後洛の西山に廬を結びて樸谷山人と號せしといふ。又藤田友閑は大門寺屋市郎右衛門といひ、彩雲翁と號し、書を瀧本坊松華堂に學び、能翰の譽高く、又丹青に巧なりしは人の知れる所なり。

藤田友閑・
入江若水の
墓

離 郷 (本地好田清
願寺所屬)

入江若水

圓通寺

詩瓢不瘵食 過墓別宗親 松菊誰爲主 琴書已屬人 江湖雙白眼 京路一烏巾 如同生涯事 杖頭無半緡

圓通寺は字岡前町にあり、正法山と號し、日蓮宗本満寺末にして題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。應永十七年本山十三世日乾の開創なり。後大破に及びしかば、元祿十四年當寺九世日這之を再興し、文政十二年十七世日隆の時更に造營せり。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・門を存す。外に妙見堂・觀音堂あり。

因光寺

因光寺は字新北町にあり、瑞華山と號し、眞宗本願寺派本照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基知專は寛永年間本願寺良如法主の弟子となり、元祿元年五月檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

慶瑞寺

慶瑞寺は部落を離れて西南字慶瑞寺にあり、祥雲山と號し、黄檗宗萬福寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。寺記に依れば、持統天皇の八年道照法師の開基にして法相宗に屬し、景瑞寺と號せしが、中世兵亂の劫火に罹りて焦土と化し、僅に廢址を殘せるのみなりしに、應永年中に至り僧松殿中興して景瑞庵と稱せしも、足利氏の季世に及び兵亂の爲めに荒敗し、文祿三年淺野彈正の檢地に際して、寺域畑參反歩を永荒除地と定められ、無住の小庵ありて村の支配たりしが、寛文元年二月一村の檀信之を普門寺在住の龍溪禪師に捧げて之が再興を請ひければ、同禪師は之に應じて同年十二月普門寺を出て此の小庵に入り、翌寛文二年の初の新に方丈・厨庫・諸寮舎を建て、祥雲山慶瑞寺と改稱し、寛文

五年後水尾上皇御念持佛香木觀音を下賜あらせらる、即ち今の本尊にして天竺毘首謁摩天の作なりと傳ふ。又方丈を寄進あらせられて、規模益振興して法燈大に輝けり。禪師は才學兼備の大徳なり、慶安四年九月已に後光明天皇より紫衣を拜領し、同天皇の勅請を拜して妙心寺の住職となり、後、同寺を退きて普門寺にありしが、承應三年七月五日福州黄檗山隱元和尙の長崎に渡來せるや、其の高風を慕ひて翌明暦元年書を致して錫を普門寺に留めんことを請ひけるに、同和尙は其の懇請に感じて東上するに決心し、同年八月五日海路長崎を發して九月六日大坂の川口に着し、翌七日普門寺に入りて留錫し、官民の歸仰する所となる。禪師は大に喜び、其の弟子となりて之を補翼し、萬治元年九月同和尙を伴ひて江戸に行き、十一月一日遂に將軍に謁見せしめ、且同和尙の爲めに新一寺を開創せんと欲し、地を宇治の大和田村に選定して幕府に請ひけるに、幕府は之を容れて寺地參萬坪を同和尙に與へ、造營料並に礎石木材を給し、且其の翌萬治二年より毎月十五石の扶持米を給せられければ、心力を傾注して其の建營に努め、寛文元年五月に至りて伽藍竣成し、隱元和尙は同年八月普門寺を去りて晋山せり、即ち黄檗山萬福寺是れなり。時に和尙は七十三歳、禪師は六十三歳にして、禪師が檀信の請を容れて當寺に入りしも同年なり。かくて和尙は黄檗宗の開祖と仰がれ、禪師は同宗の鴻基を達成せしめて其の素志を貫徹せしが、禪師は此の素志を達せんが爲めに辛苦經營すること十年、江戸に往來せしこと二十八回に上りしといふ。和尙は滿懷の喜悅に堪へざりけん、開基の功を禪師に歸し、

同九年四月源流法衣を送りて法を附せり。而して禪師は皇室の歸依厚く、是れより以前已に内殿に召されたりしが、同四年正月御水尾法皇の勅を奉じて江州に正明寺を中興し、同法皇の看寵彌加はり、隨時召命に應じて御所に參候し、恩賜に預りしことは左記葬塔銘に見ゆるが如し。桑門の榮譽を極めて、同九年九月二十日大宗正統禪師の號を御下賜あらせられしが、同十年八月の初め大坂檀信の招請に應じて江州正明寺を出で、宇治を過りて隱元和尚を省し、次で當寺に來りて宿し、同月十五日弟子拙堂の住せる大坂の九島院に寄寓せしに、同九島院の條に記せしが如く二十三日の朝、怒濤の難に遇ひて遷化せり、時に六十九歳なり。緇白慟哭、即日當寺に迎へ歸りて闍維せり。訃報天鳴に達するや、法皇は宸悼あらせられ、爲めに御膳を減じ給ひしこと數日に及びしといふ。特に祭を内庭に賜ひ、内府の金を出して宰塔を三ヶ所に造りて、其の上に堂宇を建てしめらる。三ヶ所は當寺及び正明寺・萬福寺塔頭萬松院にして、萬松院には眞骨を瘞め、正明寺には法皇の特に寄進し給へる禪師の肖像を安置し、當寺には其の衣蓋を藏められ、毎年祥月忌辰には必ず正明寺に就て追薦法事を修めしめ給へり。又隱元和尚は自ら萬松院内に其の瘞骨所を畫し、且送塔の偈を作れりといふ。かくて寺は萬福寺と深き關係を有せるを以て、延寶二年に至り、二世達空は當寺を萬福寺に送入して其の末寺となりしが、同八年萬福寺の二世木庵和尚は、當寺を黃檗の正宗本源と崇めて、尊重に愛護し、以て開宗翊贊の偉功を傳ふべきことを囑し、法燈繼續して今に至る。境内は壹千貳百七拾八坪を有し、本堂・方丈・庫

裏・玄關・廊下・鐘樓・土藏・門及び照堂を存す。照堂は即ち開山堂にして、前記後水尾法皇の寄せ給ひし龍溪禪師の衣蓋を瘞めし所なり。同禪師の木像及び後水尾法皇の尊碑を安置し、傍に禪師の葬塔ありて銘を刻し、靈元上皇宸翰天光塔の勅額は其の堂前に掲げらる。方丈は後水尾法皇の寄せ給へる所なりしが、已に朽ちて今あるものは其の後の建營に係り、本堂及び鐘樓は元祿六年の造營なり。聯・額共に多くは名僧高德の筆に成りて、隱元・木庵・即非・慧林・高泉・千呆等の書、及び探幽・雲龍の畫(藤越の龍)等もありて、左記後光明天皇の勅額を藏せり。

勅 額

朕召龍溪禪師提唱法輪諸法錄發揮至願皇幽微果日應天清風匝地令人成不見之見得未聞之聞至其機變機以毒攻毒何止削圓方竹杖
 觀卻紫茸直得錯鐘古今空假佛祖朕識毫頓斷大法現成須彌不高洋海不廣覺圓三光通徹大方始知古佛心宗大而無外師實得其正
 統者也特賜大宗正統禪師改請益錄任宗統錄賜賞有功以傳萬古

寛文九年九月廿日

攝津州島上郡富田莊祥雲山慶瑞禪寺開山特賜大宗正統禪師龍谿大和尚御葬塔銘(附)

住佛國禪師支那高泉熏沐拜撰

師姓吳何氏、京兆人、生而多病、父母常齋佛、始五歲忽病、父母痛哭、適有僧至其家、詢其所以、乃腰下灼艾、少焉而減、父母喜、問其名字住止、僧不答去、自是益信三寶、八歲入東寺習密教、師之叔父見師氣宇超邁謂之曰、子乃宗門人胡淹滯乎此、師

即入攝州之普門寺、時年十六、剃度納戒、留意禪學、越二年遊方、食風臥雪凡十五年、逮讀雪齋語錄、極力參究者又六年、乃得慶快、因謂衆曰、我向來曾知道不在文字上、今日始知亦不離文字、慶安四年 朝廷賜紫、住妙心寺、承應三年再住、嘗述川老金剛頌評虛堂語錄事義、師恒欲踰海入唐尋師印可、惜國有禁莫果所懷、乙未歲感元和尙應化肥州、適僧至、師問和尙有何言句、僧答近、偶云、挑雲入市無人買、惱殺杖頭歸去來、師聞得欣然、與衆會講請普門一見如夙契、丁酉夏 法皇召師入內殿問法、奏對稱旨、龍顏大悅、賜頌德山入門便棒之歌、戊戌九月大將軍捨五畿勝地、給僧糧、師輔祖開新黃檗、甲辰正月師應江州正明寺請、四月 法皇召師說法、賜梅檀香十斤黃金絹帛等、又勅賜寺額、乙巳十月藤大妃誦師陞座說法、是月 法皇賜幡杖山御園以爲禪苑御書天壽山資福寺二大額、十一月奉 旨爲光子內親王賞戒法、賜佛舍利塔梅檀觀音像初祖像御牙御杖等、明年三月師進天壽法皇道忠康平公賜御香白絹畫屏等、新院上皇亦賜香幣、十一月 法皇問心經要義、乃撰心經口譯一卷、戊申四月詔入大內、親受菩薩大戒、一日 法皇香詢禪宗、師舉柏樹子公案上頓除知解洞徹根源、賜以大宗正統禪師之號、勅改所著語錄爲宗鏡錄、賜刊版流通、併親 御宸翰、其略云、令人成不見之見、得未聞之聞、至其以機奪機以毒攻毒、何止削圓方竹杖親御紫茸靴直以錯錘今古寒巖佛祖、朕纒毫頓斷大活現成須彌不高洋海不覺覺圓三世光通徹大方始知古佛心宗大而無外、師實其正者也、又賜謝法乳之宸翰、寬文十年四月師領衆就正明、座夏蒙上慰問、夏滿謝恩、旋省黃粟老和尚、信宿而去、八月十五日赴大坂諸檀護師、寓弟子拙道九島院、先一日示衆曰、

六根涉境那言滅 心不隨緣豈謂生
 踏轉涅槃真正道 歸程唱水調歌行

廿二日應有司窺、是夜合府官從請師開示法要、師高聲擧揚變動群聽、次早石司遣使禮謝、忽暴雨驟至、山海震動、旋颶刮地、巨浪翻天、諸從者促師逃避、師曰、生死數矣、其可逃乎、汝等端心正念可也、弟子等見勢險舉師起座、師厲聲責之曰、生死之際當

持正念、胡顛倒乃爾、如是三、乃索筆書偈曰、

三十年前恨未消 幾回受屈爾藤條
 今晨怒氣向人嘆 嗚一嗚卻倒胥江

書已秘諸篋中、俄溟濤屋裂一時湮、師獨跌坐水中夷然不動、頂門如矣、顏色如生、四方緇白浪惶歸至、見師端座疑其無恙、即而視之已斃矣、乃當空羅拜舉聲大哭如牛情恃、實庚戌八月廿三日也、即日迎歸、閣維于祥雲山 聞至 法皇、爲之嗟惜減御膳者數日、特賜祭於內殿、嘗出內府金爲師造窆塔者三、城州黃粟、江州正明、攝州慶瑞、覆以堂宇、元尊殿也、且 勅每歲諱日必就正明修法事、嘗造師官像入宮供養、然後始奉于塔上、又賜經藏以鎮之、

彈正塚 彈正塚は西方字才辻にあり、東西貳間參分・南北拾五間の封土にして、茅茨叢生し、里人は呼んで長山といへり。傳へいふ、大友朝臣兄麿の塚にして、兄麿は天平勝寶元年參議兼彈正大弼たりしを以て此の名ありと。

富田堡の址 富田堡の址は西方天神山の邊なりといへども、今其の址は明ならず。字地に宮代と稱せるあり、以前は宮城に作りしといへば、蓋し其の附近にありしより此の稱を殘せるものならんか。堡は富田氏の據りし所なり。而して當堡址には關係なきも、天正十年六月六日備中國高松を出發したる秀吉は、同十一日當國の尼崎に着して、其れより本地に陣を居えて山崎に出發せり。一説には、當時織田信孝の本地に在陣せしが爲め、秀吉は十二日本地に來りて信孝に謁せりともいふ。

本地は文祿三年十月淺野彈正の檢地ありしも、其の村高は延寶五年十二月十五日島山大膳亮の檢地に依りて異動し、元祿四年より實施せられ、其の後明治元年の政變あり、故に叙事の便を圖りて三段に區分し、初めに元祿三年迄を記し、次に明治元年迄を述べ、最後に同年以後を記せんとす。即ち文祿三年三月より村高貳千九百九拾六石九斗五升の内、其の貳百石は善門寺の領となり、同寺世襲して元祿三年に至り、殘高貳千七百九拾六石九斗五升は麾下青山孫平次の采地となりしも、後徳川氏代官の支配に歸し、寛永十年永井日向守の領地に移り、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、天和二年分れて其の内貳千參百四拾參石六斗四升七合は稻葉丹波守の領地となり、貞享二年内藤大和守の領地に轉じ、同氏相傳して元祿三年に至る。殘高四百五拾參石參斗參合は依然徳川代官支配してまた元祿三年に至る。依て元祿三年に於ける本村は善門寺領・内藤大和守領・徳川氏代官の支配に分管せられたり。元祿四年新檢石高實施せられ、村高貳千八百五拾參石貳斗壹升壹合となりて、内壹百九拾四石貳斗八升壹合(古檢高に比し五石七斗壹升九合を減す)は善門寺領地にして、同寺相傳して明治元年に至る。殘高貳千六百五拾八石九斗參升は分れて二となり、其の壹千四百貳拾五石六斗參合は土岐伊豫守の領地となり、壹千貳百參拾參石參斗貳升七合は徳川氏代官の支配となりしも、元祿十二年神社附高貳斗壹升除地と爲りし爲め、代官支配は壹千貳百參拾參石壹斗壹升七合となりて、其の内參拾四石五斗は寶永二年永井備後守の領地に轉じ、同氏世襲して明治元年に至る。依て同代官の支配は壹千壹百九拾八石六斗壹升七

合となり、寶永五年更に其の四百九拾壹石四斗六升五合は内藤式部少輔の領地となり、正徳元年内藤氏領及び徳川代官支配地とも水野肥前守の領地に轉じ、正徳三年復た分れて其の壹千九拾石四斗五升八合は松平大藏少輔の領地となり、壹百八石壹斗五升九合は久下藤十郎の領地となりしも、是れより先、土岐氏の領地は正徳二年内藤豊前守の領地に轉じ來りけるに、享保七年内藤・久下兩氏の領地石高壹千五百參拾參石七斗六升貳合は徳川代官の支配となり、松平氏の領地も同十年戸田大隅守の領地に移りて、同十七年復た徳川代官の支配となる。依て同代官の支配は貳千六百貳拾四石貳斗貳升となり、享保二十年太田備中守の領地に轉じ、元文五年徳川代官の支配に復し、明和六年其の内參百八拾參石七斗五升貳合は麾下青山百介の采地となり、同氏世襲して明治元年に至る。依て同代官の支配地は貳千貳百四拾石四斗六升八合となりて、寛政二年永井飛彈守の領所に轉じ、天保十四年徳川代官の支配に復し、弘化元年再び永井飛彈守の領所となり、以て明治元年に至る。依て明治元年に於ける本村高貳千八百五拾參石壹合の内、壹百九拾四石貳斗八升壹合は善門寺領・參百八拾參石七斗五升貳合は麾下青山主水の采地・貳千貳百四拾石四斗六升八合は永井日向守直諒の領所・參拾四石五斗は同氏領に分轄せられたり。善門寺領は明治元年五月十日の公布に依り、青山氏の采地は同二十四日の公布に依りて共に大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、永井氏の領所は同二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十

二月二十四日兵庫縣の管轄となる。依て普門寺領・青山氏采地及び永井氏預所は共に同一兵庫縣管治となりて、同四年八月同縣第四十一區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又永井氏の領地は日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。是に於て全村大阪府の管轄に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區に屬して、東組は二番組・西組は三番組・南組は四番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區に改まりて番組に異動なし、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第十八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	舊石高	明治九年改正	町村制施行	町村制施行	大正元年正月一日	大正九年七月一日
富田	二、五〇〇	〇、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇

第十一項 三箇牧村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、三島江村・唐崎村・柱本村・西面村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區

域に依りて一村を設け、其の地は往時三箇牧組の稱ありしに依り、其の名を採りて三箇牧村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島上郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同二十九年四月より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾五町五反七畝貳拾九歩の地は同川敷となる。

大字三島江

本地は古來島上郡に屬し、三島江村と稱す。明治二十九年四月より施行せられし淀川改良工事の爲め、壹反四畝拾九歩の地は買收せられて同川敷となる。攝津志には、三島江關のありし所にして、南都興福寺の古記に見ゆと記すれども、其の址は今詳ならず。淀川に沿へるを以て、往時三十石船の上下せし頃には般賑を極めしといふ。古來有名なる三島・三島江の勝區にして、玉江といへるは其の美稱ならん。浦を三島江浦といひ、岸を三島江岸と呼び、附近は三島野、流水は三島川にして、三島沼は一に玉江沼といひ、一として歌枕に入らざるはなく、淀川を隔て、河内國北河内郡蹉陀村大字出口に達するは三島江渡にして、七瀬淀と共に復た古詠あり、今其の少數を掲記せん。

三島

遷標卷 數ならぬ三島かくれに鳴く田鶴は今日もいかにと問ふ人そなき

續古今 友鶴の群れ居し事は昔にて三島かくれに音をのみそなく 藤原成實

新續古今 きてもまた人知れずのみ消えわひぬ三島かくれの螢の漁火 藤原知家
 拾遺 ほのかにも吾れみしまのあくた火のあくともや人のおとつれもせぬ 讀人しらす
 夫木 夕霧にみしまかくれしをしの子の跡をみるくまとはるゝかな 紫式部
 堀川百首 よそにのみ三島の蘆の根をたへてかりにたにやは今はとひ來ぬ 河内
 新勅 かすならぬ三島かくれにく舟の跡なきものは思なりけり 藤原行能
 三島江
 玉葛巻 しらすとも尋ねて知らん三島江におふるみくりの筋は絶えしを
 萬葉 三島江の入江のこもを刈りにこそわれをば君は思ひたりけり
 夫木 三島江に眞菅の苗や萌えぬらし友よふ胸の氣色しるしも
 同 かへる雁雲に消え行く有明の空もひとつに三島江の月
 家集 三島江とはしもをなん申すといふを聞きて 藤原公任
 家集 思ひ知る憂きみしま江の水なれば行けと行かれぬ心地こそすれ
 同 行きすきて此の三島江にいとしく遠くばなれん事をしそ思ふ
 後拾遺 みしま江につのくみわたる蘆の根の一夜のほとに春めきにけり 曾根好忠
 續後拾遺 みたれ蘆の枯葉もさやに三島江や水の上はうら風そ吹く 藤原爲道
 同 三島江は蘆の葉隠れ茂ければ漕き出て見る秋の夜の月 津守國道
 新古今 三島江や霜もまたひぬ蘆の葉につのくむ程の春風そふく 源通光

同 三島江の入江の眞蔕雨ふればいとしくほれて刈る人もなし 源經信
 新續古今 みたれ蘆のほの三島江行く舟のやかて心にかゝる白浪 藤原公保
 同 長き夜も猶かすとや三島江の蘆間にやとる有明の月 土御門道前内大臣
 六百番 忘れすよほのく人なみしま江のたそかれなりし蘆のまよひに 女房
 同 おもかけをほの見島江に尋ねきて行方も知らぬもすのくまくき 藤原隆信
 續後撰 み島江の入江に生ふる白菅の知らぬ人もあひ見つる哉 藤原基俊
 新千載 さのみやはつらき氣色を三島江の入江の眞蔕亂れ果つへき 顯昭
 新勅撰 三しま江にかりそめにさへ眞蔕草ゆふ手にあまる戀もするかな 藤原俊忠
 同 亂蘆のうきことをのみ三島江に跡とむへき心地こそせれ 源俊頼
 拾玉 みしま江や霜より後の蘆の葉に名残を残す秋風そ吹く 慈鎮
 同 三島江の蘆の枯葉に吹きとめつ心さびしき野邊のゆふ風 同
 千五百番 み島江に茂りはてぬる蘆の根の一よは春を隔て來にけり 左大臣
 御集 三島江の菱のか葉にかる玉を磨くか夏の月もさやけし 後鳥羽院
 建保 三島江や渚にしつむ蘆の葉の色より深き春のあけほの 順徳院
 同 時は今春になりぬと三島江のつのくむ蘆にあは雪そふる 行意
 同 おしなへて水の緑も色ふかしのくむ蘆の三島江の春 藤原家衡
 同 おほろけの春の色とは三島江の波もかすみ宿る月影 藤原康光

月 清 三島江に一夜かりしく亂蘆の露もや今朝は思ひおくこと
 拾遺愚草 みしま江の波に棹すたなやめの春の衣の色そうつるふ
 歌 合 三島江や夕露おもく吹く風に色のちくさの花そめの袖
 三島江や波にしなるゝ刈こものかつ亂れても飛ぶ螢かな
 建曆三、九、 秋はなほことしの空も津の國の名には變らず三島江の月
 十三夜歌合 桂園一枝 み島江に生ふる眞管を鳴鳥は笠にも縫はてかつくなる哉
 玄輿日記 文祿五年九月六日一葉の舟をさし、秋風こそはれて淀川をのほり侍りぬ、江口の里なと過さて三島江のあたりにて、
 夕月夜は入りて村廬のほのかなる影なほ哀なり、

三島江所見

殘柳疎籬傍野塘 鯉魚風裡一江長 秋波澄澗千如席 無數輕帆帶夕陽

波邊精所

三島江の玉江

萬 葉 三島江の玉江の蘆をしめしよりおのかと思ふいたまた刈られと
 後 撰 玉江くあしかり小舟さしわけて誰をたれとかわれは定めん
 玉 吟 みしま江の玉江の眞こも徒にからて日を経る五月雨の比
 玉 葉 みかきなす玉江 波のますかみけふよりかけやうつしそめけん
 新 勅 三島江の玉江のまこもかりにたにとはて程ふる五月雨の空
 柿木人麿 讀人しらす 藤原家隆 爲 家 藤原行能

續千載 み島江の玉江の蘆の一夜にもおとこそかはれ秋の初風 權大僧都聖尋母

金 葉 五月雨に玉江の水やささらん蘆の下葉のかくれ行かな 源 道 時

新古今 夏刈の蘆のかりれも哀なり玉江の月の明かたの空 俊 成

新續古今 月影もやとりきたためぬ白露の玉江の蘆に浦風そ吹く 稱名院入道内大臣

夫 木 契りをわ玉江の水にむすふらん歸らぬ雁の聲きこゆなり 後 鳥 羽 院

家 集 いさやその螢の數はしられとも玉江の蘆の見えぬ葉そなき 頼 政

同 三島江の玉江に千代をしめしより蘆邊の鶴そ君か友なる 加 茂 眞 淵

自撰歌 みしま江の玉江のまこものくみて天つみ空は霞たなひく 木 居 宣 長

藤箋冊子 み島江や玉江の水もにこるなり霞みてうつる春の夜の月 上 田 秋 成

三島川

夫 木 かりにくも心をかへてみしま川今はのとかになりもしなまし 馬 内 侍

三島沼(玉江)

千 載 みこりの蘆の若葉やもえぬらん玉江の沼をあさる春駒 清 輔

夫 木 敷島や玉江の沼のあやめ草つらぬく千代の數とこそみれ 相 模

三島江浦

夫 木 風吹けば花咲くなみのくるたひに櫻貝よる三島江の浦 西 行

同 住よしのまつもみゆきはありけりとこぼ珍らしく三しま江の浦 小 辨

三島江岸

夫 木

三島江の岸にひまなき深みとり君か御幸をまつにそありける

衣笠内大臣

同

住吉の松の千とせの君か代を嬉しくのみそみしま江の岸

信 定

三島野

續拾遺

みしま野のあさちかう葉は秋風に色つきねとや鶉なくらん

前内大臣基

三島江濱

詞 花

春霞かすめる方の津の國のほのみしま江のわたりなるらん

源 頼 家

七瀬澁

金 葉

しらせはつほの三島江に袖比治而七瀬の澁に思ふ心を

神祇伯顯仲

三島菅笠

水邊にして往時より菅草を産し、其の菅草を以て作れる笠は、世に三島菅笠と稱せられて、復た古詠に入れり。

萬 葉

三島笠いまた苗なり時たまはきすやなりなん三島すけ笠

夫 木

武士のゆつかにまける三島管みしまならはとけぬつれなき

知 家

同

誰か行く夏野の草の葉末よりほのかにみゆる三島すけ笠

藤原季經

三島鴨神社

三島鴨神社は中央字唐戸にあり、大山祇命・鴨事代主命を祀れり。創建の年月は詳ならず。社傳に依れば、伊豫の三島・伊豆の三島と併せて三ヶの三島と稱せられ、祭神大山祇神は後に掲記せる伊豫

風土記に見ゆる百濟國より渡來の神にして、延喜式には載せて島下郡にありと、(然れども延喜式に見ゆる三島は、同社の條にせし所の如し)もと淀川に斗出せる數百間の所にありしも、慶長三年淀川堤の修築に際し、

今の所に遷座し、社地の壹反六畝歩・高壹石九斗貳升の所は除地となり、元和五年十二月二十五日松平紀伊守より高貳石を寄進せられて變更なく繼續し、本地及び西面・柱本の産土神にして、明治五年二月郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定され、同四十一年七月二日大字唐崎字南の口の

無格社唐崎神社(應神天皇・三島鴨大神・春日大神)・大字柱本字里の内の同天満社(菅原道真)、同月十七日同村同大字々井果の同稻荷神社(宇賀神)・同道祖神社(八衢比古神・八衢比賣神・久那斗神)、同年十月六日大字西面の同八幡神社(應神天皇)を合祀せ

らる。境内は五百九拾壹坪を有し、松樹四方を圍み、本社を中央にして拜殿・神饌所・神樂所・繪馬所・神輿庫・社務所等相並び、末社に春日神社・大將軍社・嚴島神社・竈神社あり。本社殿は遷座當時の建築なり。今の氏は本村全部にして、例祭は十月二十日なり。社邊の神籬は片葉の蘆を生ずるを以て名ありしが、明治元年の水害後は之を見ること稀なりといふ。

日本書記 神代卷 一書曰、伊弉諾尊拔劍斬軻遇突智爲三段、其一段是爲雷神、一段是爲大山祇神、一段是爲高麗、一書曰、伊弉諾尊斬軻遇突智命爲五段、此各化成五山祇、一則首化爲大山祇、二則身中化爲中山祇、三則手化爲龍山祇、四則腰化爲正勝山祇、五則足化爲羅山祇、

伊豫國風土記 宇和郡御島座神、御名大山積神、一名和多志大神也、是神者所顯難波高津宮御宇天皇御世、此神自百濟國度來座、

而津國御島座、謂御島津國御島名也。

碧流寺

碧流寺は字里の内にあり、玉江山と號し、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永十年五月洪水に依り堂宇流失して池沼となる、依て現在の所に移りて、寛文十一年住職湛能檀家と協力して再建せり。境内は貳百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・門を存す。

眞光寺

眞光寺は同字にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區八番組に入り、同八年四月三十日第九區三小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第二十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字唐崎

本地は古來島上郡に屬し、もと五位莊の内にして唐崎村と稱す。傳へいふ、往古は柯不羅前といひ、鏑崎に改め、後復た唐崎村と改む。舊名の柯不羅前は、古事記神武天皇の段に、「故爾於宇陀、有兄宇迦斯・弟宇迦斯二人、故先遣八咫鳥問二人曰、今天神御子幸行、汝等奉仕乎、於是兄宇迦斯以鳴鏑待射返其使、故其鳴鏑所落之地謂訶夫羅前也」と見ゆる訶夫羅前にして、唐崎は其の轉なりと。然れども或はいふ。昔唐船の入津せし所なるを以て、唐崎の稱起れりと。明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾五町四反參畝拾歩の地は買收せられて同川敷となる。

信樂寺

信樂寺は字寺の前にあり、願王山と號し、真宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基祐從は本地に住し、真宗に歸依して寛永十七年二月本願寺良如法主の直弟となり、本尊壹軀を受けて創立しけるに、寶曆三年八月火災に罹りて堂宇燒失せしかば、同九年三月六世至誠、檀家の協力に依りて之を再建せり。境内は四百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

皆念寺

皆念寺は同字にあり、清淨山と號し、真宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明六年惠長の開基なり。享保七年七月二日火災に罹りて燒失し、寛保三年五月十二世元誓之を再建せり。境内は貳百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・客殿・玄關・厨・書見場・土藏・鐘樓堂・太鼓堂・藥醫門を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十一年徳川氏代官の支配に歸し、同十三年岡部美濃守宣勝の領地に換り、同十七年松平若狭守康信の領地に轉じ、慶安二年永井日向守直清の領地となり、村高六百八拾四石八斗七升壹合貳勺は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十月二十日大阪府の管轄となる。又別に三島江・唐崎入交新田あり、石高四拾貳石五斗八升にして(其の當時の徴米の帳簿紛失の爲め石高を兩大字に分割し、年曆不詳永井日向守の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第二十分畫に屬したるの外は、大字三島江に同じ。)

大字柱本

本地は古來島上郡に屬し、柱本村と稱す。明治二十七年二月二十六日島下郡烏飼村大字八町に飛地となる、字玉川島の八百九拾九番田壹反四畝貳拾五步・九百番同壹反四畝五步及び九百壹番畑六畝拾步は、同村同大字に編入せられて本地を去る。所傳に依れば、孝徳天皇の大化二年神告ありて、和田松を伐りて長柄柱を造り給ひしより、柱本の村名起れりといへども、太平記に、正慶元年三月楠正

成の天王寺に陣せし時、宇都宮公綱六波羅の旨を受けて發向し、柱松に宿陣すと見ゆる柱松は、本地を指せるなるべければ、舊稱は柱松にして、柱本といへるは後に之を改めしものなりとの説あり。延喜式に見ゆる中御牧のありし所なりと傳ふ。

長岡本五家物語

淀の渡・草津・楠葉の渡・きんや・片野山、心ほそけにまじける、去程に柱松と云所に着給ふ、此名は大和言葉にはあらずして佛説とも云ふへし、其故は花秋中納言と申ける人他界せられしに、其子の少將照み奉り、孟蘭盆經の跡を聞傳へ、七月中の五日の暮程に、御墓に詣てつゝ、枯松に草の葉結びかけ火を灯して、

玉すかたしはく、我に見せ給へ昔語の心ならひに

と云つて、火をかけられたり、誠に昔の風情に違はず、故大納言現して見え給ふ、是より此を柱松と名附け、初秋十四五日の暮、もしくは彼岸を待て高き草を結び燈に手向る灯火を柱松と申ける、成親彌住吉詣とも有し時、加藤の所々を過ししも何とも思ふらざりしか、今我身に歎のある時昔の思も知られり、所々を過行は、土佛と云所に着給ふ、是は吉野尾少將と申す人、無實の罪蒙り、備後國篠尾と云所に配流せられければ、其所にありける佛師に仰せ、土を以て佛を造り供養せらる、かゝりし功德にや、程なく無實はれて召還さる、其れよりして此をば現物の浦とも申、土佛の湊とも申ける、是と云彼と云、思ひつゝけて入江々々、洲崎々々を行程に長柄に至る、

興樂寺は字里の内にあり、拔苦山と號し、淨土宗知恩院末にして十一面觀世音を本尊とす。天平四年僧正行基の草建せし畿内四十九院の一にして、堂宇壯嚴を極め、文永五年には近衛家より若干の寺田を寄せられ、寺門隆昌なりしも、應仁の亂に遇ひて衰兆漸く加はり、終に丙丁の災に罹りて前日の

觀を失ひけるに、權律師聖秀七郎左衛門入道増信、其の廢頽を歎きて里民と謀り、一字を造營して法燈今に繼續せり。もと眞言宗なりしも、寛永年間浄土宗に轉じて知恩院末となる。境内は壹百五拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に觀音堂・明王堂あり。

法光寺は同字にあり、中牧山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明八年二月僧空善の開創なり。空善はもと近江國滋賀郡三井寺萬徳院の座主なりしが、後、眞宗に歸依して蓮如法主の直弟となり、所々を經遊し、本地に來りて當寺を創立し、明應四年三月二日寺號を授けらる。元祿十年火災に罹りて焼失し、假堂の儘なりしも、寛政六年十月檀家の協力に依りて再建せり。境内は貳百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・長屋・土藏を存す。庭に八房梅あり、枝椽四方に延びて白花を開き、芳香を附近に放てり。開基空善の入寂するに臨み、其の最愛の盆梅を植ゑしものなりといふ。

法光寺

長榮寺

長榮寺は同字にあり、日蓮宗長久寺末にして額日寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元和二年の創立なり。境内は參百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂を存す。外に七面天女堂あり。

船幸松

船幸松は同字にあり、周圍壹丈五尺に及べる老樹にして、文祿五年秀吉の毛利輝元・吉川・小早川の三氏に課して、淀川兩岸堤塘を修築するに當り、其の區域を表する爲めに植ゑし稚松の成育せしものなりと傳へ、樹下の卷石に船幸松の三大字、及び狂歌一首を勒せり、加茂季鷹の建てしものなりといふ。

ふ。

柱本堡の址

攝津志には本地に柱本堡の址ありと記せり、字地に城の内・中丸橋・下丸橋・西丸などいへるあれば、同堡のありしは其の邊ならんかといふ。

本地は元和三年土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻縣の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區九番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第九大區三小區となり、同十二年二月十日島上郡役所部内となり、同月二十一日第二十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字西面

本地は古來島上郡に屬し、東面・西面の兩村たりしが、後合併して西面村と稱す。古歌に名高き玉川の里なり。玉川は山城・紀伊・近江・武藏・陸奥の五玉川と共に、併稱せられたる六玉川の隨一に

して、風に卯の花を以て著れ、古來有名の歌枕なり。桑滄の變に依りて已に其の形を没し、今は西北端耕地の一部にその名を残せるに過ぎざれども、觀月臺といへる凹形の石ありて、仲秋三五の月光凹所の水に映するときは、彌陀の三體を現せりといふ。一碑あり七十餘年前里人間某の建てし所にて、「卯の花やほそき柳のをよひこし」といへる芭蕉の句を刻せり。

玉川里

- 萬葉 卯花の咲かぬ垣根はなげれとも名に流れたる玉川のさと 藤原忠通
- 新羅古今 白波のおとばかりして見えぬかな霧たちわたる玉川の里 藤原顯季
- 千載 松かせのおとたに秋はかなしきに衣摺つなり玉川のさと 藤原俊成
- 同 月冴ゆる氷のうへにあられ降り心くたくる玉かはのさと 同
- 新千載 玉川の里の垣根の卯の花は思はぬ波のこすかとそ見る 藤原通平
- 同 夕月夜ひかりを添へて玉川の里のしるへと咲ける卯花 藤原公顯
- 後拾遺 見わたせば波のしからみ掛けてけり卯花咲ける玉川の里 相模
- 續後撰 卯花の波のしからみ掛け添へて名にもこえたる玉川の里 藤原俊成
- 續後拾遺 しろたへの衣はすより時鳥なくや卯月のたま川のさと 藤原家隆
- 拾玉 玉川の里と聞きしはこれならん月影さらす八重の卯花 慈鎮
- 同 卯の花の昔葉かうへに風みえて昔に波こす玉川のさと 同

- 五葉 卯花の露に光をさし添へて月にみかける玉川のさと 藤原爲教
- 千五百首 夏の空くもれる夜半の卯の花の月をやとせる玉川の里 後鳥羽院
- 同 村雨に露おきわたす卯の花の垣根つゞきや玉川のさと 藤原季能
- 同 卯の花や汀をかけて咲きぬらん浪よせまさる玉川の里 寂蓮
- 同 卯花の垣根ばかりは暮れやちて草の戸さゝぬ玉川の里 同
- 同 浪やたつ雪やつもると卯花の咲きまかへたる玉川の里 藤原忠真
- 同 心あれや小夜更けかたの時鳥松になくなり玉川のさと 後鳥羽院
- 家集 卯の花に夜の光を照らさせて月にかばらぬ玉かはの里 藤原定家
- 風雅 時しらぬ里 玉川いつとてか夏の垣根をうつむしら雪 同
- 月清 卯の花は空にもうとき月なれば波そ立ち添ふ玉川の里 藤原真經
- 正治百首 浪の音は松の嵐に聞こゆなり卯の花かほる玉川のさと 藤原家隆
- 建保百首 月の秋ゆきのあしたも卯の花の面影たえぬ玉かはの里 同
- 新勅撰 今日よりは波におりはへ夏衣ほすや垣根の玉かはの里 藤原道家
- 草庵 さらてたに月かと思ふ卯の花を露もてみかく玉川の里 頓阿
- 千首 卯花のしつえたわゝしの朝露に道もさりあへぬ玉川の里 宵柏
- 桂園一校拾遺 卯の花の光はかりになりにつけり垣根くれ行く玉川の里 香川景樹

千 載 玉川と音に聞きしは卯花の露の飾れる名にこそありけれ 仁和寺覺性
 同 つらゝ居てみかけるかけの見ゆるかな誠に今や玉川の水 崇 徳 院
 續後拾遺 夏衣ほすまも知らず玉川のゐてこそ波に咲ける卯の花 藤 原 爲 藤
 玉 計 洩れ出つる音にてぞ聞く卯花のしつ枝しからむ玉川の水 平 忠 度
 千五百首 玉川の岸の卯の花さきぬれば汀に知らぬ波そたちける 眞 平
 同 光さす里を尋ねてすむ月のかげをみかける玉川のなみ 藤 原 俊 成
 同 玉川に月のしからみかけてけり入影みせぬ卯の花の比 藤 原 定 家
 家 集 過さかてに心こつる玉かはの影さへにほふ山吹の花 同

東仙寺

東仙寺は字城の垣内にあり、瑞龍山と號し、曹洞宗天徳寺末にして地藏菩薩を本尊とす。享保三年仲夏本地住人前川良長の創立して、西成郡川崎村天徳寺五世宗頼を請ひて開山たらしめし所なるも、明治元年の大洪水に舊記流失して寺歴詳ならず。境内は四百九拾八坪四合參勺を有し、本堂・庫裏を存す。

正徳寺

正徳寺は同字にあり、恭敬山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。嘉吉元年八月僧慶哉の開創なり。慶哉は高野山の住僧にして阿闍梨徳門と稱せしが、後眞宗に歸依し、本願寺存如法主の弟子となりて慶哉と改名し、當寺を建立し、寛永十九年二月寺名を受け來りしが、元祿十四年之を再建せり、現今の堂宇即ち是れなり。境内は五百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓

堂・太鼓樓・藥醫門を存す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十三年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狭守康信の領地に換り、慶安二年永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第三區十番組に入り、同八年四月三十日第九大區三小區十番組に改まり、其の後の區畫の變遷は、大字柱本に同じ。

大字	字	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
三	島	七三・六六四	七	七〇・〇〇〇	三七一	一四一・五七	四四	一〇〇	一〇〇
唐	崎	七三・四五二	六	六〇・〇〇〇	一〇三	二五・三五五	四	〇	〇
柱	本	八七・〇〇〇	八	八二・六三六	四三	一八・八一六	五	〇	〇
西	面	一・〇六・六五〇	一	一一・五〇一	五三	一三・五三三	六	〇	〇
計		三、三〇・八三六		三六・七〇九	二、四二五	六三・〇〇三	二〇	〇	〇

第十二項 見山村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、錢原村・長谷村・清坂村・下音羽村・上音羽村・忍頂寺村・車作村の七ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の中央に深山と稱する山あるに依り、其の名を採り文字を改めて見山村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 錢原

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして錢原村と稱す。

八幡大神宮は字錢井山にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地にして、祭日は十月十五日なり。

神明神社は字ハマルにあり、天照皇大神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾七坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

春日神社は同字にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

八幡大神宮

神明神社

春日神社

稻荷神社

乘雲寺

教正寺

稻荷神社は字田の廣にあり、宇賀御魂神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾五坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

乘雲寺は字谷川にあり、紫光山佛光院と號し、淨土宗知恩院派梅林寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正四年二月八日業譽の檀中と協力しての創立なり。境内に壹百五拾七坪を有し、本堂兼庫裏・鐘樓堂・藥醫門を存す。

教正寺は字稻葉谷にあり、専修山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明和年中琢誓檀家の協力を得て再建せり。境内は貳百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・廊下・土藏を存す。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月二十一日島下郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日清坂村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字長谷

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして下音羽村と同村たりしが、後分れて長谷村と稱す。攝津志村里の條に「下音羽屬邑一」と見ゆる屬邑は本地にして、其の分離せしは同志の出でし享保以後なるべし。

極樂寺

極樂寺は字寺の前にあり、西方山往生院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶八年覺譽月頓上人の檀中と協力して創立せし所なり。享保十六年義頓上人之を修繕せり。境内は壹百貳拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日下音羽村と二ヶ村聯合したるの外は、大字錢原に同じ。

大字清坂

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして清坂村と稱す。

素盞烏命神社

素盞烏命神社は字岡山にあり、素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百五拾貳坪を有し、本殿のみを存す。末社に日野神社・秋葉神社・岩神社あり。氏地は本地一

淨谷寺

園にして、祭日は十月十五日なり。

淨谷寺は字トチ元にあり、大日山毘沙門院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。實譽淨谷の開創なり。境内は九拾參坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字錢原に同じ。

大字下音羽

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして下音羽村と稱す。年紀不詳長谷村を分置す。字地に大神といへるあり。

素盞烏命神社

素盞烏命神社は字大神垣内にあり、素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百六拾坪を有し、本殿の外に繪馬所を存す。氏地は本地及び大字長谷にして、祭日は十月十五なり。

高雲寺

高雲寺は字下垣内にあり、圓岳山と號し、曹洞宗崇禪寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。元和元年の創立なりと傳へ、天保十一年俊乘之を再建せり。境内は參拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・工藏を存す。本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日長谷村と二ヶ村聯合したるの外は、大字錢原に同じ。

大字 上音羽

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして上音羽村と稱す。

天満宮は字白樫山にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は九拾坪を有し、本殿・拜殿・繪馬所・神庫を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

天満宮
常福寺

常福寺は字寺の前にあり、佛照山慈光院と號し、淨土宗知恩院派大念寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず、境内は壹百七拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は元和五年より板倉周防守の領地たりしが、明暦元年徳川氏代官の支配に歸し、萬治三年村高貳百九拾貳石壹斗五升八合の内、貳百五拾七石貳斗五升は麾下松下伊賀守の采地となり、同氏世襲して同鎌太郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。又其の參拾四石九斗八合は年曆不詳永井氏の預所となり、同氏相傳して日向守直諒に至り、明治二年六月高槻藩の支配に移り、同三年十二月二十四日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區二番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區二番組に改まり、同十

年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 忍頂寺

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして島居村と呼びしが、後改めて忍頂寺村と稱す。忍頂寺村といへるは、忍頂寺の名に因み、俗に「にてうじ」と呼ばる。四境山岳を繞らし、深山は西南にありて、直立貳百五十貳丈、山巔より四分して東は大字車作・北は同下音羽・南は石河村大字安元に屬し、松杉其の他の雜木鬱葱せり。一に龍王山と呼び、登路四條あり、險を極む。

八所神社

八所神社は字池邊山にあり、應神天皇を主神として、相殿に加茂別雷神・大山祇神・天兒屋根命・大山咋命・底筒男命・中筒男命・表筒男命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百六拾貳坪を有し、本殿のみを存す。末社に大歳神社・天満神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

市杵島神社

市杵島神社は字龍王山にあり、市杵島姫命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は四百六拾四坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。無格社なり。

忍頂寺

忍頂寺は東北忍頂寺山の麓なる字宮の前にあり、賀峯山と號し、眞言宗高野派勝尾寺末にして聖觀音を本尊とし、今は壽命院と稱す。清和天皇御宇傳燈滿位三澄の創設にして、神岑山寺と稱せしが、貞觀二年勅許を得て忍頂寺と改稱したる一千餘年の古刹なり。初は山巔にありて莊嚴を極め、遂に山名を爲し村名を爲せしが、應仁年中兵燹に罹りて堂宇悉く灰燼となり、寛文四年法印參忠現在の所に移して再建せり。元龜・天正の頃武將の歸依せしもの多く、今に織田信長・細川藤孝・中澤元綱・飯尾右馬允等の施入文を藏む。其の寺號を壽命院と改めしは、何れの年代なるか詳ならざれども、衰微して壽命院の一支院を剩したるものならんかといふ。境内は參百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。

三代實錄

清和天皇貞觀二年九月廿日丁卯、傳燈滿位僧三、奏言、神岑山寺在攝津國島下郡、三澄奉、國家所建立也、春演說寂

勝王經、秋吼講法華妙典、請爲御願眞言一院、賜名忍頂寺、詔許之、

淨福寺

淨福寺は字段垣内にあり、萬歲山禎松院と號し、淨土宗金戒光明寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十八年八月長譽の開創なり。もと字菰池にありしが、明治二十五年五月十四日當所に移轉せり。境内は壹百貳拾八坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

寶池庵は字龍王山にあり、龍王山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして釋迦如來を本尊とす。安永三年十月辨應といへるもの、創立なり。境内は六拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

寶池庵

本地は萬治二年より麾下小田切喜兵衛の采地となり、同氏世襲して同愛之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區二番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日泉原村・千提寺村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字車作

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして車作村と稱す。字地に清水・板田といへるあり、攝津志村里の條に「車作屬邑二」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

皇大神宮は字百瀬にあり、天照皇大神を主神として、相殿に宇賀御魂神・布留魂命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百參拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

皇大神宮

八所神社

八所神社は字清水にあり、應神天皇を主神として、相殿に加茂別雷神・大山祇命・天兒屋根命・大山咋命・底筒男命・中筒男命・表筒男命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳拾五坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

須賀神社

須賀神社は字清水にあり、速素盞烏尊を祀れり。由緒は詳ならず。境内は六坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

法林寺

法林寺は字乾にあり、楠山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人淨教といへるもの、本願寺證如法主の直弟となり、大永二年四月信徒の協力を得て創立せり。境内は貳百四拾參坪七合七勺を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・茶所・門を存す。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月二十一日島下郡役所部内となり、同月二十一日第三分書に屬し、同十三年七月二日大岩村・安元村・生保村・大門寺村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正七年七月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
大	錢原	壹拾・肆拾	102・000	102・000	86	102・000	86	102・000	102・000
	長谷	12・571	12・571	12・571	88	12・571	88	12・571	12・571
	清坂	12・571	12・571	12・571	88	12・571	88	12・571	12・571
	下音羽	12・571	12・571	12・571	88	12・571	88	12・571	12・571
	上音羽	12・571	12・571	12・571	88	12・571	88	12・571	12・571
	忍頂寺	12・571	12・571	12・571	88	12・571	88	12・571	12・571
	車作	12・571	12・571	12・571	88	12・571	88	12・571	12・571
	計				515	515	515	515	515

第十三項 石河村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、大岩村・生保村・大門寺村・安元村・桑原村の五ヶ村は、從來風俗習慣を同し、地形民情共に合併するを便とするを以て、合併して一村を設け、其の地は奇巖怪石河中に起伏して奇觀なるに依り、里民の希望を容れて石河村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 大岩

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして大岩村と稱す。字地に赤才・國見・新堀・中谷・大北といへるあり、攝津志村里の條に「大岩屬邑五」と記せるは、此の字地を指せるものならん。四面山岳にして國見山は南方に瘤起せり、可憐の孤峰にして山頂は聘望に富み、澱江は一碧遶迤として浪速城に入り、江を隔て、河州の平原連り、其の盡頭に當りて葛城の山・金剛の峯は淡瀾を罩め、紫嵐を拖き、西は茅海の奇帆仄帆相趁ふて南溟の雲に隠れ、淡路の山は煙よりも淡くして其の景いふべからず。蓋し古の聖主登臨して國勢を看行はし給ひし所ならん。

大歳神社は字森の岡にあり、大歳大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十二月二十日なり。

八幡神社は字八幡にあり、應神天皇を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百貳拾坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

圓福寺は字中の谷にあり、大巖山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。長門國三田尻の人三田四良左衛門といへるもの曾て本地に來住し、萬治三年本願寺良如法主の直弟となり、祐意と法名し、有志と協力して創立せり。境内は參百五拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・土藏・門

大歳神社

八幡神社

圓福寺

を存す。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬し、同十三年七月二日安元村・生保村・大門寺村・車作村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 生保

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして生保村と稱す。

諏訪神社は字北宮山にあり、建御名方神を主神として、相殿に天兒屋根命・大山祇命・速素盞鳥命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百六拾八坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十二月十日なり。

正覺寺は字西畑にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人正善なるもの本願寺

諏訪神社

正覺寺

實如法主の直弟となり、永正四年十二月有志の助力に依りて創立せり。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大岩に同じ。

大字 大門寺

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして大門寺村と稱す。村名は大門寺の名に因み、世俗は略して單に大門と呼べり。地勢は四方に山を繞らし、人家は其の半腹に散在せり。

十二神社

十二神社は字宮山にあり、國常立尊を主神とし、相殿に國狹槌命・泥土煮命・沙犬煮命・豐斟淳命・大戸道命・面足命・大戸邊命・煌根命・伊邪奈岐命・伊邪奈美命・天照皇大神・忍穗耳命・瓊々杵命・鵜葺草葺不合命・杵火々出見命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百參拾五坪を有し、本殿のみを存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十八日なり。

大門寺

大門寺は南方彌ヶ谷山の半腹にあり、神峯山と號し、青龍寺とも呼び、眞言宗仁和寺末にして如意輪觀世音を本尊とす。光仁天皇の寶龜二年開成皇子の創建なり。初め皇子靈地を覓めて此の山に來り給ひしに、多聞の化身に遭ひ、其の言に依りて草萊を啓き、岩石を削りて草堂を結び、且谿間に光明を認めて香木を得、丈一尺の如意輪觀音の像を刻みて安置し給ひしもの、即ち現存せる本尊なり。後

弘法大師も來りて安居九旬に及び、瑞相を得て金剛・藏王の二像を刻み、清和天皇は御不豫のとき歸依して御平癒あり、諸堂宇を建立せしめ給ひて、堂塔備はりしに、建久の大震に山岳壞れて諸堂みな破れ、後元弘年中兵燹に罹りて堂塔烏有に歸し、舊記も共に滅びて中世の寺歴は詳ならず。境内は六百參拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・土藏・門を存す。高所にあるを以て攝・河の北部を雙眸に收め、眺闕甚だ佳なり。寺寶多し、中に木村常陸之介所用の手鎗・刀及び最後の時に着用せし經帷子あり。

經國集 留別青龍寺義棟阿闍梨一首

空 海

同法同門喜遇深 遊空白霧氣晴岸 一生一別難再見 非夢思中數々尋

木朝無題詩 興詔官遊攝州青龍寺

藤原 敦光

晨興尋古寺 寺靜正端居 雁叫秋雲外 鐘鳴暮雨初 逢僧談妙理 禮佛慕風如 風波菊籬腹 月明林逖疎 窮通心底識 名利夢中虛 信宿催歸駕 來遊是只旦

同 秋日青龍寺述懷

藤原 敦基

長河西畔小山東 爰有佛堂造化功 初趁郊居同隱客 未知土俗訪田翁 歎雲稻穗兩岐白 經雨菱花千片紅 竹寺瀾深望嶺月 柴扉雲掩任溪風 羈遊難繫朝朝馬 旅夢易驚夜夜蟲 鋪設舊占昔岸上 闍伽更植舊籬中 漁舟見火競秋水 雁塔 鐘拂曉空 林樾苔堦模奈苑 池移阿耨省蓮宮 人間榮利心無染 象外塵塵孟不窮 別野幽閑誰作伴 唯交牧豎與村童

木村常陸介の墓

木村常陸介の墓は西方藥王山にあり。常陸之介は豊臣秀次の近臣にして、木村長門守の父なり。文

録四年七月秀次の高野に自殺するに及び、此の山に來りて自殺せり、依て遺骸を此に葬る。碑は五尺餘の自然石にして、常陸大明神の五字を刻し、其の遺物は悉く藏めて大門寺にあり。

太閤記 木村常陸介は攝津五ヶ庄大門寺におゐて切腹せしか、日頃めしつかひし者共に、刀脇指其外金銀なとつかはしけり、大崎宗右衛門尉は供せんと思ひ定めしを、木村察して、若其義におゐては草の陰までも深恨み候へし、唯今供仕ましき旨、未來丸野文にのせて致誓紙見せ候へとて、住持へ牛王を所望し、誓紙をかゝせ、其後彼此委しくさたしおき、住持へ金子五枚令賜にけり、庭前に疊をしかせ、屏風二三疊にてかこませ、介錯人と二人入、切腹せしなり。

高塚は彌ヶ谷山にあり、東西壹間・南北貳間の封土にして、大石を以て疊築せるも、碑石を存せず。口碑傳説共になければ、其の縁由詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字大岩に同じ。

大字安元

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして安元村と稱す。元の字は一に本に作れり。飯原神社は字十代にあり、宇賀御魂神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は九拾六坪を有し、本殿のみを存す。末社に秋葉神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十二月二十日なり。

飯原神社

高塚

教誓寺

教誓寺は字堂の前にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區五番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第三分區に屬し、同十三年七月二日大岩村・生保村・大門寺村・車作村と五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第二十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字桑原

本地は古來島下郡に屬し、もと安威郷にして今の安威村大字安威と同村たりしが、萬治元年の頃分れて桑原村と稱す。傳へいふ、雄略天皇の御宇吳國の女工漢織・吳織來朝して養蠶の業大に興り、本地に桑田を開拓する者漸次多かりしかば、是れより桑原の稱起り、遂に村名となれりと。日本書紀安閑天皇元年の條に見ゆる上桑原・下桑原といへるは本地にして、姓氏錄攝津國諸藩に「桑原史、桑原村

主祖、萬德使主之後也」と見ゆる桑原氏の居りし所ならん。

日本書記 安閑天皇元年閏十二月己卯朔壬午、行幸於三島、大伴下連金村從焉、天皇使大伴大連問其田於縣主飯粒、縣主飯粒慶悅無限、謹敬盡誠、仍奉獻上御野・下御野・上桑原・下桑原並竹村之地元合肆拾町、

地福寺

地福寺は字奥垣内にあり、桑原山無量院と號し、安威村大字安威淨土宗大念寺末にして觀世音を本尊とす。皇極天皇の御宇、中臣鎌足の創建にして、慧隱和尚の開基なり。もと眞言宗なりしが、星霜を重ねて衰頽せしを、天正年間に至り、專譽流念和尚信徒と協力して之を再興し、淨土宗に轉じて今に至る。孝極天皇の御宇に當り、蘇我入鹿父子威福を擅にし、朝憲日に衰頽せしかば、鎌足深く慨歎して之を討たんことを圖りしも、機未だ至らざりしを以て洛を去りて當寺に來り、每朝天を拜して之を祈り、時の來るを待ち、竟に其の志を遂ぐるを得たりと。光明石及び光明谷は、鎌足の至誠に感じ、當時神影を現し光明を放ちたまひし所なりといふ。本尊は鎌足の守本尊なりと傳へ、鎌足自筆の畫像を今に存し、鎌足・淡海及び定慧和尚三人の木像を安置し、天明四年九月九條家より影前に藤花徽章紫絹幕壹張・同徽號の釣挑燈貳張を寄附せられ、今も當寺の什物となりて存す。境内は貳百貳拾貳坪を有し、本堂兼庫裏を存す。外に觀音堂・地藏堂あり。

本地は萬治元年より麾下中川勘三郎の采地となり、同氏世襲して同飛彈守に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣

の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に移り、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日復た大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所管内となり、同月二十一日第七分區に屬し、同十三年七月二日安威村・十日市村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月二日 町勢調査の人口
大岩	三三・三二	六〇・五二六	三三	六六・五〇五	三三	三三	三三
生保	一〇一・一六〇	一七・七三	九	三五・六三	九	九	九
大門寺	五・二二〇	一五・一〇八	三六	一八・三二四	四	四	四
安元	一五五・一一〇	一五・五八八	一七	一五・三〇七	一六	一六	一六
桑原	一四〇・五五〇	三三・六三三	一五	四三・五〇七	一五	一五	一五
計	八〇一・五〇〇	一五五・九〇九	七五	一八九・七五三	八四	八四	八五

第十四項 清溪村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、泉原村・千提寺村・高山村・佐保村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は溪水明澄比類なきに依り、其の意を探りて清溪村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字 泉原

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして泉原村と稱す。

素盞鳥尊神社

素盞鳥尊神社は字新森山にあり、素盞鳥尊を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。

境内は參百七拾貳坪を有し、本殿・神具庫を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十二月十四日なり。

諏訪神社

諏訪神社は字西谷山にあり、健御名方命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は參百七拾貳坪を有し、本殿・神具庫を存す。無格社なり。

長福寺

長福寺は字東垣内にあり、東溪山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月

は詳ならず。境内は壹百六拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏を存す。

長徳寺

長徳寺は字西垣内にあり、西溪山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長年間の創立なりと傳ふ。境内は貳百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・太鼓樓・門を存す。

泉原壘の址

攝津志に泉原壘は泉原氏の據りし所なりと記すれども、其の址は今詳ならず。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區五番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第二分區に屬し、同十三年七月二日千提寺村・忍頂寺村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 千提寺

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして千提寺村と稱す。村名は往時神岑寺の塔中なる千提寺のありしより起れりといふ。

天満宮

天満宮は字向ひ山にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五拾六坪を有し、本殿・拜殿・神具庫を存す。氏は本地一圓にして、祭日は舊暦の六月二十五日なり。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字泉原に同じ。

大字高山

本地は古來島下郡に屬し、もと五個莊の内にして高山村と稱す。村名の示せるが如く四境に高山を繞らし、東方には石堂岡山峙ちて海拔貳千貳百六拾八尺に及べり、是れ蓋し村名の起因ならん。

住吉神社

住吉神社は字森山にあり。住吉三大神を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百四拾坪を有し、本殿・拜殿及び土藏を存す。氏は本地一圓にして、祭日は九月十四日なり。

光明寺

光明寺は字ユリにあり、紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寶龜九年三月の創立にして、久しく敗頽せしを、僧玄山實永年中本願寺寂如法主の直弟となり、檀徒と協力して再建中興せり。境内は壹百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

西方寺

西方寺は字ムラクチにあり、七寶山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永年中正澄の開基なり。後永祿年中其の玄孫知眼本願寺顯如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて再建せ

高山城址

り、依て同知眼を中興の祖とす。境内は壹百八拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

高山城址は東南椿谷山の西にあり、今は城山と呼べり。高山左祥の築きて居りし所なりといふ。周圍六町、繞らすに泥田を以てし、回字形を爲して土壇を存し、頂上は平夷にして方拾數間、全山松檜繁茂せり。

本地は慶安二年より永井日向守直清の領地となり、同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區四番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字佐原

本地は古來島下郡に屬し、佐保村と稱す。字地に兎山・庄本・梅原・馬場・神谷・屋上といへるあり、攝津志村里の條に「佐保屬邑六」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

高座神社

高座神社は字松谷山にあり、天照皇大神を主神として、相殿に天兒屋根命・速彥彥命・健御名方命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は六百四拾九坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十二月十六日なり。

言代神社

言代神社は字馬場山にあり、八重事代主命を祀れり。由緒は詳ならず。舊社殿は明治三十五年九月十八日焼失せしを以て、再建し着手し、同三十六年一月二日竣成せり、即ち今の本殿及び雨覆是れなり。境内は七拾七坪にして無格社なり。

教恩寺

教恩寺は字松谷にあり、松谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。文明年中靜圓なるもの檀家の協力に依りて再建し、享和元年三月住職惠眼檀施を以て之を修繕せり。境内は參百坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・土藏を存す。

教願寺

教願寺は字免山にあり、竹林山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。明應年中僧圓順檀家の協力を得て中興し、安永三年正月八日火災に罹りて焼失し、住職善鏡更に之を再建せり。境内は壹百貳拾參坪を有し、本堂・庫裏を存す。

教圓寺

教圓寺は字馬場にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。文化年中法琳檀家の協力に依りて之を再建せり。境内は壹百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存せしが、本堂及び庫裏は大正三年八月二十二日焼失せり。

佐保城址

佐保城址は東方栗栖山の半腹にあり、東西九拾間・南北壹百貳拾間餘、回字形を爲し、土堤尙存して歴々見るべし。然れども其の興廢の事蹟等は詳ならず。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第四分畫に屬したるの外は、大字高山に同じ。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 町村制施行 當時の反	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大	泉原	六四六・三三〇	一七六・八四〇	五九二	三〇〇・二〇〇	六三九	
	千提寺	二四三・八四〇	四七・五三二	一六六	五八・五三七	一八七	
	高山	二七二・八九七	四九・三〇〇	三〇〇	八二・八〇三	三三八	
	佐保	七〇・八二〇	二二・七〇四	四九	二五・九三三	五五三	
	計	一、三二二・九八八	三〇九・二一九	一、一五二	三、三三三・四三三	一、六九七	一、七三四

第十五項 豊川村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、粟生村・宿久庄村・小野原村・清水村・道祖本村の五ヶ村は、從來風俗習慣を同し、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は河水の引用頗る便にして年々豊作を得るに依り、其の意を採りて豊川村と名づ

け、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字粟生

本地は古來島下郡に屬し、粟生野と呼びしが、後粟生村と稱す。粟生の稱は住時農民の所々に原野を開拓し、粟を作りしより起れりといふ。字地に間谷・岩坂・新家・外院といへるあり。外院は豊島郡誌に同郡外院村の半の當郡に入りたるものとせり。地勢は南北に長く、東西に狭くして、南方は稍平地なれども、東北西の三面は山脈連りて、勝尾寺山は北にあり。西國街道は南方を東西に通じ、粟生川(一名勝尾寺川)・内川・外院川・岩坂川等の溪水環流せり。

光明院の御陵

光明院の御陵は勝尾寺山の字東谷にあり、封土の高さ五尺・東西四拾五間・南北五拾間にして、陵上に七重の石塔及び寶篋印塔建てり。風磨雨鍍年空しく古りて、鐫字殆ど讀むべからず、纔に「光明院七々日供養」の八字を認むるのみ。院諱は豊仁、後伏見天皇の皇子にして、光嚴院の猶子となり、建武三年八月十五日北朝の祚を踐み給ひしが、脱履の後塵世の紛冗を厭ひ、深山の清幽を慕ひ、此の谷に草庵を結びて閑居し、天授六年六月二十四日草庵に於て崩じ給ふ、御年六十歳。遺詔に依りて光明院と稱し奉り、別に諡號なし。元祿十五年公命に依りて初めて周圍に牆を作らる。今は宮内省の管理なり。

皇年代略記

光明院、觀應二年十二月廿八日俄以御落飾云々、三年閏二月廿日渡御八幡車陳(同上島也)、三月三日自八幡遷御河内國東條城、文和四年八月四日自河州東條行宮出御伏見殿、此間會者禪衣御授覺明上人、其後遷御當國法要寺、所々御經行、康暦二年即六月廿四日崩於勝尾寺御草庵六十、奉號光明院日本奉號光明院、即六月廿四日崩於勝尾寺御草庵六十、奉號光明院日本奉號光明院、

開成皇子の墓

開成皇子の墓は勝尾寺山の最高所にありて、兆域周圍八拾貳間、中に石塔壹基あり、高さ五尺八寸餘、傍に皇子の座禪石あり。皇子は光仁天皇の皇子・桓武天皇の庶兄なり。幼にして穎悟、佛乘に志し、天平神護元年正月潜に宮中を出で、此の山に入りて名を開成と改め、偶善仲・善算の來るに遇ひて之を師とし、後彌勒寺即ち後の勝尾寺を建て、天應元年十月四日五十八歳にして薨去、此に葬らる。今宮内省の管理なり。

勝尾寺

勝尾寺は勝尾寺山の半腹字中の谷にあり、應頂山と號し、眞言宗にして十一面觀世音を本尊とし、脇壇に四天王を安置せり。もと無本寺なりしが、中世紀州高野山金剛峯寺の釋迦院に隸し、今は中本寺格なり。寺記に依れば、神龜四年僧善仲・善算の開基なり。兩師は本州の刺史藤原致房の雙兒にして、母は紀州の刺史源懷の女なり。幼にして聰敏群童に超絶し、共に四天王寺に入りて榮湛の弟子となり、十七歳の時剃髮して菩薩戒を受く、冠歳に及び學博くして識高く、神龜四年の春北方の峻嶺に紫雲の搖曳せるを看、來りて草庵を結びしもの即ち當山なり。靜居四十餘年にして天平神護元年正月朔、光仁天皇の皇子佛乘に志して後山に來り、石を疊み塔を作り、其の側に於て四十九日間斷食修念

し給ひけるを、二月十五日仲・算の二師後山を經行して之を見、其の所以を問ひしに、皇子告ぐるに其の素志を以てし給ひしかば、二師は四十餘日何を食とし給ひしかを問ひ奉りしに、皇子宣はく、二鳥ありて交々物を啣み來りて塔上に置く、我是を嘗むるに甚だ甘美なり、故に日々此の如くにして今日に至れりと。今も山中に栖む鳥は雌雄二羽にして、寺は日々五合の食餌を與ふるを例とせり。皇子二師に誘はれて庵に歸り、即日二師を師として剃髮授戒し、法名を開成と稱せらる。後仲・算二師は其の志願たる末世の衆生を濟度せんが爲めに、大般若經六百卷を紺紙金泥に書寫し、彌勒菩薩の出世を誓ひ供養せんとし、是を皇子に遺命して、善仲は神護景雲二年二月十五日六十一歳を以て入寂し、翌三年七月十五日を以て善算も亦入寂せり。是に於て皇子は當山の貫主として其の遺志を繼ぎ、般若經を寫さんと欲し淨金水を祈りしに、夢に金甌と淨水とを得て、寶龜三年模寫の功成り、道場を建て、經を安じ、彌勒寺と號せらる。かくて寶龜の初め光仁天皇は官租を賜ひ、且講堂・如法堂・六角堂を造營し給ひ、水田數百町歩を寺産として施入し、御願寺の勅を賜ひ、皇子は同天皇の天應元年を以て入寂し給ひしに、皇子の手づから刻して奉事し給ひし藥師の像は、遷化の時涙下りて花座に落ち、今尙涙痕残りといふ。六世行巡の時に至り、清和天皇勅して彌勒寺を改めて勝尾寺と稱せしめ給へり。是れより先、天皇御不豫の時、行巡の智行兼備なるを聽き給ひ、召して祈らしめんとせられしに、行巡曰く、山中の雲に起臥せる者敢て聚落の塵に交はるを欲せずと。是に於て勅使藤原佐道、普天の下率

土の濱みな王土にして、人は王臣にあらずといふことなし、何ぞ勅命に背くかと詰りしに、行巡庵を出で、雲中に座せしかば、是れを奏せしに天皇愈渴仰し、更に勅して宣給はく、假令宮裡に入らずとも願はくば覆護せよと。行巡因りて一領の法衣と一顆の念珠とを獻じ、是れを玉枕上に置きしに、御惱立どころに癒えしかば、天皇親感斜ならず、行巡を阿闍梨に補して莊園を寄せ、且勅を蒙りて應せず遂に天皇に勝ちしを以て、勅して此の改號ありしといふ。元慶年中陽成天皇行幸し給ひ、後花山法皇も巡幸ありて西國二十三番の札所となり、後堀河天皇の寛喜二年四月二十七日、境内保護の爲に太政官符を賜ひ、後深草上皇は文永六年六月三日院宣を下し、三口の阿闍梨職を置きて勅願所と爲し給ひ、伏見天皇の永仁二年四月二十五日亦境内保護の太政官符を賜ひ、後陽成天皇は文祿三年十二月朱印狀を賜ひしが、武門の歸依も甚だ厚く、壽永年中梶原景時平氏追討として一の谷へ向へる時、兵燹に罹りて堂宇六十八宇悉く烏有となりければ、源賴朝は資財を寄せ、熊谷直實・梶原景時を奉行として之を再營し、豊臣秀吉は文祿三年十二月二十日朱印狀を寄せ、其の子秀頼は慶長八年片桐且元に命じて堂宇を修補せしむ、現在の堂宇即ち是れなり。徳川秀忠は同十九年十月二十三日黒印を以て禁制狀を與へ、以後しばしば朱印を下付せられて村高七石は寺領たりしが、明治維新後に至りて返上しければ、寺産其の半を失ひて稍衰頽せしも、本坊(正覺院)の外に小池院・教學院・寶城院・寶泉院・普賢院等の支坊を有し、寺觀尙宏壯を極む。

堂宇の重なるものは、講堂・仁王門・庫裏・接待所・御供所・寶藏・輪藏・藥師堂・自在堂・彌勒堂・開山堂・二階堂・藏王堂・聖天堂・辨天堂・地藏堂・觀音堂・六角堂等なり。講堂は現今の本堂にして、妙觀律師の化人と共に栴檀香木を以て作りしと傳ふる十一面觀世音の靈像を安置し、文治四年の古建築なり。仁王門は回祿後礎石のみなりしを、寛文中再建せるものにして、松平讚岐守頼重及び浪速小島某の力に依れりといふ。金剛力士を安置し、應頂山の勅額を掲げらる。輪藏は續日本紀に見ゆる一切經を藏めたる所にして、回祿の後元祿二年浪速の富豪淀屋吉濟の後室妙惠大姉が唐刻の大藏經を喜捨するに及びて再建せしものなり。藥師堂は一に如意堂と稱し、開成皇子の一刀三禮して彫刻し給ひしと傳ふる藥師如來、即ち皇子遷化の時落涙せし謂ゆる泣藥師を安置す。彌勒堂は彌勒菩薩を安置し、當寺の古名は彌勒寺にして、六角堂に藏せる大般若經の供養に際し、彌勒菩薩の出生を誓ひしを以て、元祿年中に建立せし所なり。開山堂には開基善仲・善算の二師と開成皇子及び中興行巡の影像を安じ、二階堂は承和年中四代證如上人の構へし庵室にして、上人の念佛專修せし所なりしが、降て承久元年法然上人も、唐の善導大師の告に依り錫を飛ばして此の地に來り、初めは百谷に住せられしも後此の室に移り、建曆元年正月二十一日善導大師の影向に遇ひて、淨土本基の菩薩戒を允可せられ、上人は末世の疑惑を除かんが爲の影向の證を請ひしに、大師乃ち影跡を壁拔に遺され、上人も亦共に其の影を遺せりといふ。爾後念佛修行の靈場として其の名高く、上人の詠あり。

五 業 柴の戸にあけくれかゝる白雲はいつ紫の色と見なさん

六角堂

六角堂は當山の奥の院にして、一に般若臺と唱へ、開成皇子の仲・第二師の遺命に依りて、書寫し給ひし紺紙金泥の大般若經六百卷を藏せり。傍に丈六の彌勒菩薩の唐銅露佛・文珠臺・納骨堂・五輪塔・三寶荒神社・西方松・遠林房等あり。荒神社には百濟國より渡來せし白槇木を納む。其他開成皇子の般若經書寫の時、八幡大神の影向し給ひしと傳ふる影向石・闕伽井・證如上人塔・教信塔・龍谷神呪院(以空上人の舊蹟)・不動石・祖師火定石塔(祖師大徳火定の處)・賴朝塔・梶原塔・熊谷塔・幸壽丸習學の蹟・愛染木・瓶花木等の名あり史あるもの、彼此に錯落せり。疆域は貳萬六千貳百五拾壹坪の廣さを有し、字新家なる西國街道の華表より登り、參拾五町許にして山門に達すれば、裡に堂塔は高く聳えて塵寶を出で、巨樹は亭々として枝椹相交はり、曾て斧鉞を加へしことなければ森鬱として萬翠を雨らし、且楓樹の其の間を點綴せるありて、秋候厭霜の色得て名狀すべからず。一山の風致閑雅にして實に府下の勝地なり。陰曆正月二十八日に荒神祭あり、陽曆五月一日より一週間は無緣行あり、共に近在の老若及び京阪講社の參拜多く、喧囂の聲は平日の寂間を破れり。寺寶頗る多く、中に就て弘法大師筆着色絹本不動明王像壹幅・元祿年間大坂天滿鑄工作銅造彌勒菩薩座像壹軀・惠心僧都作木造阿彌陀如來立像貳軀・化人妙觀作木造千手觀音立像壹軀・行基菩薩作木造千手觀音立像壹軀・作者不詳木造十一面觀音立像壹軀・弘法大師作木造四天王立像壹軀は明治二十四年七月三日、惠心僧都作木造阿彌陀如來立像壹軀。

作者不詳木造千手觀音立像壹軀・開成皇子作木造藥師如來座像壹軀・作者不詳木造大日如來座像壹軀・開成皇子作木造文珠菩薩座像壹軀は同二十六年五月二十八日、作者不詳木造釋迦如來座像壹軀は同二十六年十月二十二日美術上の參考たる鑑査狀を附與せられ、紙本墨書法華經(第四卷)は同四十二年四月五日國寶となる。

元亨釋書

證如傳 釋證如姓時氏、攝州豐島郡吏佐通之子也、母藤氏、曾慈無嗣、每月望祈佛塔米子、經三歲未嘗息也、天應元

年產一子、乃如也、如甫三歲、母年卅三、語其六曰、我兒已長成矣、亦無慮焉、願許我爲尼、夫曰我志亦爾、兒聞父母出家悲泣甚切、父母慰誘未決、翌日有比丘到家、夫婦說本志、比丘曰、二人皆壯齡也、然言剃落、眞火中之運也、兒在側聞比丘語、亦索雜髮、夫婦並兒回日出家、仍留比丘、三人者朝夕勤修、三年後比丘失所在、兒年十五、仲春十八日、父母沐浴淨衣中、一夜一時而逝、如乃投郡彌勒寺(後改)證道、學顯密之教、性耐修練、住山五十年、或時別構草庵、絕言語謝人事專精修行、一夕天樂響空、怪聞之、忽有人叩戶、如忌言故鳴磬令思、戶外人曰、我是播州賀古郡驛北居民沙彌教信也、今往極樂、明年今日上人亦可如我、故共衆來告耳、語已而去、微光入廬、斯須便滅、如明旦出履、語弟子勝鑑、令其往播州決真偽、鑑至彼驛北、果有竹扉、庭下一屍、群犬已狼藉之、茅舍有一龜一童兒、相對而哭、鑑曰何爲哭、龜曰死人是我也、名教信、常念彌陀、我老而別不能無懷、又曾不舉髮、已爲烏犬所得、我欲不哭而可得乎、便指兒曰、此童乃信之子也、鑑歸語此事、如曰、我絕言語勤修練、不知信之念佛也、自此巡案讚說佛乘、勸誘念佛、

三代實錄

賜成天皇元慶四年十二月四日癸未、天皇寄事頭陀意切經行、便々欲歷覽名山佛窟、於是始自山城國貞觀寺、至于大和國東大寺・香山・神野・比蘇・龍門・大瀧・攝津國勝尾山諸有名之處、經洲禮佛、或處留住踰旬乃去、自勝尾山歸於山城國印寺、

俄西入丹波國水尾山、

同

元慶五年春正月七日丙辰、太上天皇御頭陀歷覽山城國粟田・貞觀・海印・大和國東大寺・香山・神野・法輪・現光・

龍門・比蘇・大瀧・攝津國勝尾・丹波國水尾十三個寺、

日本詩選 遊勝尾寺

僧 東 明

中天積翠極攀躋 般若臺高群象低 澗道經過斜照裏 白雲深處子規啼

德本寺

德本寺は同字にあり、松林山と號し、東京小石川淨土宗一行院末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶二年一澄の開創に係り、勝尾寺に屬し、松林庵と號せしが、後德本行者來りて參籠し、文化六年三月中興の後一行院に轉屬し、明治十三年一月今の寺號に改稱せり。境内は四百八拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に開山堂あり。

帝釋寺

帝釋寺は字外院にあり、眞言宗高野派釋迦院末にして帝釋天王を本尊とす。寺傳に依れば、推古天皇の二十一年七月聖德太子の開創なり。貞觀年中清和天皇勝尾寺行幸の時、當寺に參籠あらせられ、勝尾寺を以て都卒の内院に比し、當寺を外院に擬して寶生山三天寺の勅號を賜ひ、且三ヶの庄田を寄附あらせられ、外院の稱は遺りて地名と爲れり。爾後幾回の變遷を経、殊に應仁以後は屢兵火に罹りて衰微せしを、慶安二年三月僧秀英なるもの再興して今に至る。境内は七百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・四足門を存す。寺寶中作者不詳帝釋天立像壹軀・同文珠菩薩像壹軀は、共に鑑査狀を

善福寺

善福寺は字奥にあり、歡喜山と號し、眞言宗大覺寺派西明寺末にして十一面觀世音を本尊とす。天平年間善仲の開創なりと傳ふ。寶曆年間俊然の中興なり。境内は六百六拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

法泉寺

法泉寺は字カマヤにあり、惠日山極樂院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。建保元年の創立なりと傳ふ。寛永五年住職湛譽之を修覆せり。境内は五百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・廊下・書院・玄關・鐘樓・物置等を存す。本堂は大正四年一月二十四日、庫裏・廊下・玄關等は同年十一月十八日落成の新築なり。外に鎮守堂あり。

本成寺

本成寺は字カマヤにあり、京城山と號し、本門宗要法寺末にして曼荼羅を本尊とす。元和二年の頃日堯上人檀家の協力に依りて造營せりと傳ふ。境内は四百貳拾壹坪を有し、本堂兼庫裏・玄關・藥醫門を存す。

榮久寺

榮久寺は字岩坂にあり、佛光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永祿八年二月の創立なり。寛永年中住職圓知檀家の協力を得て再建し、元祿七年正月火災に罹りて堂宇燒失しければ、同八年住職寂應檀施に依りて更に再建せり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。外に阿彌陀堂あり。

法然寺

法然寺は字八尾地にあり、菩提山鶴林院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。本堂兼庫裏は明治三十八年十二月六日落成の新築なり。

素盞烏尊神社

素盞烏尊神社は字菩提山にあり、速素盞烏尊を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は參百六坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

春日神社

春日神社は字新家森にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は四百坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

春日神社

春日神社は字川合森にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

五字神社

五字神社は字院山にあり、八意忍兼命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

五字神社

五字神社は字山の口森にあり、八意忍兼命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百拾九坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

天満神社

天満神社は字中村森にあり、菅原道真を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百壹坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

藤代神社

藤代神社は字岩坂森にあり、天穗日命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は貳百拾九坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

稻荷神社

稻荷神社は字岩坂山にあり、宇賀御魂神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百拾坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

古砦址

古砦址二ヶ所あり、一は俗に善福寺原城山といひ、乾方にあり、方參拾間の地にして濠址を存す。一は俗に新家城と呼び、坤方字新家にあり、復た方參拾間の地なり。攝津志に粟生堡と記せるは、此等を指せるなるべし。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同三年土岐山城守定義の領地に轉じ、同八年再び徳川代官の支配に歸し、寛永十年岡部美濃守宣勝の領地に移り、同十七年松平若狭守康信の領地に轉じ、慶安二年永井日向守直清の領地となり、村高壹千六百九拾七石參斗四升四合の内、壹千六百九拾石參斗四升四合は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配となる。又其の七石は年曆不詳勝尾寺の領となり、同寺相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて高槻藩の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區七番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十

二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し 同十三年七月二日小野原村・宿久庄村・清水村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 宿久庄

本地は古來島下郡に屬し、宿久郷にして、宿久庄ともいひ、宿久庄村と稱し、清水・宿川原・畑・東・上河原・鳥羽は其の屬邑たりしが、清水は明暦元年分れて清水村と爲り、宿川原は道祖本村に轉屬し、畑・東・上河原・鳥羽は字地となりて今に其の名を存す。畑は年紀不詳畑唯次郎義行なるものと居住せしより其の名起れりと傳ふ。舊郷名は和名抄に「島下郡宿人郷」と載せたれども、宿人は宿久の誤ならん、攝津志にも傳寫の誤なりせり。

須久々神社は字宿久山にあり、延喜式に載せられたる同社二座の一にして、速素盞鳴命・稻田姫命を祀れり。聖武天皇の天平十二年右大臣大中臣清麻呂致仕して當郷に住し、其の祖神を祀りし所なりといふ。明治五年村社に列せらる。境内は壹百參坪を有し、本殿のみを存す。氏地は字鳥羽にして、祭日は十月十五日なり。

須久々神社

大神宮雜例集

天平十二年庚申四月五日、春日御社奉遷壽久山、御社は右大臣大中臣清麻呂致仕籠居攝津國島下郡壽久々郷之間、

第三篇 國都市町村志

第一章 攝津國

第四節 三島郡 豊川村

八八七

住家近所奉崇也。

八阪神社

八阪神社は字須久々森山にあり、素盞鳴命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は貳百拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は字東にして、祭日は十月十五日なり。

新屋座天照御魂神社

新屋座天照御魂神社は字上河原の夕部森にあり、延喜式に載せられたる同社三座の一にして、祭神は天照大神の御魂なり。社傳は福井村大字福井の同社の條に記する所の如し。明治五年村社に列せらる。境内は參百六拾八坪を有し、本殿・拜殿を存し、樹木繁茂せり。氏地は字上河原にして、祭日は十月十五日なり。

慧光院

慧光院は大池谷にあり、紫雲山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。もと惠椿庵と號し、豊能郡池田町にありしが、明治二十三年一月十三日今の大阪市東區上本町八丁目に移り、同月二十日慧光院と改稱し、同四十三年七月二十二日更に當所に轉來せり。境内は參百拾坪を有し、本堂・後堂・庫裏・客殿・鐘樓堂を存す。

教信寺

教信寺は字鳥羽ヶ原にあり、加古山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。承和十二年教信の開創なり。明治五年廢寺となりしも、同十三年八月十三日復舊せり。境内は參拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

極樂寺

極樂寺は字宮東にあり、紫雲山來迎院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永四

荒塚
井坂塚

年は休上人の創立なり。其の後堂宇大破せしを以て、文化十三年檀徒協力して修理せり。境内は壹百八拾坪を有し、本坪・庫裏・玄關・廊下・臺所・納屋を存す。

荒塚は東方字室山の頂上にありて參坪許の區域を爲し、標石を存すれども其の緣由は詳ならず。井坂塚は西方耕地字南岸にありて貳坪許の芝生なり。里傳に依れば、足利尊氏の臣井坂大夫の邸に祀りし鎮守の址なりと。

青井

青井は東方舊如意寺の後山にあり、茨木町の赤井・黒井の清水と併せて、島下郡の三清水と稱せられ、清冷淡味、霖雨旱魃共に増減なく、井底常に透徹せり。

大將軍松は北方字米山にあり。秀吉御座松は北方字細谷山にあり。藤の森は東方字藤森にありて、何れも里民の口碑を存せり。

大將軍松・秀吉御座松及び藤の森

本地は寛永十年の頃より高槻城主永井日向守の領地となり、後永井肥前守の領地に轉じ、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第八分區に屬し、同十三年七月二日粟生村・小野原村・清水村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十八戸

長役場の管理区域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 小野原

本地は古來島上郡に屬し、小野原村と稱す。元和七年庄屋甚右衛門の宅火災に罹りて舊記悉く焼失せしを以て、邑の緣由詳ならざるに至れり。然れども古老の口碑に依れば、孝徳天皇の白雉年中小野明麻呂なるもの初めて本地に住し、後漸次農民來住して部落を爲し、小野原村の名起れりといふ。

春日神社

春日神社は字宮山にあり、天兒屋根命を祀れり。社記に依れば、往時此の地一帯に榊の繁茂しけるを、神護景雲年間之を伐り闕きて神祠を建設し、以て村民の産土神と爲したるもの當社の起原なり。故に榊神社と呼びしが、貞觀年中に至り春日神社と改稱せられしも、榊輪社といへる小祠は今も境内末社中にありて經津主命を祀り、里民は同祠を元産土神といひ、奉仕者屢變史して社記の散佚せしのみならず、元和七年庄屋甚右衛門の宅火災に罹りて社記悉く焼失しければ、社の沿革等を知るべからざるに至れりと。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳千五百六拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に鹿兒神社・諏訪神社・八千矛神社・榊輪神社・愛宕神社・天照大御神和魂社・天照大御神幸魂社・天照大御神荒魂社・塞神社・稻荷神社・久那斗神社・大海神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十七日なり。

須賀神社

須賀神社は字大日にあり、速瀧蓋鳴命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾四坪を有し、本殿のみを存す。末社に稻荷神社あり。無格社なり。

天満神社

天満神社は字東口にあり、菅原道眞を祀れり。京都北野神社奉仕人の同社境内坊舎にて祭祀しけるを、文政二年十一月十四日本地の人小野新右衛門の信仰に依り申受け來りて其の宅地に鎮祭し、後衆人の參拜を許したるものなりといふ。境内は五坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

正念寺

正念寺は字中垣内にあり、即現山應聲院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜年間貞公大和尚の開創なり。もと字堂の前にありしが、其の後破損したるを以て安永八年當所に移轉再建せり。境内は參百參拾九坪を有し、本堂・後堂・庫裏・玄關・廊下・土藏・藥醫門を存す。外に鎮守堂あり。

理照寺

理照寺は字西垣内にあり、笹川山福壽院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正七年本地農笹川市兵衛なるもの創立し、寶曆六年檀家協力して再建せり。境内は參百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

正成飲用の井

東方字森の下に一井あり、もと小庵ありしが、今は茶店の用水なり。傳へいふ、延元元年足利尊氏の大學して東上するに際し、楠正成勅命を奉じて新田義貞を兵庫に助けん爲め、道を西國街道に取りしとき、此の小庵に憩ひ、此の井水を飲用して大に賞せしと。爾來今に至るまで路人の愛用する所となる。

本地は元和元年より板倉周防守の領地となり、貞享元年佐々木大膳大夫の領地に移り、元祿七年武州忍城主阿部氏の領地に轉じ、文政六年徳川氏代官の支配に歸し、同七年一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配となり、同年十二月二十日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區十一番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區十一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日粟生村・宿久庄村・清水村と四ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 清水

本地は古來島下郡に屬し、もと宿久郷の内にして宿久庄村の屬邑たりしが、明曆元年三月分れて清水村と稱す。村名は山井清水のあるに因めるならん。

春日神社は字春日山にあり、延喜式に載せられたる宿久々神社二座の一にして、天兒屋根命を主神

春日神社

とし、相殿に武甕槌命・經津主命・比咩大神を祀れり。天平十二年四月五日右大臣大中臣清麻呂の奉遷に係れるは已記の如し。其の春日神社と改稱せしは中世以後なり。明治五年村社に列せらる。遠く里落を離れて、壹百參拾六坪の境内を有し、本殿のみを存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

朝日寺

朝日寺は字川原田にあり、佛光山興量院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。往時は山の井堂の脇にありて、貞觀十三年三月中旬、清和天皇の勝尾寺御幸に際し、當寺本尊を拜し給ひしといふ。後檀家參詣の便を圖りて、天正六年八月十五日住職然譽男廓發起し、檀家之に協力して當所に移轉造營せり、境内は貳百九拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・門を存す。

山井清水

山井清水は西方にあり、一に桃の井又は月の清水といへり。月の清水といへるは、貞觀十三年三月の頃、清和天皇の勝尾寺に行幸ありし折、里民桃花を井中に挿みて觀月の興を助けまゐらせし時に賜ひし名にして、其の桃井といへるも、亦其の桃花を挿みしに因めりと傳ふ。周圍五間餘にして甘泉涌出し、寒暑共に水の濁るゝことなし。

墓露塚

墓露塚といへるは、前記清水の南方にあり。昔宿河原に於て刺違へしほろく(虚無)の墳にして、ほろく(虚無)のことは大字道祖本の條に記するが如し。芝生の上に自然石の一碑を存せり。

本地は徳川氏代官の支配たりしが、寛永十年の頃永井日向守の領地に移り、年曆不詳永井肥前守の領地に轉じ、明暦元年三月麾下青山遠江守の采地となり(此の采地となりし爲め分村せしなり)、同氏世襲して同寅之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第八分畫に屬したるの外は、大字小野原に同じ、

大字道祖本

本地は古來島下郡に屬し、道祖本村と稱す。村名は道祖本神社の名に因めるならん。年紀不詳宿久庄村の屬邑宿河原を本地に合併す。西國街道に沿ひて町家を爲し、勝尾寺川流れ、部落は同川に架せる鍛冶屋橋以西に西村及び岡山といへるあり。西村は即ち往時よりの道祖本にして、岡山はもと南山と呼びしといふ。橋の以東は即ち宿河原にして、郡山驛のありし所なり。徒然草に、ほろ／＼の刺し違へて死せしことを記せる宿河原は此の地にして、往時は勝尾寺川に沿へる川原の所たりしならんか。梶氏所藏の地圖に依れば、兩側の地は間口・奥行の間數同一にして、又其の地を穿てば總て山土なりと。是れに依りて見れば、川邊の川原を埋立て、道の兩側を平等に分割し、之を人氏に配與して家屋

を建てしめし所なるかの如くに思はる。

徒然草

宿河原といふ所にて、ほろ／＼多くあつまりて、九品の念佛を申けるに、外より入來るほろ／＼の、もし此御中に、いろをし房と申ほるやおはしますと尋ければ、その中より、いろをし／＼に候、かくのたまふはたそと答れば、しら梵字・申者なり、おのれか阿なにかしと申す人、東國にていろをしと申ほるにころされけりと承はりしかば、その人にあひ奉りて、うちみ申さばやと思ひて、尋申なりといふ、いろをしゆ／＼しくもたつれおはしたり、さること侍りき、こゝにて對面し奉らば、道場をけかし侍るへし、前の河原へ参りあはん、あなかしこわきさしたち、いつかたをも見つき給ふな、あまたの煩にならば、佛事の妨になり侍るへしといひ定て、二人河原へ出あひて、心ゆくばかりにつらぬきあひてともに死にけり、ほろ／＼といふ者むかしはなかりけるにや、近世にほろんし・梵字・漢字など云けるもの、そのはしめなりけるとかや、世をすてたるに似て我執ふかく、佛道をわがふに似て闘諍をこととす、放逸無慙のありさまなれとも、死を軽くして少しもなつまさるかたのいささ／＼く覺えて、人のかたりしまゝにかきつけ侍るなり、

驛は本地にありて郡山驛と稱せらる。今の春日村の大字となれる郡山の名に依りしものなるべし。同地は本地に密接せり。東は伏見驛に通じ、西は西の宮驛に達して、伏見驛との間に芥川驛と山崎驛あり、西の宮驛との間に瀬川驛と昆陽驛ありて、何れも間の宿なり。本驛たる當驛には本陣及び脇本陣を置かれ、火災其の他に俄に立退を要するときの爲め、西は小野原なる小野猪三郎方・東は十日市の善永寺を非常立退所と定め、人夫三十人・馬三十六匹は常に用意せられ、若し不足のときには附近村落より徴發せしといふ。西國諸侯は江戸參觀に際し、往返共に宿泊せしのみならず、東國より所用あ

りて西國に向へる諸侯の同じく宿泊せし所なり。故に當時にありては、人馬の聲しげく、馬夫轎丁は聲高く、「こゝは郡山御本陣のせんよ、どんな雀でも巢をかける」「こゝは郡山の御本陣の前よ、お供ぞろへか皆どれも」と唄ひて、驛路の風いと賑かなりしが、明治の後に至りて驛は廢せられ、汽車の開通後は更に往來の人を減じければ、今は寂寞の境と化せり。本陣は椿の本陣と呼ばれ、梶篤造氏の家即ち是れにして、世々善右衛門と稱し、一橋家より帶刀を免せられ、扶持を與へられ、當驛開始以來綿々として本陣たりしが、今の家は享保三年十月五日夜の類焼後、同六年再營せしものにて、宏壯の建物なり。宿泊諸侯の關札及び宿帳は悉く保存せらるゝを以て、其の宿帳に依れば年月順に宿泊者の總てを知るを得べし。今其中に就て二三を擧ぐれば、元祿十三年五月十六日淺野内匠頭は、其の家老藤井又左衛門・用人片岡源五右衛門・早川宗助を隨へて宿泊し、同十四年四月十一日脇坂淡路守は、其の家老脇坂源兵衛・用人村尾庄右衛門・藤村作右衛門を隨へて宿泊せり。元祿十三年の淺野侯は、吉良又傷の前年なるを以て、同侯最後の宿泊なるべし。又同十四年の脇坂侯は、幕命を命けて赤穂城受取の際の宿泊なるべし。又元祿十三年五月十日には遊行上人も此に宿泊して、金二百匹を置けり、同上人は遊行勸化の往來に宿泊せしものならん。諸侯名士の宿泊所たりしを以て、幾度の宿泊を重ねし諸侯中には、旅中徒然の餘宿主と懇意になり、丸龜城主京極能登守の如きは、茶亭を作り、附屬品三十點を添へて宿主に與へしと、亭及び附屬品とも傳へて今に残れり。諸侯の居間に充てられしは、

奥の一段高き座敷にして、今は玉座といへる木札を立てらる。同家の傳ふる所に依れば、先帝陛下の皇太子に渡らせられし慶應二年七月十五日、長州御微行の砌芥川本陣に御宿泊あらせられんとせしも、山崎に合戦ありしを以て俄然同所御立退き、護衛長吉川監物以下三十名拔刀にて御警衛、八つ時當本陣に着御、駕籠にて御出發あらせられ、甚平・嘉半・安次郎の三人轎丁を承りしといふ。當時御下附ありし夏夜具は、菊の御紋章を染出されしものにて、今も同家に寶藏せらる。而して同家は多くの書畫什器を所藏せるが中に、元信・洞舟・應受・俊明筆の屏風、慈雲和尚の書及び其の使用せし筆硯、常信・探幽・應舉・大雅堂の畫幅、蜀山人・芭蕉・大石良雄の書、西郷吉之助のなぐり書、品川彌二郎の樂書、錢屋五平の手紙、諸侯・寺院の借用證文、及び古制札、並に五百種に餘れる本邦・支那の古錢等あり。

こゝと、も鶴はかすみに入りにつけり

よし雄

雑水に琵琶きく軒のあられ哉

はせな

鎌倉の海より出てしはつ鱈みなむさし野のばらにこそ入れ

蜀山人

制札の文面

定

きりしたん宗門は累年御制禁なり、自然不審者これあらば由出へし、御ほうびとしてばてれんの訴入銀五百枚、いるま、訴入銀

三百枚、立歸り者同斷、同宿進宗門の訴人銀百枚、右之通下さるへし、たとひ同宿進宗門の内たりと云ふも、申出づる品により銀五百枚下さるへし、隠し置き他所より願はるゝに於ては、其處の名主並に五人組まで一類共に罪科行はるへきものなり、

正徳元年五月 日

奉 行

右從江戸御制札也、

大隅伊勢守

春日神社

春日神社は字宮山にあり、天兒屋根命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる、境内は壹千五百參拾貳坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十五日なり。

道祖神社

道祖神社は字上の垣内にあり、猿田彦命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は六拾五坪を有し、本殿のみを存す。無格社なり。

西宗寺

西宗寺は字岡山にあり、南高山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人玄意なるもの本願寺寂如法主の直弟となり、正徳五年正月七日檀家の協力に依りて創立せり。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏を存す。

玄通寺

玄通寺は字東町にあり、清行山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十六年教誓の開創なり。明治元年五月十八日大雨の爲め後山崩れて、本堂及び庫裏倒壊したるを以て、住職雲

瑞權家と協力して、同年九月當所に移轉再建せり。境内は貳百九坪を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

正覺寺

正覺寺は字西村にあり、蒼龍山と號し、眞宗東西兩本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治三年祐意の創立なり。祐意は周防國三田尻の人にして、俗名を三田四郎右衛門といひ、本願寺良如法主の直弟なり。境内は參百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・門を存す。

本地は寛永二年より板倉周防守の領地となり、承應年中徳川氏代官の支配に移り、寛文中阿部豊後守の領地に轉じ、文政六年九月再び徳川代官の支配に歸し、文政七年三月一橋家の領地となり、同家世襲して同茂榮に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同氏領に復し、同二年六月上地せり、依て一橋藩の支配となり、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區十一番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區十一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所管内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日郡村・郡山村・上野村・畑田村・五日市村と六ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 右租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
粟生	一、六七三	三、九〇九	一、一七〇	七〇、七〇〇	一、三三六		
宿久庄	一、二五二	一、八二九	五七	二一〇、〇〇〇	五九		
小野原	三、七二〇	六、四七六	八三	一一〇、九三	九六		
清水	三、三三八	四、八五七	一九三	六三、七二二	二〇二		
道祖本	二、七二九	四、五〇七	五九	八〇、三〇五	八四		
計	三、八四三	七、二二〇	三、四二二	一、一六、八九六	三、九七二	四、五五六	四、三〇九

第十六項 福井村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、福井村・中河原村の兩村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる福井村の名を採りて福井村と名づけ、兩村は其の大字となり。舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字福井

本地は古來島下郡に屬し、もと新屋郷の内にして中河原村と同村たりしが、元和三年の「より分」

新屋座千照
御魂神社

て福井村と稱す。字地上條・中條・下條といへるあり、攝津志村里の條に「福井原邑三」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。傳へいふ、上古は一列の山丘にして、中央に川あり、神武天皇の御宇國造道臣命來り給ひて、此の川水を「サク井」と名づけ給ふ、蓋し「サク井」は幸水にして、後世幸を福に改書せしもの、是れ村名福井の起原なりと。地勢は南北に長く東西に狭く、勝尾寺川は西方豊川村大字宿久庄より來り、南北貫流の福井川に合して手鞍川となり、南方三島村大字耳原に流れ、福井山は北方に聳えて、其の脈西は佐保山に亘り、東は生保山・東南は安威山に連り、山頂は四望廣濶にして、全州の山野を一眸に收め、俗に國見山の稱あり。

新屋座天照御魂神社は西方字宮山にあり、延喜式に載せられたる同社三座の一にして、天照皇大神・天照國照彥火明命・天津彥火瓊々杵命を祀れり。社名に新屋を冠せるは、舊郷名を負はせしものならん。社傳にいふ、崇神天皇の御宇天照皇大神此の地に降臨し給ひしかば、同七年秋九月伊香色雄命に勅して丘山の榊に木綿を掛け、注連繩を引きて祭らしめ給ひしもの即ち當社の創始なり。後景行天皇の御宇に至り、天照御魂皇大神と尊崇し、且同二十年春三月皇女五百野媛をして祭らしめ給ひしが、神功皇后は三韓を征し給ふに當り、新屋川原に御禊の祓を行はせられて當社を祭り、御凱旋の後、更に天照御魂大神の荒魂・幸魂を西の川上と東の川下の邊に齋き祀り給ひしは、即ち今の西川原・上川原の兩社にして、嘉祥二年十二月十五日從五位下を授かり、貞觀元年正月廿七日には從四位下となり、

天慶三年正月六日正四位上を授けられ、文治元年三月三日更に一級を進められ、延喜年中案上に官幣大社となり、三百四座中の名神大・月次・相嘗・新嘗の祭事に預り給ひ、北條氏の盛時には島下郡の納社たりしが、降て天正十二年八月中川清秀社殿を造營せりと。清秀は當社の産子大字中川原の人なり、是れより先、清秀は信長の命を受けて高槻城主和田伊賀守惟政を撃たんと欲し、當社に祈りて白井河原の戦に目的を遂げ、功に依りて祿五百石を與へられ、累次戦功ありて終に茨木城主となり、武名大に揚りて本地及び附近は其の所領となりしかば、産土神の加護を謝し奉らんが爲め、短刀を奉納し、且社殿造營の舉に出でしものなりといふ。其の長男秀政は播州三木城に移りしが、後征韓の役に從ひて戦歿し、弟家を繼ぎて豊後の岡城主となり、七萬石を領して子孫繼承、以て明治維新後の廢藩に至る。天保十二年當社正殿改造に際し、清秀十三代の孫に當れる中川修理大夫久教は、祖先の由緒を以て岡城より白銀參拾枚を寄進せり。社は明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年七月十五日字寺垣内の無格社稻荷神社(字寶御)を移轉合併せり。境内は貳千參百六拾坪を有し、本殿の外に拜殿・祓殿・社務所を存す。末社に素盞鳥神社・六所神社・若宮八幡神社・稻生神社・天馬神社・石神社あり。氏は本村全部及び安威村大字安威の字奥垣内にして、例祭は十月十六日を以て行はる。神域は高爽にして松樹櫻木枝を交へ、陽春の候には蒼翠妖艶相映じ、東は鎌足の古廟山を望み、南は幣久良の杜に對し、後山は即ち日降丘にして、攝・河・泉三州の風光は雙眸に入れり。

入れり。

延喜式

相嘗祭神七十一座、新屋社一座、絹二匹、絲三納、綿花調布三端四尺、庸布一端一丈三尺、木綿十石三兩、鮑十兩、堅魚二九十兩、海藻鮫海藻三九十兩、膳四升、宮一合、銜水瓮山都婆波小都婆波宮瓶四垂區等、呂須伎、同盤片盤質坏短女、小坏陶白各二口、酒稻百束正。

本朝世記

一條天皇正曆五年四月廿七日戊申、今日伊勢大神宮臨時奉幣日也、中略被立新屋等社々、以中臣氏人爲使、給宣命、

眞龍寺

眞龍寺は字寺垣内にあり、麒麟山と號し、眞言宗金剛峯寺末にして釋迦迦來を本尊とす。寺記に依れば、聖武天皇の勅を奉じて、天平二十年三月僧正行基の開創なり。是れより先、役小角葛城山を出て箕面山に入りし折柄、一夕靈夢に感じて此に來りしに、峰巒縈紆し、溪泉淙々、松柏蔭暗き所に一の草庵ありて、老仙默然として座しければ、小角其の誰たるを問ひしに、答へて曰く、此の地に住する今に數百年、草露を嘗めて壽を保てるものなりと。傍に清泉の沸沁たるあり、指して曰く、是れ靈水にして諸佛の守護せるものなりと。小角是に於て當山を和州の大峰・葛城に比し、第三の祕行所として永く住せしが、後行基は此の靈跡に就いて精舎を起し、泉を汲みて香水と爲せしに、白蛇頭上に一の佛像を戴きて水底より顯れしを以て、行基肅然手に取り見れば、閻浮檀金の一寸八分の釋迦佛なりしかば、本尊の胎内に納められて、久しく當寺の重寶たりしも、今はなし。井水は變異なく清水湧出し、村民今も其の徳に依り、村名福井も或は之に因みて起れるならんか。行基居住の折、異鳥あ

りて三個の巻物を與へしを以て、之を開き見たるに、釋迦・文珠・普賢の畫像なりしかば、其の靈瑞を奏したるに、麒麟山眞龍寺の號を勅賜せられしといふ。降て弘仁十三年空海の高足眞如法親王錫を此に留めて、大門・鐘樓・經堂其他僧坊二十一字を建立し、七堂伽藍巍然として一代の壯觀を極めたりしが、應仁以來屢戰塵の渦中に入りて、堂宇悉く灰燼と化せしのみならず、織田氏に寺祿を沒收せられて益衰頹し、慶長年中遂に現在の所に移轉せり。舊地は參町餘の西方に當れる字西の坊寺垣内にして、方參町餘に亘れり。今の境内は七百貳拾坪にして、本堂・庫裏・書院・別院・鐘樓・土藏・長屋門を存す。外に歡喜天堂・藥王天堂・地藏堂・内佛堂・鎮守堂あり。其の所在は山の半腹なるを以て、三島の全郡を瞰下し、風光に富めるのみならず、後方の松林には香茸を産し、寺庭には數十の楓樹あるを以て、季節には雅客の觀賞するもの多し。

無量寺

無量寺は字上にあり、彌勒山と號し、眞言宗高野派眞龍寺末にして彌勒菩薩を本尊とす。慶長年間道閑の開創なり。境内は壹百拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

遍照寺

遍照寺は字中にあり、松本山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文年中の創立なり。後文祿年中に至りて知心なるもの檀家の協力に依りて再建せり。境内は壹百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。

福井堡の址

福井堡の址は北方にあり、東西壹町餘・南北參町にして回字形を爲し、石壁の跡・土壇の形は今も存

古塚

せり。建武元年楠正成の築きて西國街道及び丹波街道を護り、守護代を置き、後應安七年細川頼國當國の守護となりて、復た其の守護代を此に置き、以て六代の孫細川高國に至り、大永七年二月家臣三好長元の爲めに落城せりといふ。又東北字矢上は、大永五六年の交、三好の四國勢と樂師寺の京勢との古戰場なりと傳ふ。

數個の古塚を存せり。即ち海北塚は西南にあり。妙見塚・備前塚は西方にあり。鳥塚は眞龍寺の山頂にあり。然れども其の緣由は何れも詳ならず。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同三年土岐山城守定義の領地に移り、同八年再び徳川代官の支配に歸し、寛永十年に至り分れて二となり、村高九百八拾八石七斗參升八合の内、九百貳拾六石五斗六合は岡部美濃守宣勝之を領し、其の六拾貳石貳斗參升貳合は永井日向守直清之を領せり。然るに岡部氏の領地は同十七年松平若狹守康信の領地に移りしも、慶安二年永井日向守直清の領地に轉じ、之と同時に同直清の領地は徳川代官の支配に歸せしが、永井氏の領は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又徳川代官の支配地は明暦二年牧野佐渡守親成の領地に轉じ、寛文八年復た徳川代官の支配に歸し、同十年永井伊賀守尙庸の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月

二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區六番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日中河原村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 中河原

本地は古來島下郡に屬し、もと新屋郷の内にして福井村と同村たりしが、元和三年の頃より分れて中河原村と稱す。

本地は元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同八年徳川氏代官の支配に歸し、寛永十年永井日向守の領地に移り、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、明暦二年牧野佐渡守の領地に屬し、寛文八年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年年五月晦日同氏領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制

定あるに及び、同五年五月島下郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日福井村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 有租、反用	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
福井	九八・七六	二七・三五〇	九六	二四・七六	九六	一〇五九	一〇一〇
中河原	三三・二〇〇	七・五〇六	三三	八・九三三	一六	一〇五九	一〇一〇
計	一三二・九六〇	三三・八五六	一二九	三三・七〇三	一一二	二一一八	二〇二〇

第十七項 安威村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、安威村・十日市村の兩村は、從來風俗習慣を同し、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の安威郷なるに依り、其の舊郷名を採りて安威村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字安威

本地は古來島下郡に屬し、もと安威郷の内にして、郷名廢して其の稱本地に残り、安威村と稱す。安威は一に阿爲又は阿井・阿威等に依れり。字地に山崎といへるあり、攝津志村里の條に「安威屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものなるべし。舊郷名は和名抄に「島下郡安威郷」と載せ、安威は藍の換用なり。藍は本地附近の古名にして、日本書記雄略天皇九年春二月の條に、「凡河内直香賜即逃亡不在、天皇復遣弓削連豐穗普求國內縣、遂於三島郡藍原執而斬焉」と見ゆるもの是れなり。今の三島村大字太田の繼體天皇御陵も、此の藍の地なるを以て藍を御陵名に冠せり。姓氏錄攝津國神別に「中臣藍連、天兒屋根命十二世孫大江臣之後也」と見ゆれば、同中臣藍連の居りし所ならん。郡中極めて古き名邑の一にして、もと一村たりしが、萬治元年分れて本地及び十日市・桑原の三ヶ村となる。

阿爲神社は字苗森にあり、一に苗森明神と稱す。延喜式内の神社にして天兒屋根命を祀れり。社傳に依れば、藤原鎌足の勸請に係り、今の御旅所のある所は昔の神域にて、其の字を宮の後といへるは是れより起り、苗森の稱も田疇間の森林なるより出で、後鹿島明神の社頭に奉遷せしもの即ち今の神域なりと。此の地方は中臣藍連の居りし所なれば、同連の其の祖神を祀りしものならん。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年四月五日大字十日市字砂田の村社奉幣神

阿爲神社

社(應神)、同四十一年二月六日本地字阿武山の無格社稻荷神社(字賀御魂神)・字山光山の同八幡神社(應神)、同月二十四日三島村大字耳原字百舌鳥野の村社幣久良神社(應神)、同四十五年六月十七日石河村大字桑原字奥垣内の無格社菅原神社(菅原道真)を合祀せり。合祀社の幣久良神社は、延喜式内の舊社にして大字耳原の産土神なり。境内は九百參拾坪を有し、末社に出雲神社・大年神社・鹿島神社・底筒男命社・猿田彦神社・保食神社・金山彦神社・市杵島姫神社・火明神社・天滿菅原神社あり。氏地は本村の全部・石河村大字桑原・三島村大字耳原にして、例祭は五月七日なり。

善永寺

善永寺は字八幡前にあり、眞光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明七年三月檀家と協力して教忍の創立なり。享保十九年八月住職祐信檀家の協力を得て之を再建せり。境内は參百九拾壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・土藏・門を存す。

大念寺

大念寺は字花園にあり、安威山善法院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。縁起に依れば、孝徳天皇の御宇、慧隱和尚の弟子定慧和尚の開基なり。定慧の師慧隱は内外兩典に通ずるの碩徳なり、内裡に召されて大無量壽經を講じ、鎌足深く歸依して當地に精舎を建立し、同和尚を請じて住せしむ、是れ當寺の濫觴なり。是れより先、孝徳天皇は深く鎌足を愛して其の妃を與へ、妃已に懷妊しければ、男子ならば汝之を子爲とすべし、女子ならば朕之を養はんと宣ひけるに、月満ちて生れしもの男子なりしかば、出家せしめて慧隱に與へしもの即ち定慧和尚なり。依て慧隱は定惠を推し

て開基とし、自ら二世となる。然るに定慧は白雉四年遣唐使に随ひて入唐し、長安に至りて留學二十餘年、白鳳七年歸朝しけるに、在唐中に得たる鎌足の夢告に依りて、當地なる鎌足の墓を和州談峰に改葬し、寺院を營みて當寺を去り、當寺は星霜を累ねて漸次衰微し、降て天正年間惠譽大山崎庄の大念寺より入りて之を中興し、在來の庵室を廢して念佛の道場となし、安威山善法院大念寺と號し、後享保六年乘運寺の性譽來りて復た往昔に復し、彼の堂宇を當山に移せり。境内は九百九拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。外に釋迦堂・三寶堂あり。

將軍塚

將軍塚は西方阿威山の頂上にあり、將軍山と稱し、大織冠鎌足の荒墳なり。鎌足は一に鎌子といひ、本姓は中臣・天兒屋根命の裔なり。皇極天皇の三年春正月神祇伯に拜せられしが、病と稱して就かず、退いて當國の三島に居り、孝德天皇の尙春宮におはしませし時、共に相親み、天智天皇を庇輔して蘇我氏を滅ぼし、後内府となりて忠誠を竭し、其の病むに及びて天皇の親臨を辱うし、大織冠と大臣の位を授かり、藤原の姓を賜はり、藤原大臣と呼ばれ、天智天皇の八年に薨じて此に葬り、後大和國多武峰に移さる。俗傳に依れば、改葬のとき村民深く之を悲しみ、其の棺を奪はんことを謀りて争ひ、遂に遺骨を分けて茲に葬る、故に胴墓とも稱せりといひ、或は復た改葬のときに冢鳴動せしを以て、動墓とも稱すといへり。其の巨石を以て結構せし石室は今も存せり。山は松樹鬱蒼し、頂上に笠松と呼べるあり、枝葉四方に延びて塚邊を覆へり。字越中前より上ること壹丁餘にして墓に到る。墓側に一

大織冠神社

祠あり、大織冠神社と號し、鎌足及び其の子淡海・不比等を祀る。境内は貳百九拾八坪にして、本殿のみを存す。無格社なり。

元亨釋書

釋定慧、大織冠之長子也、初孝德帝有妃、孕已六月、大織冠寵遇厚、賜妃爲夫人、約曰、所生兒若男爲卿子、女爲朕子、既而生慧、故名以鎌足之子、投沙門慧隱出家、白雉四年隨遣唐使、浮海乃到長安城、高宗永徽四年也、師慧日寺神泰、習學經十歲、調露元年伴日濟師而至、白鳳七年九也、慧在唐、大織冠已薨、慧問弟承相不比等曰、先墳何處、對曰、攝州阿威山、慧曰、先考昔語曰、和州談峰、慧勝之區、不下大唐五臺、我若墓似、子孫益昌、我在阿威山也、夢我身居談峰、先考告曰、吾已生也、汝於此地營寺塔修佛架、吾亦降此擁護後昆、時己已歲十月十六夜二更也、承相聞已涕泣曰、先君之靈實某年月日也、師夢不徒也、慧與徒屬上安威山、取遺骸改葬談峰、就上構十三層塔、云々

同將軍山の半腹に越中塚あり、徳川氏の麾下從五位下深津越中守の墳墓なり。土屏四方を繞り、中に碑石あり、東面して「柳源院越中太守江岸祖長居士」の十三字を鐫せり。越中守は本地を采地とし、萬治三年三月八日卒して此に葬らる。

越中塚

神祇塚は東北なる花園山嶺にあり、一に天神塚ともいひ、巨石を以て構え、恰も石室の如し。何人の冢なるかは詳ならず。傳へいふ、鎌足の城址にして、大永年間安威五左衛門なるもの、細川氏と抗戦せるに際し此に據りしと。樹林を爲して城ヶ森と呼ぶる。

神祇塚

安威城の址は東南にあり、土豪安威彌四郎の築きし所にして、東西壹百間・南北壹百拾五間、中央高く

安威城址

平坦にして濠渠を繞らし、外圍に堤防の形を残し、もと字を垣内と呼びしが、今は中春日といへり。彌四郎は此に築き大永七年二月細川氏と戦ひて利あらず、享祿元年正月細川晴元に降り、天文七年三好長慶に與し、其の子安威五左衛門尉は秀吉に従ひ、天正十四年茨木城に移り、攝津守に任せられ、城遂に廢せりといふ。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配に歸し、明暦二年四月村高壹千五百石餘の内、五百石は麾下深津大膳太夫の采地となり、其の壹千石餘は依然徳川代官の支配たりしも、深津氏の采地は享保三年其の參百石を残して、貳百石を同族麾下深津孫太郎に與へて其の采地とす。又徳川代官の支配地中五百石は、萬治元年麾下中川勘三郎の采地となりけるに、同年分村の結果其の采地中の壹百五拾七石壹斗七合は十日市村、壹百七拾石五斗壹升五合は桑原村所屬となりて、本地に於ける采地は壹百七拾貳石參斗七升八合となり、徳川代官の支配地は五百石餘となりしが、深津大膳太夫・深津孫太郎及び中川勘三郎三氏の采地は、各世襲して深津彌左衛門・深津兼次郎・中川飛彈守に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又徳川代官の支配地は、延寶七年九鬼和泉守の檢地にて四百九拾貳石六斗參升七合となり、天明六年土井大炊頭の領地に移り、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地

せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日安威村・桑原村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 十日市

本地は古來島下郡に屬し、もと安威郷の内にして安威村と同村たりしが、萬治元年分れて十日市村と稱す。村名は往時毎月十日間青物市場を開きしより起れりといふ。今も字地に市場の名あり。

本地は萬治元年より麾下中川勘三郎の采地となり、同氏世襲して同飛彈守に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年島下郡第一區十番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一

小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日安威村・桑原村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正 町制施行 町制施行 町制施行 町制施行 町制施行	明治九年一月 一日現在人口	町制施行 町制施行 町制施行 町制施行 町制施行	大正元年三月 一日現在人口	大正九年十月一日 町勢調査の人口
安威		1,155・050	1,013	2,832	2,677	1,023	1,023
十日市		1,550・100	1,050	1,094	1,050	1,023	1,023
計		1,310・150	1,123	3,926	3,727	1,023	1,023

第十八項 三島村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、耳原村・西河原村・田中村・太田村・中城村・總持寺村・戸伏村・鮎川村の八ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の三島藍野の稱ありし所なるを以て、其の意を採りて三島村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬す。

大字耳原

古墳

本地は古來島下郡に屬し、毛受野(一に百舌野に作る)の地にして、毛受郷と稱し、西國街道の驛所となるに及び、耳原驛と呼び、後單に耳原村と稱す。攝陽群談には耳原は世俗皆原と稱すと記せり。村名の起原は詳ならざれども、里俗の傳ふる所に依れば、往時は原野なりしに、耳麻呂といへる人之を拓きて田圃となし、家屋を建て耕作を營み、其の家富貴繁榮を極め、數代此に居住して耳麻呂長者と呼ばれ、耳原の地名起れりといふ。又其の古にありては毛受野の稱あり、泉州泉北郡の百舌野に似て、今も西北方に毛受野の字地を存し、古墳は仁徳・履中・反正三天皇の御陵なりと里傳せらる。

古墳は三塚相並び、一は周圍壹町餘、巨石を以て之を構へ、南方に入口あり、其の内に二個の石棺ありて、一棺は已に空虛となり、里人は之を履中天皇の御陵といふ。一は周圍凡壹町許にして、上に稚松叢生し、同じく仁徳天皇の御陵といひ、他の一は九塚と呼ばれ、周圍前者に同じく、濠ありて三面を繞り、同じく反正天皇の御陵と稱せられ、大阪府誌には、虎谷某左記の古傳記を所載せりと記せり。然れども三天皇の御陵は泉北郡に儼然たれば、此の古塚は貴紳の墳墓にして、地名の毛受野なるより附會せしものならんかとの説あり。

往古聖德太子三つの御陵を拜禮して、一所は伊邪本和氣命の御陵のあげたるを憂ひたまひて、播州老石村の石工を召して、石棺石櫃を作りて以て木と金の香爐に半弓二穀矢二對髮毛、此四品右石室の中に岩石つみて上にありしを棺櫃に入れ、石室のあげたる丸石を以てつくり、村民土を持山の如くなし、上に榊木を植へ、本の御陵と爲し、又中の御陵は水齒別命、西の

第三篇 國郡市町村志 第一章 攝津國 第四節 三島郡 三島村 九一五

御陵は仁徳天皇也とて、大事に守りたまひて、所の薬師寺を以て御陵守とし、所の場所方三町四面を被下、後多田高仲八婦
 與妾を京都に置、婦妾を嫉妬たまひ、妾つひに満仲公を多田村に尋れ、耳原の驛にて、産及び、所の百姓五月田植の節簀を
 敷て以て御産男子を生ず、時、薬師寺の隱居室に入れまして御養生、其時満仲公向ひ来て此里の本師虎石の有るを見て、虎谷と
 姓をくだし、此時妾と男子有るを薬師寺の僧道順法印に養育を頼みて、月百貫文をつかわして、後此里に宅を建て月百貫文を積て
 以て後里人唯長者と呼ぶ、此時虎谷政澄に田三町、道順には三町四面の地を被下、又百受野耳原の驛者木より守護不入の地
 也、此時満仲公三つの御陵を尋れ、僧道順法印・虎谷政澄の案内によりて敬ておろがみ、是はつたい聞く大雀命・伊邪本和氣命・
 水齒別命の兩三の御陵也、守護して村民はぬかづき通路可有者也、後祭料として改めて薬師寺へ地所三町四面水代附置被下者
 也、(薬師寺)時天曆二己酉五月、道順法印、建長元己酉年鎌倉之執權時頼三つ之御陵を改む、不入地をたひし一書を下
 す、又一里塚を建て、其節三つ之御陵大節に被守護様、所の薬師寺永存法師と虎谷政義兩人へ御書を下す、其書に、
 往古大雀命・伊邪本和氣命・水齒別命兩三之御陵 以來大切に可相守者也、
 建長己酉二月日

津之國
 毛受之郷
 耳原驛
 薬師寺
 永存
 虎谷政義

幣久良神社の址

幣久良神社の址は西方字毛受野にあり。社は延喜式内の神社にして、明治五年村社に列せられたりしが、同四十一年二月二十四日安威村大字安威の阿爲神社に合併せられて今はなきも、其の社頭は幣久良の杜と呼び、老松鬱として天に參せり。古詠あり。

八雲御抄

月夜には手むらの杜もくからずましてしらの濱いかならん

讀人しらす

稻荷神社

稻荷神社は字幣久良山にあり、宇賀御魂命を祀れり。創建の年月は詳ならず。境内は參百六拾坪を有し、本殿のみを存す。末社に清森稻荷神社・幣久良稻荷神社あり。無格社なり。

安養寺

安養寺は字海道にあり、蓮花山と號し、淨土宗知恩院派大念寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永五年十月檀家の協力に依りて專譽流念和尚の創立なり。境内は壹百六拾八坪を有し、本堂・庫裏・玄關・門を存す。

法華寺

法華寺は同字にあり、妙法山と號し、日蓮宗妙滿寺末にして首題寶塔・多寶釋迦二佛を本尊とす。慶長九年正月十日本願人中市兵衛の協力に依り日善の創立なり。境内は貳百參拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・鐘樓・門を存す。外に鎮守堂あり。

薬師寺の址

薬師寺の址は北方字毛受野にあり。寺は前記虎谷某の古傳記に見ゆる薬師寺にして、瑠璃光院と號せる舊寺なりしが、已に廢寺となり、島地と化して、薬師如來を安置せる小堂を殘せり。

耳原壘の址

耳原壘の址は中央にあり。東西參拾貳間半・南北參拾間の地にして、竹林と爲せり。天正年中光秀

の築きし所にして、今も三面に濠池の址を存す。

三塚あり。西北にあるを糟塚といひ、天正年中光秀の此に陣せしとき、軍糧を埋めし所なりと傳ふ。西方にあるを御手座塚といひ、一に神輿塚の名あり。南方にあるを大塚といひ、一に大將軍塚の名あり。攝津志に「大家有二、一在上中條村、一在耳原村」と記せる耳原の大家は、此の大塚を指せるものならん。然れども縁由詳ならず。

本地は元和八年より徳川氏代官の支配となり、寛永十年永井日向守直清の領地に屬し、慶安二年再び徳川代官の支配に歸し、明暦二年牧野佐渡守親成の領地に換り、寛文八年三たび徳川代官の支配に歸し、同十年永井伊賀守尙唐の領地となり、同氏世襲して肥前守尙服に至り、明治二年六月上地せり、依て加納藩の支配に移り、同四年七月十四日加納縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第一區十番組に入り、同八年四月三十日第八大區一小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區一小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字西河原

本地は古來島下郡に屬し、もと新屋郷の内にして新屋西河原村と呼びしが、永正元年十月改めて西河原村と稱す。舊郷名は和名抄に「島下郡新屋新屋」と載せ、神功皇后御凱旋の後天照御魂神社に幣帛を奉り、此の地の河原に新屋を建て、人馬を憩はしめ給ひしより此の名起れりといふ。天照御魂神社は北方字宮の森にあり、天照國照彥火明命・天兒屋根命・建御名方命を祀り、延喜式に載せられたる新屋座天照御魂神社三座中の一なり。明治五年村社に列せらる。天正以前は神域廣大なりしと傳ふれども、今の境内は七百貳拾坪なり。本殿・拜殿・社務所を存し、末社に東之神社・須佐神社あり。松杉鬱として社頭を蔽ひ、清寂の氣人の衣袂に入れり。氏地は本地及び大字戸伏の字橋の内にして、祭日は十月十五日なり。

磯長神社は字疣水にあり、吾彥磯長を祀れり。由緒は詳ならず。境内は六拾坪を有し、本殿・繪馬所を存す。無格社なり。其の地は天照御魂神社の東南壹町許の所にして、攝津名所圖會には、もと同社内神籬の内なりと記し、社頭に玉の井あり、一に便の水といひ、また疣水と呼び、清輔の詠あり。井後の老櫻を疣櫻といひ、一に井保櫻とも書せり。攝津名所圖會に記する所あれば、左に抄出せん。

家 集 月かけはさえにけらしな神籬やよるへの水につらゝゝゝあるまで 清 輔

攝津名所圖會 よるへの水は社頭の神水なり、世人は此水を疣水といふ、こゝに來て疣黒痣を溜ふ時は、忽に抜落とぞ、天照御

魂社の神水なれば、面貌の疣にも限らず、邪念の穢れを清め洗ふ時は、などか美とならざらんや、むかしは此清水潤澤にして田

畝數千頃を養ふ、後世社を北遷し、ことごとく林樹を伐て墾闢して田となす。これより清水漸潤て水少となる、所謂君子不伐冢木といふ事、故あることによ、攝津志には玉の井と書す、

井保標は疣水の北にあり、此花希代の大樹にして、野邊に只一本ありて遠境より見えたるなり、根本より壹間許上より幹二十餘に別れて四方繁茂し、小枝數千あり、一本の周り五十間許なり、花は山櫻の少し少輪伊勢櫻ともいひつべきもの歟、花の盛は立春より七十日許なり、其の年の寒温による、浪華及び近隣より群來りて飄花を賞す、

西光寺

西光寺は字垣内にあり、玉毫山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永七年十月二日本願寺准如法主の直弟なる本地住人善教の中興なり。其の後享保十九年五月再建せり。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・土藏・門を存す。

本地は寛永の頃より板倉周防守重宗の領地たりしが、明暦二年麾下青木新左衛門の采地となり、同氏世襲して同寅之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸

長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 田中

天満宮

本地は古來島下郡に屬し、もと中條庄の内にして、元祿十一年より田中村と稱す。天満宮は字北畑にあり、菅原道眞を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は六百六拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に春日神社・稻荷神社あり。氏は本地一圓にして、祭日は十二月十五日なり。

光徳寺

光徳寺は字馬屋尻にあり、西島山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明八年西島吉右衛門なるもの本地に住し、本願寺の蓮如法主に謁して薙髮得度し、順知と法名して當寺を創立し、元龜年中住職行宗之を中興し、文政五年住職順證檀家の協力に依りて更に再建せり。境内は壹百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・土藏・門を存す。

本地は寛永六年より板倉周防守重宗の領地たりしが、延寶六年板倉伊豫守重郷代り領し、貞享三年徳川氏代官の支配に歸し、寶曆六年井上河内守の知行所となり、同十一年松平周防守康福之に代り、同十三年土井大炊頭の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同

月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日上中條村・下中條村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 太田

本地は古來島下郡に屬し、太田村と稱す。大阪府地誌には、中古石風呂在と稱せしと記せり。左記の播磨風土記に見ゆる攝津國三島賀美郡太田村は、本地と同名にして所屬郡を異にす。即ち本地は島下郡なるも、同記の太田村は賀美郡即ち島上郡なり。故にもと島上郡に本地と同名なる大田村ありて、已に其の名を没したるにあらざるかの疑を生ぜしむ。然れども島上郡に太田と呼びし没名の村ありしこと曾て聞えざれば、其の太田村といへるは本地を指せるものと見ざるべからず。本地を指せるものとすれば、之を島上郡に記せしは同記の誤りと見ざるべからず。果して其の島上郡に記せしは同の誤りにして、其の太田村を本地なりとせば、本地太田の稱は同記に見ゆるが如く、紀伊國名草郡太田村の名を移せしものならんか。太田の在城せし所にして、所傳には建武の頃太田賴基居城せしを以

て太田の稱起れりとせり。字地に上野・新田・高田といへるあり、攝津志村里の條に「太田屬邑三」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

播磨風土記

攝保郡太田の條 所以稱太田者、昔吳勝從韓國度來始到於紀伊國名草郡太田村、其後分來移到 攝津國三島賀美郡太田村、其又遷來於攝保郡太田村、是本紀伊國太田以爲名也。

繼體天皇御陵

繼體天皇の御陵は字高田にあり、藍野御陵と稱す。高さ五丈餘・周圍五百參間にして濠池之を繞り、全山老樹鬱葱し、里俗は從來より茶臼山といひ、又は池邊の塚とも呼べり。三個の陪塚あり、各貳參坪許なり。天皇は應神天皇五世の孫にして地方に居給ひしが、武烈天皇晏駕せられて嗣なかりしかば、群臣に迎へられて祚に登り、在位二十五年にして磐余玉穗宮に崩じ給へり。

日本書紀

繼體天皇二十五年春二月、天皇病甚、丁未、天皇崩于磐余玉穗宮、時年八十二、冬十二月丙申朔庚子、葬于藍野陵、

古事記

玉穗宮の段 天皇御年肆拾參歲 御陵者三島之藍御陵也、

延喜諸陵

三島藍野陵、磐余玉穗宮御宇繼體天皇、在攝津國島上郡、兆城東西三町・南北三町、守戸五烟、

扶桑略記

繼體天皇廿五年辛亥二月、天皇春秋八十二崩、同年十二月、葬于津攝國島上郡藍野陵、

太田神社は西南宇太田山にあり、延喜式内の神社にして速素盞鳴命・天照皇大神・豐受皇大神を祀り、俗に大神宮と稱す。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百八拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に天神社・稻荷神社あり。氏地は本地にして、祭日は十二月十日なり。

太田神社

八阪神社

八阪神社は字垣内にあり、速素盞鳴命・應神天皇を祀れり。大永元年二月の創建なり。境内は壹百九坪を有し、本殿・拜殿・幣殿を存す。無格社なり。

女九神社

女九神社は字山の木にあり、祭神は繼體天皇の後妃九柱なり。由緒は詳ならず。境内は貳百九拾九坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

安樂寺

安樂寺は字太田にあり、清淨山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜元年三月慧光の創立なり。享保十四年七月堂宇焼失し、同十八年本願寺十五世住如の直弟賢麟檀家の協力を得て之を再建せり。境内は壹百七拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏を存す。

西福寺

西福寺は字北屋敷にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人東泉は元和六年本願寺准如法主の直弟となり、私費を以て創立しけるに、寛永三年七月火災に罹りしかば、同十一年東泉更に檀家の協力を得て之を再建せり。境内は九拾九坪を有し、本堂・庫裏を存す。

稱念寺

稱念寺は字垣内にあり、眞宗本願寺派毫攝寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。大永四年五月唯悅の私費建立なり。其の後大破に及び、文化三年三月檀家協力して再建せり。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

太田城址

太田城址は南方にあり、太田太郎頼基の築きし所にして、同氏累世の居城たりしも、廢城の年月は詳ならず。今は田圃となりて城の崎・城の前等の字地を存せり。雲見坂に西國街道の南北に跨りて、

頼基の雲氣を見て軍の勝敗を卜せし所なりといふ。其の墓は南方田圃の間にありて、高さ參尺許の自然石なり。

本地は明暦元年より板倉周防守重宗の領地たりしが、同二年松平若狭守康信の領地に轉じ、延享四年より田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第四十區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島上郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 中城

本地は古來島下郡に屬し、中城村と稱す。字地に北城といへるあり、攝津志村里の條に「中城屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。此の字地は寛平二年四月總持寺の觀音堂を建築する時、

常稱寺

忍頂寺村字コモ池屋敷の住民同観音に歸依し、其の普請の役夫となりて本地に留まり、引續き住せしより一部落を爲せしものなりといふ。

常稱寺は字西屋敷にあり。補陀洛山と號し、眞宗本願寺派本照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寺記に依れば、山蔭中納言四世の孫民部卿正雅、一條天皇の勅を奉じて總持寺の別當職となり、世々相承けて通雅に至り、文明七年蓮如法主の弟子となりて名を西玄と改め、別當職を以て寺僧に付し、自ら別に一字を創建せしもの即ち當寺なりといふ。永祿年間兵火に罹りて焼失し、元祿十三年九世超善檀家の協力を得て再建せり。境内は八百五拾九坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鼓樓・鐘樓堂・土藏・門を存す。

本地は元和七年より徳川氏代官の支配となり、村高貳百貳拾六石七斗貳升九合の内、壹百四拾九石參斗七升六合は東組と呼びて萬治二年より麾下小田切善兵衛の采地となり、其の七拾七石參斗五升參合は西組と唱へて元祿元年より松平因幡守信興の領地となりしが、小田切氏の采地は同氏世襲して同愛之助に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄となる。又松平因幡守の領地は元祿六年より徳川氏代官の支配に歸し、寶永四年大坂定番内藤式部少輔正友の役知に轉じ、正徳元年同水野肥前守忠位・同三年同松平大藏少輔勝以・享保十年同戸田大隅守忠固の各役知となり、同十

七年再び徳川代官の支配に歸し、同二十年大坂城代太田備中守資晴の役知に屬し、元文五年三たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に換り、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる、是に於て全村同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第二區九番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字總持寺

本地は古來島下郡に屬し、總持寺村と稱す。村名は總持寺の名に因めり。

總持寺は字西垣内にあり。補陀洛山と號し、眞言宗高野派寶城院末にして十一面千手觀音を本尊とし、脇壇に春日明神・天照大神を安置せり。仁和二年五月大織冠鎌足の齋山蔭中納言政朝の開基にして、寛平二年の創建なり。是れより先、仁明天皇の承和年間中納言の父越前守高房太宰大貳となり、任

總持寺

に筑紫に赴かんとして澱江を下れるに、穂積の橋邊に於て漁民の巨龜を屠らんとするを見て之を憫み、一領の單衣を與へて之を購ひ、助けて水中に放てり。然るに其の夜河口に泊し、黎明纜を解かんとするに際し、誤りて其の幼兒を水中に陥れければ、大に痛悼して觀世音に祈りしに、須臾にして烟波の中に巨龜あり、其の背に幼兒を載せて出で、幼兒恙なきを得しかば、甚く大悲の功德の空しからざるを感じ、宰府に着して後其の靈像を作らんと欲し、來舶せる唐の人僑に砂金千兩を與へて清涼山下の香木を求め、人僑は唐に歸りて香木を日本に輸せんことを奏せしに許されざりしかば、其の木に梅檀香木を日本の高房に寄する旨の文を刻みて東海に流し、以て高房に報いんとせり。然るに高房已に卒し、其の子山蔭長じて中納言に任せられ、都督を拜して鎮西にあり、國郡を巡視して海邊に一の浮木を得、人僑が刻みし銘を見て奇異に感じ、任滿つるに及び携へて歸洛の途次、此の地に憩ひけるに、香木重くして擧ぐる能はざりしかば、念じて曰く、此の地有縁の所ならば、像成りし後伽藍を建立して安置すべしと、是に於て木輕きこと舊の如し。依て和州長谷寺に詣で、良工を得んことを祈りしに、七日にして夢むらく、明且下山のとき遇はんものは即ち其の人なりと。味爽山寺を出づれば、蓬頭垢面の一童の果して鐮刀を持して來るに遇ひ、伴ひて京都に歸りしに、童は一晝夜にして十一面大士の像を彫刻し、相好圓滿凡作ならざりしかば、之を試の尊像と稱し、更に囑するに香木を以てせり。童子一千日を期して刻すべきを約し、一室に入りて出入を禁じ、期に及びて戸を開けば、大悲の像は儼然と

して成就しけるも、童子の影なし。是に於て童子は長谷觀音の化現なるを知り、崇拜愈厚し。時は實に仁和二年五月十五日にして、其の四年二月四日政朝逝けり。政朝七男七女あり、父の庶窟を當寺の奥院に築き、寛平二年父の大祥忌を以て遺誓を履み、七堂伽藍を建立して冥福を薦せしもの即ち當寺にして、後花山法皇は御巡幸ありて二十二番の靈場と定められ、一條天皇は勅して御願寺と爲し、且別當職三綱阿闍梨定額僧を置かせられ、後一條天皇は當國及び播磨・和泉三國の租を割きて施入し給ひ、白河・鳥羽兩天皇の御歸依亦淺からざりしといふ。降て天文・元龜年間に至りて戰塵の巷となり、東西五町・南北六町の寺域内に、宏壯輪奐を極めし伽藍及び十二の僧坊も全く焦土と化し、又壹千石の寺領をも失へり。此の時本尊は猛火の中にありて其の大半を焦し、上半のみ僅に全きを得て今に尙存せり。ついで天正六年十一月九日・同十年五月七日の兩度回祿の災に罹り、文祿三年七月十二日復た震災に逢ひて益衰頽せしが、慶長八年二月豊臣秀頼は片桐且元に命じて再建せしめ、徳川氏に至りて貳拾五石參斗の地を寄せられたりしも、明治維新後に至りて上地せり。現在の堂宇は即ち秀頼の再建せしものにして、本堂・庫裏・書院・鐘樓堂・土藏・寶藏・廊下・長屋・樓門・四足門を存し、外に金堂・荒神堂・庚申堂・辨天堂・如意輪堂・開山堂・籠堂・護摩堂・地藏堂・閻魔堂・鎮守堂・經堂あり。所在は高燥にして、石磴數十級の上にあり、貳千參百參拾四坪の境内を有し、四圍に墻壁を繞らし清淨幽寂、千古の巨刹當代の名寺なり。寺寶頗る多く、中に就て土佐光成筆絹本着色辨財天像壹幅・

海北友雪筆縁起着色紙本壹卷・試十一面觀音像壹軀・聖觀音像壹軀並脇立貳軀・木造立像參軀は、明治二十四年七月三日美術上參考たるの鑑査狀を附與せらる。

古鐘銘 (朝野群載に出づ)

奥祖父越前守藤原朝臣、歸心於普門妙智、傾首於無礙大悲、而鑿鑿澹然、閃電倏爾、納言尊考、軫先業之不遂、歎善因之未成、多以黃金附入唐使大賀御井、買得白檀香木、造千手觀音菩薩、日惣持寺、於是第二男備前權介公利、鑄豐鐘一口、于時延喜十二年夏四月八日、

今昔物語

延喜天皇の御代に、中納言藤原山蔭と云人有けり、數の子有けるの中に、一人の男子有けり、形端正にして父是を愛し養ひけるに、繼母有て父の中納言よりも此兒を取置き悲數して養ければ、中納言是を極て嬉しき事に思ひて、偏に繼母に打預てなふ養はせける、然る間中納言太宰帥に成て鎮西に下ける、繼母を後安き者に思てある程に、繼母此兒を如何して失ふと思ふ心深くして、鐘の御崎と云所へ過る程に、繼母此兒を抱て尿を遺る様にて取はつしたる様にて海に落し入つ、それを即はいはずして帆を上て走る船の程に、暫ばかり有て若君落し給ぬと云て、繼母叫て泣のゝしる、帥是を聞て海に身も投るばかり泣迷ふ事限なし、帥の云、兒か死たらん體なりとも求て取上來れと云て、若干の眷屬を浮船に乗せて追遣る、我乘たる船をも留て如何してか見かありなし聞てこそ行め、聞さらん限は此に有らんと云て留るなりけり、眷屬等終夜浮船に乗て海の面を漕行と云へとも、何れかは有ん、漸夜明離る、時に海の面として渡るに、海の面を見遣は、浪の上にはみたる小さき物見え、鴨と云鳥なりと思て近く漕行、立さるは怪しと思近く漕寄て見れば、此兒海の上に打うかひ居て、手を以て浪を叩てあり、喜ながら漕寄 見れば大驚訝なる龜の甲の上に此兒居たり、喜迷て抱取つ、龜は即海底へ入ぬ、帥の御船の許に迷ひ漕寄て若君おはしますと云て指出

したれば、手迷して抱くまゝに喜泣する事極なし、繼母も奇異と思ながら泣喜事限なし、此繼母は内は心を深く隠して思たる様に持成てありければ、帥も偏にそれを憑て有けるなり、かくて船を出て行間に、帥終夜肝心碎て寝ざりければ、晝寄臥て寢入ける夢に、船の端に大なる龜海より首を出して、我に物云はんと思たる氣色のり、然れば我船の端に指出たれば、龜なりと云へとも人言はん如くして云、忘させ給けるか、一年我河尻にして鶴飼の爲に釣上られたりしを、買取て放さしめ給し所の龜なり、其後何にしてか此恩を報し申さんと思、年月を過るに帥に成下り給へば、御送をたにせんと思、御船に副て行間に、夜前鐘か御崎にて繼母の若君を抱て船の高欄を打越て、取はつす様にして海に落し入しかば、其を甲の上に受取て御船に後れしとかく參つるなり、今行末も繼母に打解給ふ事なかれと云て、海に首を引入つと見て夢覺ぬ、其後思出すに、一年住古に參たりしに、大渡と云所にして鶴飼有て船に乗て來るを見れば、大なる龜一つ船より面を指て我に面を見合たりしかば、極て最惜く覺て衣を脱鶴飼に與へ、河龜を買取て海に放つる事有き、今そ思出たる、然れば其龜なりけりと思に極て哀なり、繼母の帷し、涙絶く泣迷つる、思合られて極て憎し、然れば其後兒をば乳母を具して我船に乗移しつ、鎮西に下着しても心に懸りて後めたく思ければ、別の所に兒をば住せて常に行つゝ見ける、繼母其氣色を見心得たるなりけりと思て、何とも云事なかりけり、帥任事て京に歸上て、此兒をば法師になしつゝ、名をば如無と附たり、既に失たりし子なれば無きか如しと附たるなりけり、山階寺の僧として、後には宇多院に仕て僧都まで成上てそ有ける、其中納言失にければ、繼母子なくして此繼子の僧都にこそ養はれて失にけれ、事に觸て如何耻敷思出しけん、彼龜恩を報するにしも非ず、人を助け、夢見せなとしければ、最た、ものには非ず、佛菩薩などにて有けるやと思はる、此山蔭中納言は攝津國總持寺と云寺造たる人なりと語傳たる、云々

藤原山蔭の墓

藤原山蔭の墓は、總持寺の北方貳町許なる同寺奥院の側にあり。數畝の地にして小濠之を繞り、架するに長參間・幅參尺の一石を以てせり。封土の上に二輪の塔を置き、塔は南面し、高さ六尺・臺石

壹丈にして、其の表面に中納言山蔭卿・左に願主當住法印慶隆・右に寛永二十一年二月四日と鐫し、臺石の表面には、當住開基八百年忌と二行に刻せり。即ち當寺住職法印慶隆の建てし所にして、亦其の東方に姫塚と稱するあり、俗に女郎山といひ、中納言の室及び息女の墓なり。一碑あり、復た同慶隆の建設なり。

姫塚

藥王寺は字東垣内にあり、淨土宗知恩院末にして藥師如來を本尊とす。僧正行基の草創にして、畿内四拾九院の一なりと傳ふ。境内は壹百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏を存す。

藥王寺

光明寺は同字にあり、陀羅尼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十六年三月本願寺實如法主の直弟遠藤秀行の私費創建なり。其の後元祿十五年二月住職覺翁檀家の協力に依りて再建せり。境内は壹百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關を存す。

光明寺

八幡大神宮は同字にあり、應神天皇・天照皇大神・天兒屋根命を祀れり。もと字桐山にありしが、明治二十五年一月二十八日當所に移轉せり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は壹百六拾七坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は本地及び大字中城にして、祭日は十月十三日なり。

八幡大神宮

本地は寛永二年より板倉周防守の領地となり、同六年同氏の檢地あり、村高參百四拾貳石壹斗六升八合の内、貳拾五石參斗は總持寺の領となり、其の參百拾六石八斗六升八合は依然同氏の所領たりしが、總持寺領は同寺相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、同七月北

司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉す。又板倉氏領は天和元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿元年松平因幡守の領地に轉じ、同五年再び徳川代官の支配に歸し、寶永四年大坂定番内膳式部少輔正友・正徳元年同水野肥前守忠位・同三年同松平大藏少輔勝次・享保十年同戸田大隅守忠國の各役知となり、同十七年三たび徳川代官の支配に歸し、同二十年大坂城代太田備中守資晴の役知に屬し、元文五年四たび徳川代官の支配に歸し、延享四年田安家の領地となり、同家世襲して同慶頼に至り、明治元年の初の新に御料となりて櫻井濱江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄となる。是に於て全村同一管治に歸し、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字中城に同じ。

大字 戸伏

本地は古來島下郡に屬し、もと戸伏莊にして、延享年間分れて戸伏村・橋の内村・莊村・中村・牟禮村の五ヶ村となりしが、耕地は交互錯落し、村境釐正し難く、且水利土工等の共同に屬するものありて獨立の姿なきに依り、明治十六年三月合併して戸伏村と稱す。口碑の傳ふる所に依れば、往時は

一列平坦の地にして、安威川の流を負ひ、洪水の爲に田野を流し、一面の河原となること屢なりしかば、堤防を築きて洪水の患を除き、田畑を開きて耕作し、民戸初めて安伏するを得たり、是れ戸伏の稱の起原なりと。

牟禮神社

牟禮神社は舊中村の東北安威川の堤畔にあり、延喜式内の神社にして速々葺鳥命・天兒屋根命を祀れり。創建の年月は詳ならず。社殿はもと舊牟禮村にありしを當所に移せるものなり。明治五年村社に列せらる。境内は八拾參坪を有し、本殿・拜殿を存す。氏地は舊中村・同戸伏村の内にして、祭日は十月十四日なり。

西法寺

西法寺は舊中村にあり、竹雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基乘觀は本地の人なり、享保五年三月本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力に依りて創立せり。境内は壹百參拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

春日神社

春日神社は舊莊村にあり、天兒屋根命・應神天皇・大山積神・大國主命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は五百貳坪を有し、本殿のみを存す。末社に惠美須神社あり。氏地は舊莊村・同戸伏村の内にして、祭日は十月十四日なり。

皇大神宮神社

皇大神宮神社は舊莊村にあり、天照皇大神を祀れり。御靈代は舊神官宮渡三頭太夫より相傳し、村内安全祈願の爲め信徒の自宅に祭祀し來りしも、不敬に涉れるを以て、明治十三年五月十四日一社

誓源寺

を創建せしものなり。境内は壹百七拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。
誓源寺は舊莊村にあり、終南山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保五年正月の創立、本願寺寂如法主の直弟誓源の開基なり。境内は七拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

日吉神社

日吉神社は舊牟禮村にあり、大山祇神を祀れり。由緒は詳ならず。境内は六拾五坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

本照寺支坊

本照寺支坊は舊牟禮村にあり、眞宗本願寺派にして阿彌陀佛を本尊とす。もと宗慶寺と號し、實城の開基なり。實城は享保六年三月九日本願寺寂如法主より本尊并に寺號を授かり、檀家の協力に依りて創立し、爾來法燈を傳へ來りしも、衰頽して明治六年廢寺となり、同十二年九月十五日復興して本照寺の支坊となる。境内は四拾七坪を有し、本堂・庫裏・表門を存す。

素盞鳥神社

素盞鳥神社は舊戸伏村にあり、素盞鳥命を祀れり。由緒は詳ならず。境内は壹百坪を有し、本殿・拜殿を存す。無格社なり。

光照寺

光照寺は舊伏戸村にあり、戸伏山と號し、眞宗本願寺派佛照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基周悅は享保六年正月十日本願寺寂如法主の直弟となり、同年檀家の協力を得て創立し、其の後大破に及びしかば、明治十二年二月再建せり。境内は壹百六拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。

西慶寺

西慶寺は舊橋の内村にあり、眞宗本願寺派本照寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人本翁なる

もの正徳五年五月本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力を得て當寺を創立せり。境内は五拾五坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地村高は壹千七拾四石參斗貳升七合にして、(戸伏村壹百四拾壹石八斗五升八合・橋の内村壹百六拾六石五斗五升半禮村貳百貳石七斗六升六合なり) 寛永二年より舊五ヶ村とも板倉周防守重宗の領地たりしが、中村のみは明暦三年同族板倉伊豫守重形の領に移りしも、天和元年五ヶ村とも徳川氏代官の支配となり、牟禮・中・橋の内之三ヶ村は寶永三年大坂定番内藤式部少輔正友の領に轉じ、延享四年舊五ヶ村とも田安家の領地となり、同氏世襲して同慶頼に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年五月晦日同家領に復し、同二年六月上地せり、依て田安藩の支配に移り、同年十二月二十六日兵庫縣の管轄に移り、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月戸伏・莊の二ヶ村は島下郡第二區九番組、中・橋の内・牟禮の三ヶ村は同第二區十番組に入り、同八年四月三十日第八大區二小區となりて番組に異動なく、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區二小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日舊五ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 鮎川

本地は古來島上・島下の兩郡に屬し、鮎川村と稱す。兩郡に跨るは不便少からざるを以て、明治五年八月其の島上郡に屬する分を島下郡に編入せらる。文祿二年五月村の會所火災に罹りて古簿悉く燒失せしと、惜むべし。

須賀神社は字綿田にあり、速素盞烏命を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。境内は七百七拾坪を有し、本殿・拜殿を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月十三日なり。

慈光寺は字三垣内にあり、無量壽山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。永正年中檀家の協力に依りて法周之を造營中興し、寛政五年住職快秀更に再建せり。境内は貳百拾八坪を有し、本堂・庫裏・角屋・表門・長屋門を存す。

生房庵は同字にあり、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾七坪を有し、本堂・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は其の島上郡に屬する分は、元和三年より土岐山城守定義の領地となり、同五年松平紀伊守家信の領地に移り、寛永十年岡部美濃守宣勝の領地に轉じ、同十七年松平若狹守 信の領地に換り、慶

須賀神社

慈光寺

生房庵

安二年永井日向守直清の領地となり、村高四百四拾七石五斗壹升八合は同氏世襲して日向守直諒に至り、明治二年六月上地せり、依て高槻藩の支配に移り、同四年七月十四日高槻縣に屬し、同年十一月二十日大阪府の管轄となる。又其の島下郡に屬する分は、徳川氏の初より徳川氏代官の支配となり、寛永二年板倉周防守重宗の領地となり、寛文三年板倉伊豫守重形の領地に移り、天和元年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して小堀數馬に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなり、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同四年八月同縣第三十九區に編入せられ、同年十一月二十日大阪府の管轄となり、全村初めて同一管治となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月島下郡第三區一番組に入り、同八年四月三十日第八大區三小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第八大區三小區となり、同十二年二月十日島下郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十七戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
耳原	七五・七七〇	五、六三三	七七一	三、九六元	三、四四	—	—
西河原	五三・二〇〇	四、〇六八	三六五	五、八二〇	三、八	—	—

田中	三、八、五〇〇	一、七、六三三	三三六	三、九〇八	一、七五	—	—
太田	一、〇、七、七〇	八、二、五二九	五五一	一、三、五八	六、七	—	—
中城	三、六、七二〇	一、〇、〇〇〇	一三三	二、〇、八三二	三三	—	—
總持寺	三、二、一六八	三、三、三〇元	一、七二	四、〇、一、一四	三、七	—	—
戸伏	一、〇、七、三、七〇	八、二、七、四三	三三三	一、〇、三、八、一五	三、〇	—	—
結川	八、二、四、一三	三、〇、一、一五	三六三	八、三、六、三三	三、八	—	—
計	五、一、六、七、〇〇〇	四、〇、五、〇〇元	二、四、七、七	三、三、三、三、七	二、八、一、九	三、三、三、七	三、一、〇、一

第十九項 茨木町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、茨木村・上中條村・下中條村の三ヶ村は、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村中の大村たる茨木村の名を採りて茨木村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて島下郡所屬たりしが、明治二十九年四月一日三島郡に屬し、同三十一年十月十四日茨木町と改稱す。

大字 茨木

本地は古來島下郡に屬し、もと中條莊の内にして茨木村と稱す。村名は寶龜年中には蕨切と書し、

後荊木又は茨城等に作りしが、正治年中に至りて今の文字に改めしといふ。字地に下の町といへるあり、攝津志に「屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。同攝津志は、本地を中條莊に加へざるも、正治二年及び弘長二年の勝尾寺の舊記には、中條茨木村と記すれば、其中條莊に屬せしは明なり。十三朝集に、大同二年坂上田村麿茨木町を造ると見ゆれば、是れ蓋し本地の權輿ならんか。其の市場の存するは、同じく田村麿の神市を開きて農具を賣買せしめしに起れりといふ。近代に至り多くは青物市場となるも、天正・慶安年間の市場免狀は今も尙存せりと。外圍には土井を繞らし、土井敷は六尺五寸・高さ貳參尺にして竹林を爲し、外間より人家を見えざらしむ、里人之を稱して御土井と呼び、宅地賣買讓與の折には、表口何間・奥行土井場として反別若干と認め、役印を捺するの先例をなし來りしも、近時に至り土井を開拓して宅地に變更し、其の残れる所稀なり。郡の中樞に位し、道路は四通し、官設鐵道は其の西北を走り、交通運輸の便備はり、北市場町北組・同中組・同南組・北中之町・北清水町北組・同南組・西馬口引町・東馬口引町・西外之町・北外之町・東外之町東組・同西組・東突抜町・西突抜町・魚屋町・材木町・城の町・六軒町・柴屋町・米屋町・烏屋町・鍛屋町・立町・東大町・西大町・西之町・寺町・南清水町・南中之町・新庄町・主原町・下之町の三十二ヶ町を有し、北市場町には宮本町の異名あり。町筋は何れも丁字形を爲せり、是れ在城當時の遺形ならんといふ。明治十二年二月十日島下郡役所を梅林寺に置かれて、翌三月一日より開廳し、同十四年一月六日島上郡役

茨木神社

所を合併せられて島上郡役所と改め、同二十九年四月一日より三島郡役所となりて、今に至るまで同郡役所の所在地となり、警察署・區裁判所・稅務署・郵便局等の官署を初め、中學校・高等女學校及び銀行・會社等の設あり、商業盛にして郡中の都會なり。

天石門別神社

茨木神社は市街の西端字五十鈴にあり、速素盞鳴命を主神とし、相殿に天兒屋根命・應神天皇を祀れり。創建の年代は詳ならず。古は宮本町にありしが、天正年中織田氏の耶蘇教を信じて、所在の神社佛閣を焼却する際し、天照大神・春日大神・八幡大神及び牛頭天王のみは焼くべからずとせしかば、牛頭天王と僞稱し、以て其の却火を免れ、ついで今の所に移轉し、明治五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。社後に天石門別神社あり、天兒屋根命の外祖天石門別命を主神とし、相殿に天宇受賣命を祀れり。延喜式内の神社にして、古は茨木神社と共に宮本町にありしも、後共に此に移りて、更に豊國大神・天照大神を配祀せり、もと境内の一小祠たりしも、里民事由を具して昇格を官に請ひ、明治十二年五月十二日初めて郷社に列せらる。同境内の東方に天滿神社ありて菅原道眞を祀る。楠正成の攝・河・泉守護として茨木城を築きし時、勸請して城の鎮守となせしものに係り、

天滿神社

世々の城主深く崇敬し來りしが、元和三年五月二十五日此に移り、明治十二年村社に列せらる。末社に事乎神社・皇大神社・愛宕神社・稻荷神社・惠美須神社・嚴島神社あり。明治四十一年五月六日字主原町の村社主原神社(天兒屋根命)、同年六月十三日大字上中條の同皇大神宮社(天照皇)・大字下中條字

赤井・黒井

袴田の同多賀神社(伊邪)を境内に移轉し、字主原町の無格社御嶽神社(天皇・金山彦命)を末社事平神社に合祀せり。茨木川の右岸に沿ひて、境内は壹千四百七拾五坪を有し、氏は本町全部にして、茨木神社は七月十三日・天石門別神社は十月二十五日に各例祭を行はる。而して天石門別神社の床下に赤井あり、其の西に黒井あり、共に名水にして、豊川村大字宿久庄の青井と併せて島下郡の三清水と稱し、黒井は豊臣秀吉の御茶の水に汲みて大坂城に輸せしものなりといふ。今も町内の飲用水なり。

眞宗大谷派
茨木別院

眞宗大谷派茨木別院は東突抜町にあり、眞宗東本願寺別院にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長八年東本願寺教如法主の創建なり。初の満照寺と稱し、後大谷派本願寺御坊と呼び、明治四年御坊號廢せられて舊號満照寺を復稱し、大正五年四月二十一日更に今の稱に改めらる。境内は壹千參百貳拾六坪を有し、本堂・向拜・庫裏・書院・座敷・玄關・廊下・僧侶詰所・鐘樓堂・太鼓樓・茶所・講舎詰所・土藏・輪番所・藥醫門等相連り、規模頗る宏壯にして、老松壹株庭前に嬾蹇せり。

唯敬寺

唯敬寺は東外之町西組にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正年中檀家と協力して祐西の創立なり。正徳元年十二月火災に罹りて焼亡し、同三年五月之を再建せり。境内は貳百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

淨教寺

淨教寺は西外之町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文十五年淨誓の開創なり。正徳元年十二月火災に罹りて焼失し、享保十六年之を再建せり。境内は參百拾坪を有し、本堂・庫裏・

妙徳寺

妙徳寺は北中之町にあり、日蓮宗本満寺末にして首題寶塔・釋迦二佛を本尊とす。文祿二年八月日應の創立なり。境内は五百拾壹坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・廊下・土藏・鐘樓堂・表門を存す。外に妙見堂あり。

稱名寺

稱名寺は主原町にあり、眞宗本願寺派定専坊末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十七年十一月本多祐西の創立なり。境内は貳百四拾參坪參合を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・鐘樓堂・土藏・門を存す。

本源寺

本源寺は清水町にあり、慈光山と號し、臨濟宗妙心寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。元和三年三月本願人下中條村山本治兵衛初め檀家の協力に依りて雲居和尚の創立なり。境内は八百五拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・座敷・居間・鐘樓堂・土藏・門を存す。外に地藏堂あり。

梅林寺

梅林寺は城の町にあり、安養山清秀院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。縁起に依れば、往時は西堤の下なる神社の前にありて、安養寺と號し、眞言宗なりしが、文永元年眠譽上人中興して淨土宗に改む。本尊阿彌陀佛は慈覺大師の作にして靈驗殊に多く、曾て上人念誦のとき靈告ありしを以て、池田の里法園寺より迎へ來りて安置しけるに、永祿年間に至り、今夜水災あり急ぎ立去るべしとの夢告あり、上人愕然覺眠し本尊を負ひて去りしに、果して俄然暴雨盆を傾けて注ぎ、洪水天を浸し、堤防崩壞して堂宇悉く漂没せしかば、地を神社の後方にトして

再び寺門を經營し、舊地の半を割きて社地たらしむ、即ち今の寺町といへるは當寺の遺跡なり。天正年間中川清兵衛清秀は、四世教譽是頓に歸依し、畫工に其の肖像を寫さしめ、同上人の贊辭を求めて當寺に納め、且香華の資料若干を寄附して、寺門の後祭を圖りしに、幾ばくもなくして羽柴氏の柴田氏を伐つに及び、嫡子右衛門大夫・次子修理大夫の二子を、伯父なる河内守口城主森田橘左衛門尉に托して城に留置き、自ら賤嶽に發向して奮戦し、遂に同地に於て戦死しければ、是頓は同地に赴きて遺骸を柴田の里に葬り、清秀院殿行譽莊嶽大居士と法諡し、鬢髪を持ち歸りて之を二子に贈りしに、二子は之を當寺に埋葬して塔を建て祠堂を構へて供養せり。ついで嫡子右衛門大夫は播州三木の城主となりしが、後秀吉の命に従ひ朝鮮に赴きて戦歿し、舍弟修理大夫武を繼ぎ、功を以て豊後の岡に移封せられ、當寺との間音信稀となる。慶安三年の夏洪水あり、堤防復た決潰して堂宇悉く流失し、僅に本尊及び清秀の肖像を水波の中に求め得、水難の虞なき古城址を卜して精舎を建營せしもの即ち現在の所是れなり。當時住持讚譽萬龍の伯母に春日局あり、將軍徳川家光の乳母たりしが、音信疎ならず、人をして萬龍にいはしめて曰く、若し願意あらんか、爲に紹介せんと。依て萬龍は弊邑に三箇寺及び神社の地を賜はし我願足れりと答へたるに、幕府の許す所となる。其の三箇寺は當寺と妙徳寺及び滿照寺是れにして、之が爲め邑民は萬龍の徳に感じて崇敬せり。洛の儒生宇都宮祐の人物志を著して、中川清秀を耶蘇宗なりと記せしかば、執政酒井雅樂頭は中川家に對し、耶蘇宗は國禁なり、若し人物志に記せ

るが如く耶蘇宗たりしならんには、家系不正に似たりとありければ、同家は舊領地に就て正否を糺し、即ち證するに當寺所藏の清秀肖像等を以てせしに、人物志の記事の誤れること判明し、祐的は嚴叱せられ、同志は絶版せしめらる。仍て中川家は年々代使を以て拜香の禮を悖くし、今に至りて連綿たりと。寺號は中興の際數株の梅樹ありて林を爲せしを以て、之れに因みて改稱し、院號は清秀の菩提所たるに依り、其の名を採りしものなりといふ。現今の本堂は文化元年五月檀家の協力して再建せるものなり。境内は六百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・鐘樓堂・玄關・土藏・門を存す。外に鎮守堂あり、堂は片桐且元の城主たりし當時の鎮守にして、辨財天を祀る。寺寶に前記中川清秀の肖像、及び秀吉の書面あり。秀吉の書面は清秀が信長より中國援兵の命を受け、本地に歸りて出兵準備中、たましく本能寺の變を聞きければ、直に之を高松在陣の秀吉に傳へたるに對し、秀吉の答へしものなり、其の文左の如し。

只今の殿迄打入候の處御狀披見申候、今日成次第ぬま迄通申候、右左へも同前候

自是可由與存候預示快然候、仍只今京より罷下候旨隨に申候、上様并殿様何も無御別儀御切ぬけなされ候、せまか崎へ御のきなされ候内に、福平左三度つきあい無比類動候て無何事の由、先以目出存候、我等も成次第御城候條、猶追々可申承候、其許の儀無御油斷御才覺專一候、恐々謹言

六月五日(天正丁未)

羽 筑